

平成 22 年

第 2 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 22 年 6 月 10 日

閉 会 平成 22 年 6 月 16 日

大 津 町 議 会

平成 2 2 年第 2 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6 月 10 日	木	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
6 月 11 日	金	午前 10 時	委員会	各 常 任 委 員 会	
6 月 12 日	土		休 会	議 案 等 整 理	
6 月 13 日	日		休 会	議 案 等 整 理	
6 月 14 日	月	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
6 月 15 日	火	午前 10 時	本会議	一 般 質 問	
6 月 16 日	水	午後 2 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				7 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 大津町財政事情公表
- 専決処分の報告（2件）
- 平成21年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成21年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託、特別会計繰越明許、繰越計算書の報告について
- 平成21年度大津町公共下水道特別会計継続費精算報告書
- 平成21年度大津町農業集落排水特別会計継続費精算報告書
- 平成21年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社熊本文化の森事業報告書
- 平成21年度定期監査報告書（行政編）
- 平成21年度定期監査報告書（学校編）
- 平成22年3月例月出納検査の結果について
- 平成22年4月例月出納検査の結果について
- 平成22年5月例月出納検査の結果について

平成22年第2回大津町議会定例会会議録

平成22年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成22年6月10日(木曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原則雄 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部税務課長 田中令児 企画部長 木村 誠 総務部行政係長 藤本聖二 会計管理者兼 西村和正 兼 会計課長 企画部企画課 白石浩範 兼 財政係長兼 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 中山誠也 教育部長 松永高春 併任工業用水道課長 経済部長 西本昇二 農業委員会事務局長 服部次子 子育て支援課長 松永高春

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて (職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 5号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成21年度大津町一般会計補正予算(第8号))
承認第 6号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
議案第36号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第37号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第38号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第39号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第40号	大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第41号	平成22年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第42号	平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第43号	平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第44号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について

平成22年第2回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成22年 3月 5日 請 願 第 2 号	請願書 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願	熊本市南千反畑町3-7 社団法人 熊本県保育協会 理事長 塚本 美津代 菊池郡私立保育園連盟 会長 笠 博典	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成22年 5月21日 陳 情 第 2 号	陳情書 室北区内道路整備に関する陳情	大津町大字室2063番地8 室北区区長 西嶋 信行	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 5月31日 請 願 第 3 号	医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書	合志市須屋2659 全日本国立医療労働組合 再春荘支部長 廣田 美栄子 合志市福原208 全日本国立医療労働組合 菊池支部長 東 秀樹	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 2 年 6 月 1 0 日 (木) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 2 1 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号))
- 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 議案第 3 6 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 1 0 議案第 3 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 8 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 1 2 議案第 3 9 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 1 3 議案第 4 0 号 大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協
定の締結について
- 日程第 1 4 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 5 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 6 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 7 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
について

一括上程、提案理由の説明

日程第18	議案質疑	
	議案第36号及び議案第37号まで	一括質疑
	議案第38号	質 疑
	議案第39号	質 疑
	議案第40号	質 疑
	議案第41号	質 疑
	議案第42号から議案第44号まで	一括質疑
日程第19	委員会付託	
	議案第36号から議案44号まで	
	請願第2号、請願第3号	
	陳情第2号	

午前10時04分 開会

開議

○議長（大田黒英生君） ただいまから、平成22年第2回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田黒英生君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番議員、源川貞夫君、5番議員、鈴木ムツヨさんを指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大田黒英生君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長松永幸久君。

○議会運営委員長（松永幸久君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、6月1日午前10時から委員会A室において、議会運営委員全員、また大田黒議長に出席を願い、平成22年第2回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長提出議案の14件について、執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。

また、議事日程、会期日程、その他の議会運営全般について協議をいたしました。なお、町長提出議案のうち、承認第2号から承認第6号までの5件については、先に議決すべき案件でありますので、

本日の会議において質疑、討論の後、表決することいたしました。

なお、一般質問については7名ですので、一般質問の1日目に通告者の1番から4番まで、2日目が5番から7番までの順で行うことになりました。

次に、会期の日程について協議をし、議席に配付のとおり本日から16日までの7日間といたしました。なお、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、大田黒議長に答申をいたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程のとおり、本日から6月16日までの7日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第2号から日程第8 承認第6号まで

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（大田黒英生君） 日程第4、承認第2号から日程第8、承認第6号までの5件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第2号から承認第6号までの5件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第6号までの5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正したいものでございます。

承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例、及び承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについては、平成21年度大津町一般会計補正予算（第8号）につきましては、今回の補正は、地方交付税の特別交付税及び事業費の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6千251万7千円としたものでございます。

承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正は財政調整交付金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千270万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6千748万8千円としたものでございます。

承認第2号から承認第6号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号及び同法第218条第1項の規定により議決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。

以上、承認案件の提案理由の説明を申し上げましたが、承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） おはようございます。承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は1ページ、説明資料も同じく1ページになります。よろしくお願いいたしたいと思います。専決処分の案件につきましては、昨年度労働基準法の改正によりまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布、施行に伴いまして、急施を要した職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正を3月31日、地方自治法の規定により専決処分をしたもので、議会に報告し承認を求めるものであります。

条例の改正内容につきまして、説明資料の1ページをお願いいたしたいと思います。改正前の第2条第1項第2号で、休日、特に勤務を命ぜられた場合を除く、及び年次有給休暇並びに休職の期間を時間外勤務代休時間及び休日、特に勤務を命ぜられた場合を除くに改め、第3号としまして、年次有給休暇及び休職の期間を規定するものであります。

附則で、この条例は平成22年4月1日から施行するといたしております。なお、時間外勤務、代休時間の追加にあたりまして、特に勤務を命ぜられることがあり、その場合には職員団体のための活動する余地がない時間外勤務代休時間及び休日、土・日・祝日等の災害等とあわせて年次有給休暇及び休職等、号を分けて規定させていただきました。改正の中にあります勤務時間外、勤務代休時

間の新設に係る経過を説明しますと、昨年8月11日に月60時間を超える時間外勤務、いわゆる超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給に代わりまして、正規の勤務時間においても勤務をすることを要しない日または時間、いわゆる時間外勤務代休時間を指定することができる制度が新設された旨、人事院勧告が行われまして、法律等によりまして地方公務員法等の改正がなされたところでございます。

以上、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集につきましては3ページから13ページになります。説明資料は2ページから26ページになります。地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布、施行されたことに伴ひまして、大津町の税条例を改正したものでございます。条例の改正を説明する前に、政府が示しました税制調査会の報告と大綱が述べてありますので、その辺を述べさせていただきたいと思ひます。説明資料の2ページ、一番上の囲み線の中をご参照願ひたいと思ひます。政府では、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に適用し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むことといたしてあります。こうした取り組みの第一歩といたしまして、平成22年度の税制改正においては、扶養控除の見直し、たばこ税の税率引き上げ、新しい公共を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し、その他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じますといたしてあります。扶養控除の改正の件ですが、子ども手当で支給や高校の実質無償化をするために扶養控除、特定扶養控除の一部が廃止されます。納税者が子どもなどを扶養する場合には、その経済的負担を考慮して扶養控除という形で納税者にとって税金を安くすることができます。しかし、超過累進税率、いわゆる所得が高い人ほど高い税率になりますが、採用している所得税におきましては、この控除は所得が高い人ほど優遇される結果となりました。そこで、扶養控除に代わり手当などを支給するという形に変更するというのが今回の改正になります。なお、子ども手当や高校の実質無償化による収入については、税金がかかりません。では、地方税関係の改正について、同じく説明資料で説明させていただきます。

まず、①扶養控除の見直しですが、真ん中の表をごらんいただきたいと思ひます。括弧書きについては所得税の控除になりますので、個人住民税について説明をさせていただきます。上の方が現在の仕組みで、その下が改正後の仕組みになりますが、主に中学生以下が対象となります16歳未満の年少扶養親族に係る部分と、高校生や大学生が対象となります16歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る部分の2つに分けて改正が行われます。表の左側の年少扶養控除16歳未満の33万円が廃止されます。特定扶養控除、16歳以上19歳未満の上乗せ分12万円が廃止されまして、控除額は33万円となります。19歳以上23歳未満の特定扶養控除につきましては、従前のまま45万円です。さらには、23歳以上69歳未満の扶養控除33万円や70歳以上の老人扶養控除38万円につきましても、従前のまま変更なしとなっております。これらの改正につきましては、平成24年度分以後の個人住民税について適用させていただきます。

②同居特別障害者加算の特例の改組でございますけれども、年少扶養控除が廃止されることに伴いまして、同居特別障害者加算を行うことができなくなるための措置でございます、加算の対象を扶養控除等から特別障害者控除に振り替えるものでございます。特別障害者控除30万円プラス同居特別障害者加算23万円で合計53万円の控除となります。町の状況でございますけれども、現在身障者の1級の方が377人、2級の方が202人、精神障害A1が54人という形で、この控除に関する対象というのは633人ということで調べております。

続きまして、3ページをお願いいたします。③諸控除の見直しに伴う所要の措置とは、扶養控除の見直しに伴って給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書、これは新規に作成する必要がありますけれども、並びに給与支払い報告書などについて、その記載事項及び様式の見直しを行うものでございます。

④非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設とは新しく設けられるものでございますけれども、金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係ります税率の20%を本則税率化に合わせまして一定の手続きによる金融取引業者等の営業所に設定されました株式等の振り替え記載等に係る口座、いわゆる非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益に課税をしないというものでございます。口座の開設は、年間1人1口座で、毎年100万円までの上限に係る投資で、最大3口座300万円の累積投資が可能となっております。町の配当所得関係の状況でございますけれども、配当所得のみの方は10人程度の方がいらっしゃるようでございます。

⑤生命保険料控除の改組でございますけれども、次の4ページの一番上の表をごらんいただきたいと思っております。左が現行のもので右が改正後になります。一般、個人年金保険料の控除限度額がそれぞれ2万8千円となります。新たに介護医療保険料控除が設けられ、合計控除限度額につきましては現行の同様の7万円となります。

⑥給与所得に係る個人住民税の特別徴収ですが、65歳未満の公的年金等に係ります所得を有する者が会社等に再雇用されている場合に給与分は特徴、年金分は普通徴収と二重の手間がかかっていたものを平成20年度以前の方式に戻し、給与からの一括特別徴収ができるように変更になりました。現在の65歳以上の公的年金特別徴収者は約1千120人で、普通徴収者541人になっております。この541人が特別徴収に希望すれば変わるということになります。

⑦平成22年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取り扱い交付金につきましては、県民税の徴収委託金でございますが、22年におきまして市町村では所得税確定申告データの地方団体の電子的送付、いわゆる国税年金の開始に伴いまして、電算システム改修経費等の負担が増加いたしました。平成22年度課税分では、納税義務者1人当たり300円を上乗せして3千300円となりますので、町の当初予算では4千50万円を計上いたしておりますけれども、405万円の増額で委託金の合計は4千455万円となる見込みでございます。

⑧たばこ税についてでございます。国と地方のたばこ税の税率が10月1日から1本当たり3.5円引き上げられます。そこで、町のたばこ税による収入は平成20年度実績及び喫煙者の減少率を20%

と試算しまして、約2千680万円の増収になる見込みでございます。22年度で2億6千970万円の見込みになります。

以上が税制改正の主な点でございますが、内容の大部分が平成24年度分以後の個人住民税について適用することとなっております。今年度で特に住民の方に影響があるものにつきましては、主にたばこ税の増税関係になります。

続いて、条例の改正については、説明資料の新旧対照表に条文の改正部分を示させていただいておりますけれども、各条文の文言と番号等が複雑多岐にわたっているため、関係する条文と改正の内容、趣旨をまとめました資料を添付させていただきましたので、それを説明させることにご了承願いたいと思います。説明資料は5ページになります。町税条例の一部改正についてでございますけれども、5地区、黒文字の表示部分については、町の条例に関する部分の条項及び見出しになります。

まず、第19条です。法人の市町村民税の申告納付について、法人税法の改正に伴い規定の整理を行わせていただいております。

第31条は、法人税法の改正、地方税の改正に関連する規定の整理を行わせていただいております。

第36条の3の2及び同条3の3は新設の規定でありまして、所得税の年少扶養控除廃止によりまして、所得税では年少扶養親族の情報は収集しなくてもよくなりましたが、住民税の非課税限度額制度等に活用するため、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族に関する事項を扶養親族申告書により把握できるよう新しく規定を設けさせていただきました。

第44条は、65歳未満の公的年金受給者の住民税を給与分、年金分を一緒に給与から特別徴収の方法で徴収ができるようにしたものでございます。

第45条、48条、50条、54条につきましては、法律に基づく項の削除や追加により項数等を改正するものでございます。

6ページをお願いいたします。第95条は、たばこ税の税率を上げる規定で、町たばこ税で千本当たり1千320円の値上げになります。先ほど言いましたように、国と地方を合わせましたたばこ税は1本当たり3.5円の税率引き上げになりまして、価格上昇分については1本当たり5円程度になる見込みでございます。

附則第16条の2は旧3級品のたばこ、いわゆる「いこい」「新生」等に関する税率の特例規定でございます。

附則第19条の3は非課税口座内の少額上場株式に係る譲渡所得等は、他の譲渡所得と区分して計算することを規定させていただいております。

附則で、この条例は平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に係る規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。なお、法律に関連して改正する各条文の規定については、国からの通知に基づき改正しておりますので、新旧対照表については説明を省略させていただきました。

以上、よろしく願いいたしたいと思います。

続きまして、承認第4号でございます。承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、

大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集は14ページから17ページ、説明資料は27ページから36ページになります。この案件につきましても、地方税法等の一部を改正する法律の公布、施行によりまして、急施を要しましたので専決処分を報告し、承認を求めるものでございます。条例改正の内容につきましては、改正の概要と関連する条文ごとに説明させていただきまして、新旧対照表の説明については省かせていただきたいと存じます。

では、条例に関する改正の概要について説明をいたしますので、説明資料の27ページをお開き願いたいと思います。

まず、①国民健康保険税の課税限度額の変更です。医療費は、高齢化の進展に伴いまして年々増大しておりまして、そのための上昇分を限度額の引き上げでまかなっていこうとするものがあります。これにより、中間所得層の被扶養者の負担に配慮した保険税の見直しが可能となります。なお、限度額につきましては、法律により規定されるもので、今年度は基礎課税額の課税限度額を3万円引き上げて50万円、後期高齢者支援金分を1万円引き上げまして13万円に改正されます。なお、町の超過限度額の世帯につきましては、基礎課税分で107世帯を見込んでおります。これにつきましては、税収として420万円ほどの増になっております。

②特例対象被保険者（非自発的失業者）に係る国民健康保険税の軽減です。国保税の算定につきましては、ご存じのとおり前年所得を計算基礎といたしておりますけれども、昨年来の経済不況に伴いまして、企業の倒産やリストラなど勤め先の都合で離職した者について、在職中の保険料負担と比較して過重にならないよう、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算しまして、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年の年度末で軽減するものであります。該当する特例対象被保険者とは、雇用保険の特定受給資格者、特定理由辞職者を指しまして、自分の都合で離職した者と区別をされております。平成22年の6月現在で27世帯程度となっております。

次に、条例の各条項の改正につきまして、28ページの資料で説明させていただきます。第2条で、基礎課税額及び後期高齢者支援金等の課税限度額の引き上げを規定するものであります。第23条は、課税限度額の変更及び地方税法等の基礎控除33万円の変更に伴いまして、同条第1項第1号の7割軽減、2号の5割軽減、第3号の2割軽減措置についての規定を改正させていただきました。保険税の軽減措置7割、5割、2割の適用につきましては、国保税の応能応益割合のうち応益割合が45から55%の範囲内に収まる必要がありましたけれども、今回、上限を引き上げたため、その制限を外し、市町村の判断で同様の軽減ができるようになりました。

第23条の2につきましては、特例対象被保険者、非自発的失業者の国民健康保険税算定に関する規定でございます。第24条は75歳に達する人が被用者保険から後期高齢者医療制度に加入することにより、当該被保険者の被扶養者は国民健康保険の被保険者となりますけれども、被扶養者であった期間は保険税を賦課されなかったことに対しまして、国保の被保険者になりますと新たに保険税の負担が生じますので、2年以下の激変緩和をしていしましたが、今回、後期高齢者医療制度の廃止、一応25年の4月1日が予定になっておりますけれども、それを見据えてその2年間の期間の制限をなくしたものでございます。

第24条の2は特例対象被保険者に係る申告について新設された規定でございます。

附則第2項から附則第14項につきましては、法律に基づき条項の整理等の改正を行っております。

最後に、議案集で17ページをお願いいたします。附則の第1条で、この条例は22年の4月1日から施行する。ただし、附則第13項、第14項の改正規定については、22年の6月1日から施行するとしております。

第2条で、平成21年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。承認第5号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願ひます。併せて、別紙補正予算の概要のご参照をお願ひいたします。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ950万1千円を追加し、予算の総額を117億6千251万7千円とするものであります。

第2条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費について、第2表繰越明許費補正のとおりとしております。

第3条で、地方債の変更を第3表地方債補正のとおりとしております。今回の補正の主な内容は、地方交付税の特別交付税の確定、地方譲与税等の確定、まちづくり交付金事業関連の額の確定、緊急雇用対策事業の額の確定などに伴うもので、急施を要したため3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

8ページをお開き願ひます。第2表、繰越明許費補正でございます。まず、追加補正です。子ども手当でシステム導入委託料に係るもので、国の制度内容の確定が遅れたことにより、年度内の事業の完了が不可能となったことによるものであります。

続いて変更の補正であります。国の緊急経済対策に伴い、先の3月定例会において補正させていただきました地域活性化きめ細かな臨時交付金事業に係るもので、3月に国の臨時交付金の交付限度額が8千29万6千円から1千265万9千円増額し、9千295万5千円とする旨の決定がありましたので、その増額分につきまして林道作業道整備事業、道路補修工事、公立学校等修繕のそれぞれの事業を補正し、併せて繰り越しの補正をするものであります。

なお、別紙補正予算の概要の7ページから8ページに、先の3月定例会でご議決いただきました分とあわせまして繰り越しの概要について記載いたしております。また、平成21年度一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成21年度大津町ほか4カ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計繰越明許費繰越計算書は、議席に配付させていただいております。ご参照をよろしくお願ひいたします。

9ページをお願ひいたします。第3表地方債補正は、2の町道整備事業、3の県道負担金、5のまちづくり交付金事業の事業の確定によるもので、それぞれ地方債の減額であります。

補正予算に関する説明書によりご説明いたします。歳入からご説明いたします。13ページをお願いいたします。

款2 地方譲与税から16ページ款11 交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定に伴うものであります。特に16ページの款10 地方交付税3千471万3千円の増額は特別交付税に係るもので、国は景気悪化で普通交付税の不交付団体から交付団体に移行した団体に、よりきめ細かな算定を行ったとしておりまして、法人町民税の還付加算金につきましては21年度に限り特別交付税で措置するなどとしております。それにより、総額は1億3千471万3千円となっております。なお、これに伴う還付加算金、算定されました還付加算金は1千981万6千円となっております。

17ページをお願いいたします。款14、項2、目1 総務費国庫補助金1千259万2千円は、投票人名簿システム改修費の事業費の確定と地域活性化きめ細かな臨時交付金の交付限度額の増によるもので、きめ細かな臨時交付金の総額は9千295万5千円となりました。

款15 県支出金、項2 県補助金及び18ページの項3 委託金は、それぞれの事業の確定に伴う交付金の減額です。

款16 財産収入は、それぞれの基金の利子であります。

19ページをお願いいたします。款17 寄附金は、町に直接寄附いただきましたふるさと給付金で、3名の方からの分であります。県を経由していただきました寄附金と合わせますと寄附金総額は73万円で、7名の方からの寄附をいただいております。

款18 繰入金は、大津小学校分離新設事業の測量設計業務の確定に伴う学校教育施設整備基金繰入金の減額であります。

20ページをお願いいたします。款21、項1、目2 土木債5千700万円の減額は、道路橋梁債が町道改良工事及び県道負担金の確定に伴い1千50万円の減額です。都市計画債は、まちづくり交付金事業の確定に伴い4千650万円を減額するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。21ページをお開き願います。款2 総務費、項1 総務管理費の目1 一般管理費から目10 男女共同参画推進費までは事業費の確定に伴うもので、財源の組み替えや減額補正をいたしております。目13 財政調整等基金費は、基金利子を積み立てるものであります。

22ページをお願いいたします。項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費は、投票人名簿システム改修委託の確定に伴う減額補正です。項5 統計調査費、目2 各種統計調査費は、農林業センサスの調査に係るものであります。

款3、目1 社会福祉総務費から23ページ目3 人権対策費及び項2 児童福祉費までは、それぞれの事業の確定に伴う減額と財源の組み替えであります。目8 まちづくり交付金事業は、財源の組み替えです。

24ページをお願いいたします。款4 衛生費の菊池環境保全組合負担金は、21年度の菊池環境保全組合の事業費の確定に伴い負担金を減額するものであります。減額により負担金総額は4億129万6千円となります。

款5、項1、目1労働諸費から25ページの款6、項1、目3農業振興費の生産総合事業補助金までは、事業費の確定に伴う減額であります。

26ページをお願いいたします。目2林業振興費と款8、項2、目2道路維持費は、いずれもきめ細かな臨時交付金の増額に伴い工事請負費を増額補正するものであります。それ以外につきましては、事業費の確定に伴う減額であります。

27ページをお願いいたします。款8、項3、目6まちづくり交付金事業3千808万6千円の減額も事業費の確定によるものです。

28ページをお願いいたします。款9、項1、目1常備消防費の菊池広域連合消防本部負担金は、司令センター整備に伴う負担金の確定に伴う減額であります。

款10、項1、目2事務局費では、きめ細かな臨時交付金の増額に伴い、節11需用費で修繕料を544万7千円増額しております。それ以外は、事業の確定に伴い減額補正となりました。

29ページも同様であります。

30ページ、款12公債費の減額は、一時借入金が必要のため減額したものであります。

款13予備費で、財源調整をいたしております。

31ページ、給与費明細書は、先ほどご説明いたしました各種統計調査員報酬の確定に伴う補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の案件は、国・県等の調整交付金等の額の確定に伴い専決処分したものです。

補正予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千270万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6千748万8千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の9ページをお願いします。併せて、別冊補正予算の概要は6ページです。

款3、項1、目1療養給付費等負担金は、療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担金が減額となり、今回271万1千円の減額補正を行ったものです。款3、項2、目1財政調整交付金、節1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるものですが、交付金算定に使用する国の本算定基礎計数が確定したことによりまして、今回5千389万4千円の増額補正を行ったものです。節2特別調整交付金は、結核性疾患や精神疾患に係る医療費が多額であるなど、特別の事情により交付されるもので、概算交付申請の額を計上しておりましたが、今回額が確定したことにより減額補正を行っております。

款4、項2、目1財政調整交付金の節1普通調整交付金は、国庫補助金同様に概算交付申請の額を計上しておりましたが、県からの普通調整交付金の額が確定したことによりまして、1千170万1

千円の増額補正を行ったものです。節2特別調整交付金は、保険事業に要した経費や収納率の向上等の取り組みに応じて交付されますが、平成20年度の交付税収納率が確保されたことにより259万2千円の増額補正を行ったものです。

10ページをお願いします。款9、項1、目1一般会計繰入金の節3助産費等繰入金につきましては、出産一時金の件数の確定による137万4千円の減額補正に伴い、一般会計の繰入金の同額補正を行ったものです。

11ページをお願いします。款12、項1、目1予備費で予算の調整を行い、6千270万4千円の増額補正を行っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 承認第3号、4号、6号について、最初に質疑をいたします。

最初の承認第3号の天津町税条例の一部改正についてであります。今回、政府の方で、国会で法律が改正をされたということで専決をされておりますが、町税の改正によって町民の皆さんへの影響がどのようになって表れるのかということをお明らかにしておかなければならないと思います。そこで、まず第1点目は、特にこの扶養控除、年少扶養控除、特定扶養控除の減額の影響であります。いわゆる町民にとっては増税になります。その増税の影響額について試算がございましたらお答え願いたいと思います。

それで、次に年少扶養控除の廃止に伴う影響であります。中学生まで子ども手当が1カ月1万3千円ですね、支給されるようになって、それに合わせて控除を廃止することだと思っておりますが、子ども手当が1万3千円で年間で大体15万円ちょっとだと思っておりますが、一方で子どもさんが1人の場合ですね、所得税で38万円、住民税で33万円、合計で71万円の扶養控除がなくなるわけですから、多分所得税で5%、住民税で最低でも10%、両方で15%が増税になるかと思っております。その比較ですね、当然町民に影響が出てくるわけですから比較が出されていると思っておりますのでお尋ねをします。

併せて、特定扶養控除の減額に伴う影響についても高校生がお一人おられた場合の比較をお尋ねします。

それから、もう1点、子ども手当を大体保護者が受け取ることになると思っておりますけど、こちらでは扶養控除が廃止になるわけですね。扶養控除が廃止になることよって増税を受けると。受給者と増税者が一致しない事例などが出てくるのではなかろうかと思っておりますけど、そういう想定があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、承認第4号であります。国民健康保険税条例の改正であります。医療分が限度額プラス3万円、後期高齢者支援分がプラス1万円ということですが、先ほどたしか、このいわゆる増税によって107世帯450万円ほどの影響だということだったと思っておりますが、この限度額ですね、両方合わ

せますと73万円になりますかね、限度額が。この限度額ぎりぎりの人が一番きつい人ですね。それ以上所得があればどうってことないんですけど、もうぎりぎりのところが一番高い国保税になるわけですけど、そういう方々の推計所得ですね、例えば40歳以上でないと介護納付金が発生しませんので40代で4人家族で扶養が3人という場合、一体推計、この限度額に達するにはどのくらいの所得になるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、承認第6号ですが、国民健康保険特別会計の補正予算ですが、今回歳入がですね、かなり大幅に増えております。国庫補助金の財政調整交付金が5千389万円ですかね、率にしますと27.8%と、約3割の歳入が増えている。歳入が増えるのは大変結構なことではありますが、予算の見積りの段階でですね、これほど大きな差額が何で出てくるのかということで、その理由についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の質疑の中で、承認第3号関係でございます。まず、扶養控除の今度の変更によりまして、住民への影響という形でございます。国の方の連絡によりまして、課税総所得、要するに税額が非課税か課税かということで、その制度を活用している条例と補助金等についての影響があるという形で思っております。昨今の状況で私の方である程度の調べはつきましたけれども、国の言う方向としましては全体で38項目ほどあるのではないかとという形です。特に私どもが心配しているのが、幼稚園の就園奨励費の補助金、この関係、それと保育所の保育料という形になります。ただ健康保険税については、この影響を受けないということになっておりますので、今その辺を心配しているわけですけども、国の税制調査会の方でも、この実施を見まして、その細部についての検討をやるということをお願いしておりますので、その動向を見守らせていただきたいと思います。

それから、町民税収への影響額の試算でございます。要するに扶養控除の関係でございますので、今まで課税されていなかった世帯に新たに課税が発生することになりますけれども、その試算額については、ちょっとまだ不明な点があります。ただ、21年度の課税状況から見まして、この関係の扶養控除関係、一般扶養と特定扶養の関係がなくなりますので、その分の税収が増えるという形で、全体的に税率10%試算を行わせていきますと約1億4千400万円程度の増収を見込むという形の積算をやっておるような状況でございます。

それと、年少扶養控除の廃止、それに特定扶養控除の減額による状況でございます。子ども1人、高校生1人という形の積算でございますけれども、私の方で積算をしていますのが、所得税関係の10%の税率適用というのが収入がですね、大体家族で500万円ということを見込んでおりますので、その500万円の設定の試算を述べさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

まず、ご主人、奥さん、それに子ども、小学生1人という形でございますけれども、給与という方たちで年収の500万円の場合は所得税が3万8千円、住民税が3万3千円で7万1千円の増税になります。それと、先ほどから言っていますように扶養の関係で給付が、子ども手当がありますので、

これが本年度は1万3千円という形です。将来は2万6千円という形ですけれども、12カ月分という形で計算しますと15万6千円という形で、先ほどの増税と、要するに子ども手当てによる収入増というのがありますので8万5千円の収入増になるという形です。ご夫婦と子ども1人、小学生1人という形ですね。それと、今度は高校生の話です。高校授業料無償化という形で、この辺の無償化の費用を約月額1万円と見込んでおります。まだこれについては不確定な要素もありますけれども、そういう形でご了承いただきたいと思っております。これにつきましても、ご夫婦、奥さんは要するに控除の対象の配偶者という形でご理解いただきたいと思っております。子どもさんについては高校生、これも500万円の場合を設定させていただいております。所得税につきまして2万5千円、住民税が1万2千円で3万7千円の増税になります。それと、高校授業料無償化という形で月額1万円の12カ月で12万円という試算をいたしまして、差し引き8万3千円の収入増を見込んでおるような状況でございます。

それから、子ども手当て等の関係の控除により増税等が一致しない事例ということですが、そもそも所得税と住民税が課税されていない世帯につきましては、扶養控除が廃止されることになりまして、一部課税になるような場合を設けまして影響は少ないものと考えております。実際、荒木議員の質疑の中にありましたように、33万円の、要するに税額控除がなくなるわけですが、その関係が結局収入増という形に捉えてもらえれば結構だと思っております。

それから、併せまして承認第4号関係でございます。国保税の関係でございますけれども、世帯の限度額の人数等については、先ほど述べたとおりでございます。ただ限度額については、前々の所得の変動がわからないわけございまして、それを把握する必要がありますので、今の試算としては一応21年度と比較するとそういうような状況でございます。21年度、大体170世帯がありましたので、今回107世帯という形で下がっていると、限度額を。要するに所得が減っているという形で見てもらえば結構です。要するに経済不況等がありまして、そういう限度額を払う人が少なくなっているという形でございます。

それと、推計所得、限度額に対する推計所得の例ですが、40代の4人家族という形だったですね。奥さんを40歳としておりますので、要するに介護保険の関係の適用もありますので、その関係でご理解いただきたいと思っておりますけれども、限度額につきましては給与収入が約740万円、収入がですね。所得に直しますと546万円を超えると限度額超過という形で、先ほど言われました73万円の適用を受けておるという形になっております。

以上でよかったですか。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えいたします。先ほど普通調整交付金の総額が17.8%の伸びがあるということでございましたけれども、普通調整交付金につきましては、率で申しますと9%が国の交付金という形で示されます。そのうち財源として34%が国の負担金、残り県の調整交付金ということで7%ということで、合わせて50%が国の補助金と、残る50%が保険料ということで財源構成がなされております。そのうち今回の9%にあたる部分の普通調整交付金が増額になったものでございますけれども、前年度の段階で当初予算編成時につきましては9%、療養交付金

の見込額の9%で予算編成を行いますけれども、国の仮計数から本算定の計数が年度末に示されるということでございますので、国のその計数によりまして示された結果が今回の増額になったということでございます。予算の見込みにつきましては、その辺のところは十分今後注意してまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 税条例の改正について、もう一度お尋ねをしますが、所得税で、特に年少扶養控除の廃止ですね、所得税で38万円、住民税で33万円が廃止になるわけで、7万1千円ほどの増税になるということですが、併せてこれを改正することによって自動的に負担、幼稚園、保育料が特にそうだと思いますが、この廃止が24年度からですかね、住民税に反映してくるのは。そうしますと、住民税が上がれば自動的に保育料が上がると。保育料はちょっと税金が上がると5千円、1万円、1カ月上がりますので、例えば5千円上がれば年間で6万円、もう子ども手当がなくなるような事態も想定されるのではなかろうかと。そこは、もう今度の改正で想定されて何かの対応を考えていかないといけないと思いますけど、そういう検討はなされておられるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 荒木議員の再質疑の問題です。税制改正については、国の税制調査会を踏まえて、それに基づいて各自治体が行うわけでございますけれども、私どもとしても直接住民に関する住民税の問題がかなり深刻になってきます。先ほども言いましたように、国の方でも所管府省において負担基準の見直し、それに経過措置と導入についての適切な措置を図るということになっておりますし、また扶養控除等の廃止になります影響に伴いましては、先ほども言いましたように税制調査会でかなり報告、審議をされるということ聞いております。本年度につきましてはその影響がないんですけれども、後年度、24年度からについてはですね、一応影響があるという形で、先ほども言いましたように奨励補助金等の要綱が町の方でも決められております。それに保育園の入所関係というのがその基準に基づいて上がるというのは現実的に否めない事実でございますので、その辺も国の動向を見ながら十分また協議をさせていただくという形になるだろうと思いますので、その辺はどうぞご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 承認第2号、3号、5号について質疑いたします。

まず、承認第2号についてであります。この条例の改正であります。よくよく読んでみますれば、この条例は職員が給与を受けながら職員団体のためのその業務を行うということでありまして、人事勧告が云々ということだったんですが、何ですか、選択肢が増えてしまうと。本来の業務ではなくて、その職員団体、自己防衛とかいろんなことに対して時間が費やされてしまうという恐れがあるはしないかと思ひまして質疑するわけではありますが、この条例の趣旨の中で、上位法として地方自治

法の第55条の2ということが挙げられております、8項か、ということが上げられておりますが、これは55条というのは職員団体のための職員の行為の制限ということなんですね。ということは、この職員行為の制限ということがまず第一に考えるべきではないかと。ということは、職員が給与を受けながらということでありますから、このことに対してからは町民としては不利益なわけです。職員とすれば、有益かもしれない。しかし職員は一枚岩ではないでしょうから、否定的な意見もあるでしょう。この点ですけれども、選択肢が増えることによって、逆に町民が不利益を被ることが多くはないかなというふうに考えるわけです。この点について、町民のためになる条例改正かどうかということですね。その形というか、姿というのは、どういったふうに理解すればいいのか、質疑いたします。

次に、承認第3号の質疑であります。この所得課税の強化にあたると思います。そして、再配分という形で、いろんな形で国が、政治が実権を握って国民のための政治をしますというふうに、この改正の要旨というのはそういったところではないかなと思うんですが、所得課税や資産課税、消費課税ということ考えた場合に、消費税が導入されてから直間比率の適正化というのが叫ばれております。しかしながら、今回のこの扶養控除の見直しを考えてみますれば、今の政権与党民主党あたりがですね、将来消費税を上げるぞということをおっしゃっております。前自民党も言っておりました。このままでは立ちゆかなくなると、国が回らなくなってしまうよということをおっしゃりましたが、このことについて、マクロ的に国は経済対策なり何なりいろんな社会保障なり考えることでありましょ。うが、将来の増税というのが非常にその耳に残りまして不安を感じる部分があると。そして、今回のこの税条例の一部改正については、平成24年度分以後のという形で個人住民税について適用しますよということでありまして。24年というならば2年後ですね。私が危惧するのは、この税率の変化です。国が2年後は国あたりが勝手にですね、その税率の計数あたりをさわられまして、もうその課税に対する数値的なものをいろんな点でさわってきやしないかなと。2年後というのは、状況というのはかなり変化します。何で先に、今22年においてこういったことをですね、審議しなければならぬのか。現実味が2年後と言ったときにはないんですよ。この点についてですね、お聞きしたいと、質疑したいと思います。

そして、承認第5号の中のこの予算書、補正予算書の中の24ページの中で、衛生費、この中で菊池環境保全組合の負担金が3千378万2千円という減額、計算した結果、これだけの減額になりましたよということですので、町の努力の結果、ごみが減ったとか、分別が進んだとか、そういったのがあるのかなと考えたりもしましたが、3千300万円というのはですね、非常に大きい額でありまして、これだけの誤差が生じた理由ですね、積算自体が甘かったのではないかなと。3千300万円ということは、これは恐らく、この清掃組合に対して一度は負担金として納めた額ではないかなと。3千300万円、今は金利は安いですから、町が3千300万円あったとして、銀行に預けとったといっても金利はさほどつかないかもしれません。3千300万円、ほかの近郊町村あたりもこの組合に入っているところもこういった形で負担額が下がったということをおある程度考え、予測しますれば、この保全組合あたりは億というお金をですね、余分に持っていたんではないかなということが考えら

れると思うんですよ。実際は知りませんが、そういったお金の流れを考えたときに、実際町もお金が足りない、足りないと言っているわけでありますが、そんな余裕なお金をですね、預けとるようなことはできないわけでありまして、この積算とこの補正の誤差ですね、この理由をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 承認第2号、永田議員の質問ですけれども、承認第2号の職員団体の行為の制限に関する条例の改正でございます。要するに永田議員が言われますように、給与を受けながら団体行動ができるという、中身は全くそのとおりでございます。それで、この時間外の代休時間ということにつきましては、昨年の11月にここの会議場で一応議決をいただいているわけでございますけれども、もともとは労働基準法の改正に基づくものでございまして、この基準法の中身でしまして、要するに長時間労働60時間という抑制関係がありますけれども、労働者の健康を確保する観点から、仕事と生活の調和が取れた社会を実現する観点からという形で、もう20年の12月に公布されているような状況でございます。いわれるとおりに、給与を受けながら職員組合の行動をするという形で、特権的なものという形の指摘もありましたけれども、私どもとしては時間外の代休時間は一応年休、給与を受けながらということとは別な条項として設けさせていただいておりますので、その期間は一応職員の権利として当然できるものというところで今回条例を上位法に基づいて改正させていただいたものでございます。いつも言われますように、我々職員についても、皆さんの町民の方の税金等を給与等に反映させておりますので、自分たちの権利ということですが、住民福祉の向上にはですね、役立てるように職務精励をさせていただきますということをお誓い申し上げたいと思います。

それともう1つです。承認第3号関係の所得税のものです。非常に厳しい質疑なんですけども、現在、政府の方でも政権交代がこの短期間にまたなされております。税制改正という形で2年後の適用という形で国の方からも通達が来ているような状況でございます。税制改正という形で毎年度行われますけれども、昨今のやっぱり経済状況を見ると、2年後というのでは不安視するという材料だろうと思います。先ほども荒木議員の質疑にありましたけれども、税制調査会等でその辺は十分検討をされるという形だと思っておりますので、税率の変化等についてもですね、十分精査しながら私どもとしても団体等ですね、6団体等についての呼びかけはやっていきたいと、町長を先頭にしてやっていくことをやりたいという感じで思っておりますので、これは国の方の法律に基づくものですので、大変申し訳ないんですけれども、その辺は十分ご認識があるだろうと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

環境保全組合の負担金の関係につきましては、環境保全組合は5年間の包括管理委託を計画しておりますので、その関連で21年度予算を町の方にこれぐらい負担金が要りますということで請求がっております。その関係で、包括委託をする予定だったんですが、コンサル関係の倒産等もありまして、21年、22年度は、今現在直営でやっております。環境保全組合の運営をですね。その関係で、組

合の議会において予算の組み替えと事業の精査を行って、その関係で工事費関係について一応延期したということで、一応予備費に組んでいたんですが、その分について事業の精査等を行いながら、予備費に組んでいた分を今回町の方に返すという形で減額の通知があっているということでございます。

○12番（永田和彦君） 額の取り扱いは適正だったですか。もっと早く返されたんじゃないですか。3千300万円。

○土木部長（中山誠也君） 減額の通知が町の方に来たのは3月の初めの方に通知が来ております。なかなか工事関係につきましてはですね、組合の方としても積算の見込み関係をあまり詳しい人がいないということで、今回先送りという形でされたものと思っております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。承認第2号につきましては、町民に不利益がかからないように誓ってやっていくというお答えですが、私がこの承認第2号を、もうここで説明資料として皆さんに渡してあるんですが、やっぱりその議案集よりも説明資料というのを詳しく書いてあるんだろうなということでやっぱり見てしまいます。この議案集にしてもですね、説明資料にしてもですね、何が問題かと言いますれば、もう言わずと知れた第1条を載せてないということです。これ自体が、どうもこの承認を提案するのに対して非常に不愉快と申しますか、ちょっとおかしいんじゃないかなと。趣旨が第1条でありますから、これが長々として何ページにも及ぶような条例ではないわけです。実際、この説明資料にしても、この1枚のA4の上半分も使っていないんですね。第1条も2、3行程度です。一番重要なところが書いてあるんですよ、職員が給与を受けながらということをですね。これを載せないということ自体が、どうも何かあるんじゃないかなと思ってしまうんです。ですから、私は条例を読み返してみても、上位法の地方自治法までさかのぼって調べてみたということです。この載せなかった理由というのをきちんとお聞きしたいと、再度お聞きしたいと思います。

それとですね、承認第3号はいいです。5号について再度質疑いたしますが、私はお金の流れをお聞きしたいんですね、明確にしておきたいと。この負担金の返還を3月初めに通知が来たといいますが、直営でやっているということでしたんで、こういったことというのはまだ早くわかったんじゃないかなと。そして、詳しい人がいないから、どう取り扱いしていいかわからないと。詳しい人がいないならば、詳しい人を置くか、そういった詳しくないようなこの大切な税金をどう取り扱っていいかわからないような人は排除すべきじゃないですか。そして、また議会もそういったことをきちんと指摘すべきですよ。額が非常に大きいんですよ。これは、恐らくこの組合に入っているところからするならば、かなりの額が集まっていると思うんですよ。こういったところに不正が起こる可能性があるということが考えられるんですね。この組合のですね、そういった会計管理あたりはきちんとやっているでしょうが、ここのですね、3千300万円という額をですね、この返還するにあたって、これ適正な処理だったと言えるんですか。もっと先に、少しでも早く返還してもらえれば、我々のこの一般会計でも何でもですね、別に方策が、組み替えあたりがいろんなことができるんですね。やっぱり年度末というのは、いろんな会計処理あたりが逼迫してきますので、やっぱり余裕があった方がいいわけです。預けとくよりも、町の金庫に入れてもらった方がいいわけですから、こういったことに

ついて、再度質疑いたします。適正かどうかですね。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員の再質疑にお答えいたします。

職員団体の職員の行為の制限の特例に関する条例ですけれども、町条例につきましては、必ず第1条で趣旨、目的というのをうたっているのはそのものです。この中にも、今言われるように職員が給与を受けながら職員団体のための業務を行いという文言が趣旨目的という形で入っております。あとは、各条文の改正になりますけれども、載せてない理由という形で言われましたけれども、何ら意図はありません。載せなかったということについては、また今後中身の説明の資料として、十分わかりやすい、我々でも資料をつくる必要があります。税務関係では非常にわかりにくいところもですね、簡略化させて説明していただきましたけれども、私どもとしても議会との開かれた情報公開というものもありまして、住民の方にもわかりやすい議会の公聴もありますので、その辺は十分気を遣いながら説明資料についても配慮させていただきたいということを思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の環境保全の運営の関連でございますけれども、議員おっしゃるように、わかれば早く一般会計の方へ返すべきであるというようなことでございますけれども、運営につきましては、先ほど担当部長が申したように、今現在、ここ2年直営でやっておりますし、その辺の計画関係も今、最終の段階に入っております。その中で、いつ何が起こるかというか、わからないような状況にある環境保全の東部焼却所でございます。そういう意味におきまして、年度末までしっかりと予備費において管理をしていただいとったわけでございますけれども、我々一般会計の方が会計年度の終わりに支払い関係、5月まである関係です、金が我々の方も基金を取り崩したりいろいろしながらやりくりをやっておるような状況でございますので、その辺の金額、少しでも返していただければというようなことで、今回、環境保全もそうですけれども、消防関係の、広域でやっておる消防関連のところについても、ぜひ我々町村も苦勞しておるといふか、やりくりが大変な目に遭っておりますので、環境保全あるいは消防関連等でしっかりと自分たちの予備費で持っていておるのはまずいということで、管理者関連で相談しまして元へ戻して、また新たに負担が生じたときにご相談をしていただけるといふようなことでお願いしたわけでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。45分から再開します。

午前11時35分 休憩

△

午前11時45分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、承認第3号と第4号について、反対の討論を行います。

最初に、大津町税条例の改正ですが、今回の改正で年少扶養控除が廃止をされると。それから、特定扶養控除の縮減ということで、いわゆる町民にとっては増税につながると。確かに政府の政策で子ども手当が新設をされましたが、本来手当と税金の仕組みというのは別物だと考えなければならぬと思います。そもそもこの税金をどうやって課税をするかという原則には、人間が生きていくために、家族が生きていくために必要な生活費には税金を課税をしてはならないというのが税課税の原則でなければ、これをどんどん崩していったら、まさに生活費を削って税金を払わなくてはならないという事態になりかねない問題だと思うからです。まして子ども手当でも1年、法律では1年限りになっております。そういうことで、扶養控除というのは33万円、子どもが1人、親が1年間育てると。そのために1カ月3万円にも満たないこの控除そのものが少ない額なのに、それさえを廃止するということは、税課税の原則を掘り崩すということになるということで、反対をするものであります。

それから、国民健康保険税条例の改正ですが、賦課限度額が4万円引き上げられて73万円ですね、金持ちは払えばいいとよく我々も言いますが、所得で400万円台、この人たちが本当に金持ちとはとても言えないと思います。400万円台の所得に対して73万円税金が課税されるというのは、あまりにも酷だと思えます。特にこのぎりぎりのところの人は、大変な負担につながっていると思えます。これが1千万円も2千万円も所得があればですね、この程度の負担はどうってことはないと思えますけれども、限度額の今の現行の制度でですね、限度額を引き上げることについては反対を表明するものであります。

以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 承認第3号及び4号について、賛成の立場から討論をいたします。

大津町税条例の一部を改正する条例、承認第3号につきましては、今回のこういった控除を扱って給付の方に向けるというふうな趣旨だったかと思いますが、現在、総理大臣も代わりまして、総理大臣いわく、この方ははっきり物を申す方でありまして、増税をしながら景気回復はできないかということをやったりする人です。財政出動によるケインズ効果と申しますか、要するに財政出動に対してきちんと要所を踏まえれば景気はよくなるということですが、昨今のこの状況から見てもみすれば、非ケインズ効果も現れるかもしれない。それは、将来不安をおおるような税制改正であってはならないと、それは思います。しかしながら、この民主党の連立政権が発足しまして、この政策なり何なりに対して、我々国民は、まずは期待をしなければならぬと思います。何もしないではいけない。この国の考えというのは我々ではわからない部分もたくさんあるかもしれませんが、これにより景気回復に寄与するようないろんな政策ができるのであるならば、1回やってみなさいというのも我々の姿勢で持つべきではないかなと、そういうふうだと思います。何もかもだめというのではなく

て、まず国民が選んだ政権に対して期待する。こういった姿勢も大切ではないかなど。それで、もしだめならば、次に代えていくというような形を取ればいいことでありまして、まずは期待して、景気がよくなることを願いたいということから、この承認第3号につきましては、賛成の立場を表明するものであります。

そしてまた、承認第4号につきましては、今現在の国民健康保険制度というのを考えますれば、どうしても医療費の抑制というのが非常に難しく、その経営システム自体が崩壊してはならないということでありまして、被保険者の方々に対しまして負担の増をお願いすると。また、この負担をお願いできないということであるならば、一般財源からの加勢をして、この制度を維持していくという形を採りますならば、これはほかの保険制度に加入した方々、そういった方々の二重払いになるわけでありまして、独立性が侵されてしまうということになります。ですから、これはきちんと被保険者の方々に負担をお願いすると、受益者負担ということで理解していただくのが妥当かなと思います。付け加えますならば、その負担を軽減するためには、この医療費の抑制、そういったものというものの提示は、やはり必要だと思います。医療費を抑制するために予防ということに対しまして、我が町も取り組んでおりますので、そういった形でぜひ医療費が抑制されて、もっともっと逆に来年度はこの国民健康保険税がいろんな形で負担率が下がるよという形に我々議会も話し合っているいいシステムをつくあげなければならない、そういうふうを考えます。

よって、承認第3号及び4号につきましては、賛成の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成21年度大津町一般会計補正予算（第8号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に、承認第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、平成21年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から開会します。

午前11時59分 休憩

△

午後 1時01分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第36号から日程第17 議案第44号まで

一括上程、提案理由の説明

○議 長（大田黒英生君） 日程第9、議案第36号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、議案第44号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。先ほど提案いたしました承認案件につきましてご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

議案第36号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第38号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、職員の給与の支払いに関する規定を定めるために条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第36号から議案第38号までの3議案につきましては条例の一部を改正しようとするものであり、条例の一部改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を

求めるものでございます。

次に、議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございますが、広域連合議会議員の定数及び選挙に関する改正でございます。広域連合の規約の改正につきましては、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてでございますが、基本協定の予定価格が5千万円以上となるため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号から44号につきましては、今回の補正は4月の職員の人事異動に伴う補正が主なものでございます。

議案第41号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万1千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7千73万1千円としたものでございます。

42号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千851万5千円としたものでございます。

議案第43号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5千636万6千円といたしたものでございます。

次に、議案第44号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千148万7千円としたものでございます。

議案第41号から議案第44号までの4議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 議案第36号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案集は20ページ、説明資料は37ページから39ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨としまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じまして、条例の一部を改正するものであります。3歳に満たない子どものある職員が当該子どもを養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認められるときは時間外勤務をさせてはならないとしたものでございます。

説明資料にて説明をさせていただきますので、37ページをお開き願いたいと思います。条例の改正の概要をここでは載せております。38ページの新旧対照表でお願いいたします。第8

条の2第2項として、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限で、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合の時間外勤務をさせてはならないことを新設いたしました。改正前の8条の2第2項の括弧書きの職員の配偶者で当該子の親であるものが常に当該子どもを養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合において、当該職員を除くとなっております。及び、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の職を除く部分を削り、同項第3項とするものでございます。この前段の規定の削除につきましては、職員の配偶者が専業主婦、夫の場合も一緒ですけれども、その場合にその配偶者が常に小学校就学前の子どもを養育できる場合は、職員がその子の養育のため時間外勤務の制限を請求できなかったものを法律の改正に伴いまして職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず育児のため時間外勤務の制限の請求ができることになりましたので削除したものでございます。言い換えますと、子どもを養育する職員につきましては、公務に支障がなければ時間外勤務をさせてはならないこととなっております。後段の部分につきましては、改正後の第2項の整理に伴い削除させていただいております。そのほか、第8条の2第2項の新設に伴いまして、3項から第5項の項番号及び引用規定等の整理を行っております。

附則の第1条で、この条例の施行日を22年6月30日としております。

第2条で、改正条例の施行日後に改正条例の規定による時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求できることを規定しております。

以上でございます。

続きまして、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は23ページ、説明資料は40ページから43ページになります。条例の一部改正については、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に準じて条例を改正するものであります。育児休業法に伴う改正の趣旨としましては、少子化対策が求められている中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立ができるように、昨年8月に行われました人事院の意見の申し入れを踏まえた改正であります。

では、説明資料に基づき説明させていただきますので、40ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表は41ページからになります。41ページの改正の概要を基に条文ごとの改正について説明させていただきます。41ページです。

第2条は、3歳未満の子どもを養育するための育児休業をすることができない職員を規定しておりますけれども、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業をすることができることとなります。また、非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定につきましては、内容の改正ではなく育児休業法の関係規定の改正により法律に規定されましたので、第3号を第1号に、第4号を第2号とし、それぞれの改正前の下線を引いた部分の項目を削除するものでございます。第2条の2育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める期間につきましては、人事院規則で定められる子の出生の日から57日間、出生の日プラス産後8週間になりますけれども、その期間内に当該子どもについて最初の育児休業、これ言われていますけれども、通称「産

後「パパ育児休暇」と申します、をした職員については、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができるようになりました。ただし、産後8週間の期間内にその子について育児休業を取得する必要があります。

第3条の第1号は、第5条の改正に伴う規定の整理でございます。

42ページをお願いします。第4号は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとなります。第5号は、この出生の日から一定期間内、先ほど言いました57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がない場合であっても、再度の育児休業をできるように育児休業法が改正されたことに伴います字句の整理でございます。

第5条は、職員外の子の親が常にその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取り消し事由に当たらないこととするものでございます。

第7条は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業することができることとする改正及び非常勤職員に関する規定の整理でございます。

43ページをお願いいたします。第8条は、育児休業法の根拠規定を明確にしたものです。

附則で、この条例は平成22年6月30日から施行するとしてしております。

なお、4月1日現在で大津町に係る職員で3歳未満の子どもを有する者は22人在職中でございます。以上です。

続きまして、議案第38号をお願いいたします。議案第38号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集は26ページ、説明資料は44ページになります。ご存じのように、地方公務員の給与については、地方公務員法第25条第2項の規定によりまして、法律または条例により、特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないと規定されております。今回、総務省の調査において条例の点検を行った結果、天引き、いわゆる地方公共団体の会計期間が職員に直接給与を支給する前に、その一部を控除するというチェックオフ等の根拠規定がないことが判明しましたので、条例の改正を行うものでございます。職員の給与等の支給については、昭和61年から職員個人の所得税の源泉徴収、住民税、共済組合の掛け金等の法律等に基づくもの及び町職員組合関連の費用を、いわゆる天引きをして、各人の給与の口座振替申出書に基づき各金融機関等の個人口座に振り込みをいたしております。これは、非常勤、臨時さんも一緒でございます。

説明資料の改正内容を説明させていただきます。42ページをお開き願います。第6条の2として、給与は職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができるといたしております。これは先ほど言いました地方公務員法の規定に基づき整理をさせたものでございます。給与の口座振替制度につきましては、自治法の施行令第165条の2の規定によりまして、さらに自治法第235条の規定によります金融機関の指定がなされている地方公共団体に限り実施することができることになっておりますので、職員が危険負担を自ら追うことなく、所要の金銭を確実に受けることができる安全確実な方法として実施するものでございます。第6条の3の規定は、同様に地方公務員法第25条第2項

の給与支給に係る三原則の恣意的な給与の天引きを禁止したもので、法律に基づくもの以外は条例で規定する必要がありますので、職員にとって有益なものを天引きできるものとして、1号から7号までを規定させていただいております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。なお、皆さんの議員報酬につきましては、地方自治法の規定によると実質的には議員に対する給与と見なされています。また、その支払い方法については、町の条例で一般職員の例によるとなっておりますので、本条例を準用できるものと解釈いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。議案集は28ページから30ページ、併せまして議案説明資料は45ページをお願いいたします。今回の熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきましては、議員定数を1市町村当たり1名とする規約の変更が主なものであります。改正につきましては、県下の全市町村が広域連合の決定事項に直接関与できるようにすること、また平成の合併により議会の任期満了日が異なってきたことで、広域連合議会議員の補欠選挙が幾度となく行われ、市町村議会運営に影響があるとの意見を受けて改正が必要となるものであり、それに伴う規約の一部変更の議案であります。

説明資料の方でご説明します。説明資料の45ページの新旧対照表をお願いいたします。熊本県後期高齢者医療広域連合規約第7条第1項で、これまでの広域連合の議会の議員定数32人を広域連合の議員の定数は45人とするに改正し、第2項で広域連合議員は構成市町村の長または議会の議員により組織するに改正するものでございます。

第8条第1項は、広域連合議員は各構成市町村の長または議会の議員のうちから各構成市町村の議会において1人を選挙するに改正するものです。

46ページをお願いします。同条第2項で、前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例により改正するものです。第8条第3項及び第4項は、削除するものです。

第9条第1項は、広域連合議員の任期をこれまでの2年から当該構成市町村の長または議会の議員としての任期によるに改正するものです。

47ページをお願いします。第9条第2項で、または議員から、または議会の議員に改正するものであります。同条第4項及び第5項は、削除するものです。

議案集の29ページ、30ページをお願いします。附則で、施行期日を熊本県知事の許可があった日から施行するとし、経過措置として改正前の規約を平成23年2月13日まで適用するとしております。なお、本規約の一部変更につきましては、県下45の構成市町村での同文議決案件でございます。

続きまして、議案第43号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございます。補正予算書の1ページをお願いします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

144万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5千636万6千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。予算に関する説明書の8ページをお願いします。併せて、別冊補正予算の概要は3ページをお願いします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金、節1職員給与等繰入金につきましては、包括的支援事業費の減額に伴います一般会計繰入金を減額補正するものです。

次に、歳出につきまして9ページをお願いします。款3、項1、目2包括的支援事業費の節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、4月の人事異動及び本年度の共済費の率の改定に伴い減額補正するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 議案第40号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結について説明いたします。議案集の31ページをお願いいたします。大津町公共下水道根幹的施設（大津町浄化センター等の建設工事業を委託することについて）基本協定を締結するあたり、基本協定の予定額が5千万円以上となるため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

32ページをお願いいたします。1基本協定の目的は、大津町浄化センター等改築工事になります。工事場所は、大津町大字陣内地区です。協定金額は8億8千130万円になっております。協定期間は、平成22年度から24年度までとしております。協定の相手方は、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団代表者理事長、曾小川久貴様になります。協定の方法は、随意協定によるとしております。

次に、議案説明資料集の50ページをお願いします。今回の浄化センター等改築工事につきましては、多種の専門的かつ複雑で高度な情報や判断が重要であると考えております。そのために、業務を日本下水道事業団に委託したいと考えております。委託する理由としまして、下水道事業団は、下水道技術者の不足する地方公共団体を援助するため、国及び都道府県の折半出資により設立され、下水道事業に関する業務について、地方公共団体を支援代行する機関として唯一設立された地方共同法人であるということです。また、業務を委託する場合の利点としまして、高度な技術、知識、経験及び情報を有している。技術職員の増員が避けられ、経費削減が図られる。計画的な建設と早期完成が図られる。建設後も、アフターケアが充実している。県内の9割以上の団体が委託しており、豊富な技術情報等を有しているなどの理由が挙げられます。

51ページをお願いいたします。浄化センターに関する施設工事等の委託推進につきましては、昭和60年から日本下水道事業団に委託して実施しておりますが、その各年度別の工事等の概要を記載しております。

52ページをお願いいたします。今回の事業執行に伴う平成22年から24年度の業務工程表になります。町が行う事務及び協定締結後の事業団の業務を記載しております。協定の変更については、次年度に前年度の生産調整を順次行い、平成24年度に最終の全体精算を行うこととなります。

53ページをお願いいたします。改築工事の報酬、年度、月ごとの工事スケジュールになります。下の方に各年度の事業費と管理諸費及び債務負担行為3カ年分の合計額を記載しております。

54ページが浄化センターの施設平面図になります。赤の矢印で示した箇所が、今回、改築更新を行う部分になっております。今後浄化センター等の将来にわたる安定的かつ効率的で、まだ円滑な施設の維持管理への実現のために、ぜひとも日本下水道事業団との基本協定締結をお願いするものです。

以上です。

続きまして、議案第42号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり11億6千851万5千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入に関しましては、款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費等に充当している一般会計の繰入金を職員の人事異動に伴い増額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出になります。款1、項1、目1総務管理費につきましては、4月の人事異動及び共済費率の改定に伴い、給料、職員手当等共済費を増額するものです。

続きまして、議案第44号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。今回の補正は、職員の人事異動に伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ記載のとおり4億5千148万7千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳入に関しまして、款1、項1、目1の一般会計繰入金は、人件費等に充当している一般会計からの繰入金を職員の人事異動等に伴い減額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出になります。款1、項1、目1の総務管理費につきましては、4月の人事異動及び共済費率の改定に伴い、給料、職員手当等共済費を減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） 議案第41号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。併せまして、補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算総額に42万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億7千73万1千円とするものです。内容としまして、歳入では、緊急指定校補助金30万円、歳出は4月の人事異動に伴う人件費等の調整、学校給食センターの保存食用冷蔵庫の備品購入54万2千円が主なものとなっております。

歳出からご説明いたします。人件費につきましては、後ほど給与費明細によってご説明いたします。

12ページをお開き願います。款2、項1、目7電子計算費でございます。このたび大津町の公式

ホームページが平成22年全国広報コンクールの町村のホームページ部門におきまして特選に選ばれ、総務大臣賞及び読売新聞社賞を受賞することが決定いたしました。これは、平成19年度以来2度目の受賞であります。9月に奈良で開催予定の表彰式に町長と担当者が出席するための特別旅費7万5千円をお願いいたしております。

18ページをお願いいたします。款3、項1、目7老人ホーム費の節13委託料で、調理業務委託短期宿泊分5万9千円は、4月中旬からのご夫婦での短期宿泊によるものであります。

26ページをお願いいたします。款10、項1、目2事務局費の節8報償費の夢を育てる講演会謝礼は、町内小中学校8校にいろんな分野で活躍されている町内出身の方を講師にお招きしまして、児童生徒に将来への夢を持っていただくというものであります。また、伝統文化鑑賞講演会謝礼及び節12役務費文化ホールオペレーター料は、町内小学校の6年生を対象に伝統文化を身近に鑑賞することにより、日本の伝統文化を見直してもらおうというものであります。いずれも先の議会全員協議会でご説明いたしました大津町教育基本構想に基づくものであります。節13委託料は、県のいきいき芸術体験教室実施委託でございます。大津小、大津南小、大津北小分が決定いたしましたので、2分の1の町負担分を計上するものであります。項2、目1、節19負担金補助及び交付金の研究指定校補助金及び項3、目1、節19負担金補助及び交付金の特色ある学校づくり補助金は、いずれも県の補助が決定したことによるもので、大津小学校、大津北中学校分であります。

31ページをお願いいたします。項6、目3、節18備品購入費の冷凍庫は、保存食用冷凍庫の購入をお願いするものでありまして、4月に故障いたしまして現在緊急措置によりまして対応しているものであります。

款13予備費で、今回の補正予算に代わる財源調整をさせていただいております。

次に、歳入をご説明いたします。11ページをお願いいたします。款13、項2、目2民生手数料は、老人ホームの短期宿泊に伴うもので、お二方の分、35日分であります。

款15、項2、目7教育費県補助金は、大津小学校、大津北中学校の研究指定校補助金であります。なお、人件費につきまして、給与費明細にてご説明いたします。32ページをお願いいたします。1の特別職につきましては、共済費は負担率の確定に伴い16万9千円の増額となっております。

33ページをお願いいたします。2一般職であります。4月の人事異動などに伴う人件費の補正でございます。(1)の総括費用ですが、給与費比較では計の1千228万5千円の減額及び共済費が負担率の確定に伴い454万4千円の増額と併せまして合計で774万1千円の減額となっております。職員手当の内訳等につきましては、記載のとおりとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

日程第18 議案質疑

○議長（大田黒英生君） 日程第18、議案質疑を行います。

まず、議案第36号及び議案第37号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第39号について質疑を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の改正ですが、広域連合の議会議員の選出基準が変わるようではありますが、第8条で構成市町村の長及び議会の議員のうちから関係市町村の議会において1人を選挙するとなっておりますが、いわゆる大津町でいえば町長と議会議員から選ぶということですけど、本来、自治体の長、首長は執行権を持った行政の執行者であります。それを牽制するのが議会の議員であるのに、なぜ役割の違うところから代表が1人なのかと、大変矛盾をすることが予想されますけど、なぜこういうことになったのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の質疑にお答えします。熊本県の後期高齢者医療広域連合議会の議員の選出基準の変更についてということでございますけれども、矛盾するのではないかなということがありますが、これまでの構成員としては、従来の規約によりまして各自治体の長または議員となっております。今回の改正におきましても長または議員には変更はあっておりませんが、広域連合議員は、各構成市町村で改正前が市長、町村長、市議会議員、町村議会議員の区分から選出するとなっております。今回の改正によりまして広域連合議員は構成市町村の長または議会の議員により組織するというようなことで各市町村から1人選出することによりまして議会運営の効率化、円滑化が図られ、住民の声が反映できるものであるということで今回規約の一部変更が必要になるということでございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑いたします。

提案理由で説明を受けた中で、問題があるのではないかなと思う部分を質疑したいんですが、まず第一に、協定の方法は随意協定によるということでありまして、説明資料の方、見てみますれば、その協定が随意契約の地方自治法の施行令あたりの特徴といたしまして、緊急性や不利益を被らないようにとか、有利性、競争相手がいないと、そういったものに関しては随意に契約することができるとい

うふうにあるわけですが、この日本下水道事業団、これ読みますればもっともらしいんですけども、こういったところが逆に今一番事業仕分けとかで問題になっておりまして、天下りの団体ではないかというふうな感じさえ受けます。実際、ここに競争を、基本的には地方自治の理念から申しますれば、競争をして経費削減に努めなさいというのがあるわけですから、競争相手はいないのかしらと考えるわけでありまして、この説明資料の50ページのこの⑤を読んでみますれば、熊本県内の下水道事業を着手している市町村の9割以上というふうにあります。ということは、100%ではない。すなわち、競争相手は存在するという事ではないでしょうか。ですから、安易な随意契約はしてはならないというのは、これは当たり前のことでありますから、民間企業なり何なりというものと競争が必要になってくると思います。それでもここを選ぶ理由というのが、それを競争を排除してまで随契をするべきだという理由には、この50ページの説明の理由の中ではあたらない。やはり、かかる経費の削減というのと、民間の活力というものを考えますれば、やはりこういった業者が存在するか知りませんが、9割以上ということはあるわけですから、そういったことを試みて経費削減に努めるべきではないかと思いますが、質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

下水道事業団につきましては、先ほど説明しましたように都道府県または国と折半で立てられた事業団ということで、地方を支援するためにつくられた団体ということですので、一般の民間企業と競争は難しいと考えております。当然、先ほど言われたように全協でも説明ありましたが、天下りの方がおられるのは事実でございます。ただしその団体、事業団の中には地方自治、市町村の職員が確か百数十名出向していたと思います。そして、団体の職員自体も3分の2程度、合計で500人近く、四百数十人が団体の職員に出向も含めてあったと思いますので、その中に天下りの人が数人おられるというのは聞いております。ただしこれにつきましても、閣議決定がされておりまして、新たに次の役員を選出する場合は公募によって選出するという事で閣議決定されておりまして、今後はそのようにされるものと思っております。

それから、100%競争相手がないところがあるんじゃないかということなんですけれども、県内において委託していない、事業団に全面委託していない分として、うちの方で今わかっている分は、熊本市と菊陽町があるようです。ただし菊陽町につきましては、流域といいますか、県がつくっている施設になりますかね、そちらの方に流しているというか、管渠だけで、実際菊陽町自体は処理場というのは持っていないと思います。熊本市が実際やっていますけれども、全面委託はしていませんけれども、応援といいますか、技術指導等は受けておりますので、そのあたりまで含めればですね、県内の団体としてはもうすべて事業団に委託しているということで考えておりますので、町の方ももし自分たちですと、頼まなくて、事業団に頼まなくて自分たちでできればいいんでしょうけれども、なかなか新しい技術といいますか、そのあたりも年々変わってきておりますし、それを大体複雑な、下水道施設自体がですね、なかなか難しいものでありまして、職員がそこまで理解するのが非常に厳しいという状況がありますので、事業団にそのあたりの職員の代わりといいますか、そのあたりを引き

受けてもらうという形で委託をしたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の説明によりますと、地方公共団体を支援するためにできたから信じられるというような言い方であったかと、説明であったかと思えます。そしてまた、職員や何やらが500人程度、いろんな形で出向したりとか、要するに寄せ集めですよ、やっていると。ただですね、今の説明の中で、なんと熊本県の中でナンバーワンの市であります熊本市が応援は受けているけれども、全面委託はしていない。理由はあるはずでしょう。そういったことをもうわかっていらっしゃるんですね。ということは、経費削減につながるかもしれないということを知っていてやらないということになるんじゃないでしょうか。そしてまた、技術革新、これはですね、技術革新をするのはこういった団体ではなくて、技術革新をするのは民間なんです。民間の活力が新しい技術を革新して、それをこういったところに売り込みに行くわけですから、逆です。こういったところが自ら研究機関を持っていて、新しい技術にいつも着手しているというのなら別ですが、情報やそういった民間からの技術を寄せ集めて、その中で最前の方法は決めているかもしれません。ですから、そういった中間の経費を抜くことによって、皆様方の大切な税金をより少なく、最低でその運営することができるかもしれないという可能性は、今の答弁の中にはまだ残っていたと思います。ですから、やはり民間でできはしないか。熊本市はどういった形をやっているのかということをご確認ください、調べるべきだと思っておりますが、熊本市がその応援は受けているというのはわかります。しかしながら、熊本市も天秤に掛けた上にそういった形になっているのではないのでしょうか。問題はそこなんです。じゃ、大津町はできないのか。菊陽の事例は違っておっしゃいましたけれども、我々議員はそこが非常に重要なんです。これがですよ、額にすれば8億8千百万云々ということで、9億円近くぐらいの話ですよ。非常に大きいんです。これが1割でも減ったならば、それこそ8千万円とか9千万円とか減る可能性もあるかもしれませんよ。ですから、この熊本市あたりが何でそういった形でやっているのか、そこまで調べられたでしょうか。あとはですね、委員会あたりで重々審議があると思いますが、非常に重要な点ですので、再度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

熊本市につきましては、詳しい話はちょっと私の方もまだ聞いておりません。熊本市の場合は、非常に専門的に下水道に通じている職員がいるということで考えております。そのあたりが、職員の数も当然違いますし、技術職員の経験年数といいますか、そのあたりにおいても違うのではなかろうかということで考えております。ただ処理場自体の、処理場が年々いろいろ処理方式等についても年々進歩していきますし、そのあたりについては、当然先ほど言われたように寄せ集めといいますか、情報を日本下水道事業団自体が全国の情報を集めておりますので、非常にそういう施設のいろいろの処理方法といいますか、そのあたりのノウハウが一番集まってくるんじゃないかなということで、施設を常に更新していくといいますか、運営を進めていく上ではですね、下水道事業団がそのあたり

については情報を一番握っているといいますか、つかんでいるんじゃないかなということで、当然民間もそういう情報は持っていると思いますけれども、民間のノウハウをすべて集めているのが下水道事業団ではないかなということでうちの方は考えておりますので、そちらの方に委託した方が一番ベターな選択ではないかなということで考えております。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の下水道の処分場の改修工事につきましてでございますけれども、大津町につきましては、当初から日本下水道事業団にお願いをしておるところでございますので、ずっと流れとつくってきたノウハウというものが一番、日本下水道事業団の方が一番詳しくわかっておるし、今までそういう形でお願いをしてくれておると。今回につきましては、もう古くなっておりますので、公共下水道の範囲関係も今回見直しておる中で、今の施設では十分対応できないというような状況でございますもんですから、新たな3年間ぐらいの工事計画、改修計画が日本下水道事業団にお願いしたいというような形で今回お願いしておるわけでございます。もちろん、ほかのところのノウハウというのは、もちろん今、担当部長が申したようなところもあるかもしれませんが、当初熊本市は流域下水道だから菊陽とか合志とか一緒になってやるなかで、ずっと前からあそこは独自の職員たちのノウハウに基づきましてやっておられるというような形の中で、日本下水道事業団の方も若干ノウハウも熊本市には入れ込んできたらうというふうには思っております。しかし、新たなこの改修工事関係をほかの業者に頼んだときに、その辺のその流れとかいろんなものがございまして、これから議員おっしゃるように民間の企業、関連のメーカー関係がいっぱいあると思いますけれども、それをどのメーカーを使うとか、いろんな形の問題によって、またその辺の金額関係の工事関係のメーカーによってごろっと金額も変わってくるんじゃないかなと思います。そういう意味におきまして、日本下水道事業団の方の見積もり、あるいはその辺のノウハウをわかった企業にお願いした方が経済的には安く上がるんじゃないかなというようなことで、今回の日本下水道事業団の方に計画改修から工事関連等も含んだところの総括的な事業計画を、3年間の計画をお願いしたというような状況でございます。

○議 長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 質疑に対する答弁はわかりましたけれども、その中でもっとも重要視したいのは、この部分についての答弁がなかったのかなと思うのは経費の問題です。実際、熊本市という県下ナンバーワンの市がそういった別の形で、全面的に日本下水道事業団に委託するわけではなくて、技術者の問題とかいろんなこと言われましたが、別の方法を取っておられる。ということは、熊本市に対して協力を依頼する。考えられないことでしょうか。私は、今の答弁の中でもっとも重要な点、じゃ熊本市が大津町のやり方と比べたときに、今の答弁の中では下水道事業団の方がノウハウも持っているし、いろんなものを統括しているということで、有利性が非常に高いということを言われましたが、経費の面で、実際高いか、安いとかという根拠は何ら出してないんですね。問題はそこですよ。うちの処理の量といろんなものがこれには関わってきますので一概に言うのは難しいかもしれない。しかしながら、そういった見積もりを出すということがまず大切ではないでしょうか。その中で、や

はりどう考えてもこの下水道事業団の方が有利であるということであるならばいいんですが、根拠として非常に曖昧ということですよ。額として、数字として出していない。また、町長の答弁の中で、いろんな対応に対して非常に迅速に、その時代時代の技術を持ってきて対応する。しかしながらですね、ここの8億8千万円を使わないで技術革新に振り回されないで、今の施設のままでもあと1年、2年やることができるんだとしたらどうします。私は、この技術を得るために、自分たちの首をつなぐために、こういった事業の提案をやっているかもしれないということも考えられるということですよ。ですから、今のこの施設の焼却のやり方、例えば10年保つのか、20年保つのか、これ100年保つならばずっと安くなりますよね、割ってみれば。こういったことは、もうそろそろよかでしょうと、自分たちから設計しました、そしてもうそろそろ買い換え時ですよと、新しい技術がもう導入されていますもんねと。1社というのはそれが危ないんです。競争すれば、いや、十分今の施設であと2年、3年はいきますよという業者がいたらどうします。この8億8千万円浮くかもしれないということですよ。ですから、そういった科学的な根拠というのを出されていない。これ間違いないですね。ここのところは非常に重要ですから、価格的なものを何ら出してないで、ただそういった相対的に見てここが有利だということに終わるのか、それとも数字的なものは何らか出したかということです。その点をもう一度質疑いたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、価格の面なんですけど、今回下水道事業団と協定を結びますが、下水道事業団はすべて工事をするわけではありません。もし委託したとして、下水道事業団は、その設計を行って、それに基づいて一般競争入札をして業者を決定します。それに基づいて、きちっとした工事ができるかどうかを管理運営をしてもらいます。ということですので、金額は8億8千100万円になっていますけれども、その中で工事費は当然一般競争入札ですと下がってくると思いますので、それによって最終的に精算という形で、金額はそのときに入札等を行って決まったときに変わってくるということだと思っております。ですから、そのあたりもありまして、よそと比較といいますか、実際、私たちが今下水道事業団に委託したいと考えているのは、設計と管理を委託するという考えを持っています。そういう形で下水道事業団に今回は委託するという形で、職員が、今、学校とか住宅とかいろいろ委託して我々が設計をしてもらって、管理もしてもらって、工事発注していますけれども、今回の委託につきましては、下水道事業団が入札から、設計はもう1回やってもらっていますけれども、入札から工事の監理から、そのあたりをしてもらおうと。業者も、当然業者まで決めてもらうという形になりますけれども、そういう形で職員が施設の内容について、すべて下水の処理関係の施設について詳しくはいいいんですけれども、そのあたりがなかなかノウハウが少ないということで、職員に代わってそのあたりの分をやってもらいたいということで委託を考えているところです。

○12番（永田和彦君） ソフトが変わればハードも変わるということですよ。事業団は、これはソフトの頭を持つとるかもしれないですけども、考え方が違うならば、その発注する機器も変わってくる

じゃないですか。別の考え方だったならば。だから価格的な競争は何らしてないんでしょう、そのソフト同士も。

○**土木部長（中山誠也君）** 先ほど町長からもありましたけれども、施設の古くなった分を取り替えていきます。新しく全然違う施設をつくるのであればですね、そういう工法自体が、処理工法自体が変わってくると思いますので、永田議員の言われるような比較等はできると思いますけれども、今回の場合については、施設の中で悪くなった分を代えていく中で、処理方式、最新のですね、機械等も入れながらですね、やっていくという形で考えていますので、こちら辺については、全然処理方法が変わるかどうかというのは、全然変わる方法ではない。ただ機械の性質とといいますか、効率とといいますか、そのあたりについては変わっていくのかなということでは考えております。

○**12番（永田和彦君）** だけん、比較はしてないんですね。熊本市の技術者とかには聞いてないんでしょう。

○**土木部長（中山誠也君）** それは聞いていません。

○**12番（永田和彦君）** 聞いてないですね。比較はしてないということですね。

○**議長（大田黒英生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大田黒英生君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○**12番（永田和彦君）** 質疑いたします。

この補正予算書の32ページ、33ページ、目立ちますのは共済費であります。この共済会からの理由、いつも私はこれ言うんですが、報酬や給料は変わらないのに、自分たちを生かすためにやっているのではないかと。自分たちが経費節減にその取り組んでいるのか。これってですね、もう全く上げれば自分たちは安泰だというような数字の出し方に見えるんです。この共済会からのこの率の変化とといいますか、変えた理由ですね、どういった理由なのか。そういったことをきちんと説明してもらわないと、これ合わせますればこれも結構な額になりますので、説明を求めたいと思います。

○**議長（大田黒英生君）** 総務部長徳永保則君。

○**総務部長（徳永保則君）** 永田議員の質問ですけれども、確かに今回の補正についてはほとんどが職員共済組合の負担金の率の改定によるものでございます。いつもご質問があつていきますので私の方としても恐縮をしているようなわけなんですけれども、今回の職員共済組合の負担金の全体状況を若干説明させていただきます。ご存じのように、後期高齢者医療制度が始まりまして、先ほども支援金等の負担金の問題が出ましたけれども、その支出が大変増加しているような現況でございます。収入の面では、一応組合員数の減少に加えまして、期末勤勉手当の引き下げ、それと掛け金負担金収入がそれによりまして大きく減少しているような状況でございます。今後もこの傾向は続くものという形で予想されますけれども、先ほど言いました私たちの関係の財政安定運営を図るために、一応掛け金率が引き上げられたということは事実でございます。今回の共済費比率の改定につきましては、率に

つきましては追加費用と短期給付という形で、要するに短期給付は医療分のことになりますけれども、その合計が約1.825%上がっております。それから、期末勤勉手当の分についての負担金が0.5%一応増率されております。それから、40歳以上の特定健康診査、特定健診という形、これは一般の普通の国保関係でも行われておりますけれども、その分の負担金が20円。それと事務費関係が470円それぞれ増額されております。大津町の職員の平均42.9歳を見ますと、年間では約5万340円が増えているような状況でございます。言われるように、全職員にしますと約1千万円の増という形になります。その内訳については、給与費の明細でしてありますけれども、当然として町がこれは負担すべきものという形で5万340円は年間負担が増えるという形になっております。医療費の抑制等も含めまして共済費関係でかなり上がっておりますけれども、一応2年、5年という経過措置もありますけれども、いつも言われるように私たちも住民の皆様方からいただいた貴重な税金でございますので、厳しい状況というところは重々承知しておりますけれども、役場職員としての認識を深めながら、より住民サービスに努めることを肝に銘じまして頑張りたいと思います。この辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 理解したいんですが、これですね、結局町民の税負担なんですね。町税から出される額ですね。これをですね、町民の皆様方に我々が説明しろと言ったときに非常に困るんですよ。昨日の新聞だったですか、デンマークだったですか、公務員給与を一律15%下げるとか、なんかいろいろ載っていましたが、また企業あたりは、今日か昨日の社説の中にありましたよね、何か企業年金の減額とか求めて、それは敗訴したとかなんかありましたけれども、結局今、経済状況が悪いときに、この共済費の値上げをぽんと言っているのがちょっと信じられないというか、はい、そうですかと言ってこの議会も通すべきだろうかなと思ってしまうわけです。みんなが苦勞しているわけですから。町長、これどう思います。町長にこれお聞きしたいんですよ。これ、町民の皆さん方ですね、こういったときの考え方としまして、住民が、地域住民の方々が団体自治をするために役場という組織をつくって、その職員の方がおられるわけですが、逆転しやしないかなと思ってしまいます。雇い主は町民なんですね。何で町民の方々がその難儀しているときに、そっちのいろんな経費あたりが上がるのという話ですよ。普通は、会社組織で考えました場合は、全体が悪いときには、そういった従業員の給料をどんどん上げたりとか、そういった社会保障を充実させたりなんていうことはできませんよね。これはちょっと逆行しやしないかなと思うんですよ。この点について、私はどうもこの説明を町民の方々にできない。この点について、ちょっとですね、理解に苦しむので、町長の方からですね、ちょっとこの説明をぜひいただきたいんですが、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 年々共済費が上がってきておりますのは、十分我々も認識しておりますけれども、個人負担の方も若干上がってくるというような形で、しかし2、3日前の、昨日のNHKのニュースでもあっておりましたけれども、ある会社の給与年金の問題等も出ておりました、裁判の関係でござ

報告がなされておりましたように、本当に経営の内容がどうしてもいかないというような状況のときにはというような話でございますけれども、我々も大津町はともかくとして、よその町村、厳しい町村もたくさんあると思いますけれども、この辺につきましても、やはり何らかの形でやっぱり町村会を代表しながら国の方にも話をするというか、そのシステム関係をしっかりと考えていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。そういう意味におきましての将来的な年金の問題も含んでまいりますので、そういう中で我々としてもしっかりと考えていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。もちろん医療給付関係についてもいろいろ制度上もございますが、その辺についても職員に対するある程度の間ドックとか、そういう形についてもいろいろと内容は検討されてきておるようでございますけれども、あまりにも今の状況は上がる率が高ございますので、これはもうおっしゃるように事業主である町民というか、役場の企業というような考え方でいけば、小さいところは本当に大変なことになるんじゃないかなと思っておりますので、その辺については今後十分町村会関連等から国の方にしっかりとその組織についての補助というか、やり方についてしっかりとまた県・国に通して検討していただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

次、議案第42号から議案第44号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19 委員会付託

○議 長（大田黒英生君） 日程第19 委員会付託を行います。会議規則第39条第1項の規定により、議案第36号から議案第44号までをお手元に配付しました議案委員会付託表のとおり所管の委員会に付託します。また会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号、請願第3号及び陳情第2号を請願・陳情委員会付託表案のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時19分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第2回大津町議会定例会会議録

平成22年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成22年6月14日(月曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 併任工業用水道課長 農業委員会事務局長 服部 次子 経済部長 西本 昇二 子育て支援課長 松永 高春

一 般 質 問

6 番 大 塚 龍一郎 君

p 55～ p 60

1. 南部地域の振興について

- (1) 国重文化財江藤家住宅を核とした地域振興として、隣接地の駐車場確保整備、一般公開時に使用する農産物販売の為のスペース確保整備について伺います。
- (2) 観光案内標識としてピクトサイン（図柄）標示を57号バイパスや陣内交差点に設置する考えはないか伺います。
- (3) 陣内交差点西側を環境整備し、ふれあい交流拠点として、ミニ公園化事業の構想はないか伺います。
- (4) 陣内交差点西側地帯の道路整備のその後の進展について伺います。

2. 建築物の緑化対策について

- (1) 教育施設や「子育て・健診センター」に屋上緑化、壁面緑化で環境対策に取り組む施策について伺います。
- (2) 新設される大津小分離校（美咲野）を環境モデル校として屋上緑化を見すえた建築計画を進める考えはないか伺います。

12番 永 田 和 彦 君

p 60～ p 70

1. 教育長の資質を量る

- (1) 言葉がはっきりしていて、毅然とした態度に期待は膨らむが、質問に対する答弁の質が重要だ。就任挨拶で子ども中心を力強く言われていたが、今は小学校長ではなく生涯学習も含めた、教育行政全体の事実上トップである。そこで、子ども中心が目指すのは、国家百年の計と理解できる任期満了までの基本計画を示していただきたい。また、教職員の不祥事が止まらない。対処法は何か。また、「子どものしつけ」を表現していただきたい。最後に、大津中北側宅地開発問題に関して、当時の教育委員会はOKだ。あなたは、NOと言えるのか？

2. 降格人事の必要性

- (1) なぜ降格人事が必要か、町長任期は4年であるのに対し評価部分は4年で終わらず差分が定年まで続き職員の総所得に大きく影響する。任用の根本基準と、町長の評価による上乘せ部分をきちんと分けて説明できる仕組みが必要だ。今の制度のままでは町民負担は増えさえすれ減りはしないということだ。任命権者である町長の能

力評価の危険性を回避するには、町長が代われれば就業年数による職階制にリセットできる制度が必要と考えられる。

15番 荒木俊彦君

p 70～p 79

1. 教育委員会の仕事

(1) 基本構想に照らして

①教育環境の整備がおろそかになっていないか。

大津幼稚園の送迎対策、中学校の建物、敷地は良好な状況とは思えない。

児童、教職員、保護者の意見を聞くべきではないか。

②教育委員会の活動を周知公開すべきではないか。

2. 口蹄疫対策

(1) 口蹄疫の被害は胸が痛む。町内畜産農家、関係業種も苦境にたたされている。

国、県の対策で足りないものは、町独自でも取り組むべきではないか。

3. 介護手当が必要

(1) 自宅介護者の苦勞に添えて、介護手当が必要だと考える。

4. 電気自転車の普及と自転車道の整備

(1) 中心市街地は南北の高低差が大きく自転車の利用に困難であり、電気自転車の普及に補助したらどうか。

主要道路でも自転車通行は危険な状況である。専用レーンなどの工夫が求められる。

2番 府内隆博君

p 81～p 89

1. 県が徴収する「水とみどりの森づくり税」を活用して植林事業を

(1) 利用されていない原野・牧野に水源涵養や防災対策のために植林事業を進めては。

瀬田裏、真木、矢護川牧野などに。

2. 口蹄疫に対する今後の防疫体制について

(1) ウイルス侵入防止の水際対策や消毒などの初期の対応をどうするか。

熊本に飛び火していないのは奇跡に近い。宮崎県で病疫がまん延した理由のひとつには防疫措置の漏化を考えざるを得ない。大津町でも万一の事態を想定した準備も怠ってはならないと思う。畜産関係者だけではなく町民全体で水際防疫に全力を挙

げ、行動に移さなければならないと思うが、町の考えは。

3. 矢護川地区圃場整備事業の今後の計画について

(1) 政権交代による補助事業など懸念されるが今後の事業計画をどう進められるのか。

3 番 吉 永 弘 則 君 p 95～ p 101

1. 職員の人事について

(1) どのような基準で異動にあたっておられるのか。この職種は3年、あの職種は4年といったような基準はあるのか。また、異動に公募制を導入する考えがあるのかを伺います。

2. 行政区嘱託員（区長）の役割について

(1) 各地域の行政役割に対して、区長の責任は大きなものがあります。地域のリーダーに対する費用対効果を再度検討してみる必要があるのではないかと。

3. 口蹄疫問題について

(1) 宮崎で発覚した口蹄疫により町内の畜産農家も大きな打撃を受けている。防疫対策、支援対策等、国、県への強力な要請を願う。

9 番 坂 本 典 光 君 p 101～ p 107

1. 新岩坂南線について

(1) 県道沿いの鳥子川の西から西原村へ登る道路がある。（谷梅ケロ線）

その途中から西に向かい山沿いに岩坂の南側を走る道路は町道裏田線である。全長1.2キロメートル、幅員7.5メートル。残念ながら大津空調の前で途切れている。本来ならここからさらに西に向かい、750メートル延びて中島交差点につながる構想である。（新岩坂南線）

① 昨年、その一部である区間250メートル（切畑坂線から中島交差点まで）の地元説明会があった。その後の進展がないが、いつ着工するのか。

② 残り500メートルは、いつ設計、着工するつもりか。

2. 思い出の校歌集（CD）について

(1) 平成20年3月議会で私は「廃校になった学校の校歌をCDに残すべきだと一般質問した。その時宮崎教育長は「提言まことにありがたい。校歌は町民の皆さんや卒

業生には懐かしく楽しい思い出として記憶されている。ぜひCDを作る方向で検討する」と答弁されましたが、

- ①あれから2年たったがどうなっているか。
- ②完成したら希望する町民に販売するつもりはあるか？

3. 運動公園のベニカナメについて

(1)町民運動公園の外周にはベニカナメが植えてあり、春には葉が赤く染まり目を楽しませてくれる。残念ながら最近枯れているが、

- ①何があったのか。
- ②今後どうするのか。

5 番 鈴 木 ムツヨ さん

p 107～ p 116

1. 教育を問う

(1)食と農業について学ぶ「食農教育」の取り組みについて

(2)個人が購入する副教材は1年終了時に使われずに残っているページが多くあるとのこと。対策は。

2. 第三セクターの適正化について

(1)大津町体育施設等管理公社

- ①現状はどうなっているか。
- ②今後の方針と展望は。

3. 指定管理者制度導入後の管理運営について

(1)大津温泉岩戸の里、若草児童学園

- ①現状はどうなっているか。
- ②今後の方針と係わりについて。

4. 大津道の駅(株)熊本文化の森について

(1)現状はどうなっているか。

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 2 2 年 6 月 1 4 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び議場内の席順は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問は 7 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、明日の 1 5 日が 5 番から 7 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

大塚龍一郎君。

○6 番 (大塚龍一郎君) おはようございます。私が一般質問をするたびに日本のトップリーダーが代わっておりまして、たしか去年の 6 月は麻生内閣、今年の 3 月の議会のときには鳩山さんと、今回は菅内閣と、奇兵隊内閣ということでございますのですが、一番ご苦勞なされているのは地方自治体で一生懸命頑張っておられる職員の方々じゃないかと思っております。先月の 5 月でございました。私はちょっと小旅行いたしまして、隣の福岡、大分を巡ってまいりました。そのときのをちょっと紹介したいと思います。ちょうど大津町と同じぐらいの、かつて宿場町、交通の要所で知られました筑後の旧吉井町、それから大分の豊後路の小京都と言われます杵築市というところをちょっと巡ってまいったところでございますが、旧吉井町ではご案内のとおり、町の中心部が白壁の町ということで、歴史保存風致地域に指定されたところで、ちょうどそのとき小さな美術館めぐりという企画があっただけだったので、ゆっくりと散策することができました。かつて非常に栄えた商家、いわゆる豪商の屋敷、あるいは庄屋の屋敷、武家の屋敷がそろっておりまして、おのおの蔵や庭園を一般開放されまして、手づくりのまちづくりを見てきたところでございます。これも 2 0 年以上続く行事となって、非常に盛況なお客様でいっぱいございました。杵築市では、ちょうど城下町でございますので、ちょうどお城まつりがあっておりまして、全国初めての着物が似合う歴史的街なみというのが認定されておりまして、これでも非常に若者が活気あふれたいろんな行事に参加されて、盛況なお祭りでもございました。いずれも地域に残っている既存の歴史的・文化的な建物、資産を利用して、お互いに創り上げながら、みんなが地元で愛着を持ちながらまちづくりをしているというふうな雰囲気を感じ取られました。あまり遠くないところではありますので、どうか皆様にもちょっとお勧めしたいスポットでございます。

さて、通告書のとおり、順次質問を行います。南部地域の振興についてお伺いいたします。今年も

4月のつつじ祭りと同時期に一般公開されました国指定重要文化財江藤家住宅には、J R主催のウォークラリーの遠来の皆様が多数詰めかけて、今年にも賑わっておりました。大きな3本の大楠が皆様を待ちかまえ、またその近くでは地元の鍛冶区、下陣内区の女性グループによる陣内アイランドの方々が高尾野公園や地元農産物を用いた手づくりの商品を販売されておる光景を目にいたしました。しかし私はちょっとそこで気づいたのでございますが、もっとゆっくり座って交流ができるような場所がないと気づいたわけでございます。大津町内には矢護川公園、高尾野公園、山村広場、昭和園等、いろいろと数え切れないほどの公園整備がなされておりますが、大津南校区、特に陣内地域には公園の整備が未だなされておられません。そこで、この江藤屋敷を中心とした公園化していくのも一つの方法ではないかと提案するものであります。そこに駐車場を完備して、公園整備することによって、一般公開時のときには地元の農産物の販売をする特設スペースも提供可能になります。また、周辺散策ができて、見学者が一人でも多く増え、歴史ある文化財に触れることができるんじゃないかと思われまふ。また、日常的には、子どもたちやお年寄りの方々を含め、ふれあい交流広場としての多面的な効果が期待できる空間ゾーンを創造できると思うわけでありまふ。この一帯をミニ公園化して、環境整備する構想についてお伺いするものであります。

また、町で唯一の国指定文化財でございます江藤住宅を町外の人々に対しては、またわかりやすい手法として、町内の方々には地元の歴史文化資産としてのさらなる愛着と誇りを深めていただきたく、また発信できます手法として観光案内標識として、今、各地で見られます図柄表示、つまりピクトサインといいますが、これを陣内交差点あるいは57号バイパス、県道瀬田龍田線沿線に設置する考えはないか、お伺いいたします。

次に、昨年この6月議会で質問いたしました陣内交差点西側地帯の道路拡幅改良整備の件でございますが、町長並びに担当課でも十分ご認識されていることと思ひますし、また県に対しても強く要望があつては思ひますが、地元区長の陳情もあつておひますように、地域の方々も非常に懸念されておひます。私も、この事案を一丁目一番地として取り組んでいる一人でございます。先ほど述べました公園化整備と関係しての同時進行で事業推進されるならばと考へている次第でございます。その後、どのような状況になつてはいるのかをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようござひます。大塚議員の一般質問にお答えをしたいと思ひます。

1番目の4点ござひますけれども、それぞれ関連がござひますので、一括して答弁をさせていただきます。細部については担当部長の方から状況説明をさせていただきますと思ひます。議員おっしゃるように、江藤家の住宅については、この地域の穀倉地帯で生まれた重要な文化財というか、建物でございますし、江藤家の宝でもあるし、また陣内地域の宝物、そしてまた大津町の宝物であるといふのは、もう地域の住民をはじめ町民の皆さん、それぞれ自覚をなされておられると思ひます。ご質問の内容でございますけれども、その江藤家から発しまして、また南の方には処分場がござひますけれども、その近くには三徳の稲荷神社もあるし、しいては白川の恵みといつて白川が流れ、そして上流には瀬

田人会をはじめとする岩戸の里、そしてまた西の方には白川を通した鼻ぐり井手という菊陽町にございます。そういうような全体的な地域のものをやはり点でなく線で結ぶような形をやらないと、今後の新幹線をはじめとする町外の皆さんのお客をどう呼び込んでいくかというようなことを考えれば、そのような広域的なところにおいて、計画をしていかなくちやならないというふうに思っております。そういう意味におきまして、本年度からも地域づくり支援事業の中に地域資源情報調査事業というのを取り入れながら、各地域の文化・歴史をしっかりと掘り起こしながら、観光ルート関連等をしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。そういう意味におきまして、今、一つ一つやっ
ていかなくちやならない議員のご指摘事項でございますけれども、それについては駐車場の問題も3、4年前に一応検討しながら、2、3の方々にもご相談をした件もございまして、また交差点関連についても県の方に要望をしながらお願いをしているところでございまして、そのような内容についても、あるいは江藤家の今後の将来についての計画関連等についてもご相談をしておるところでございまして、まだ今の段階、現状におきましては、現状の中で江藤家の住宅の改修関連等をしっかりと進めていかなくちやならないというように思っております。そういうような形の中で、担当部長の方から現状説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 大塚議員の一般質問で、重要文化財の江藤家住宅関連について答弁いたします。春と秋の一般公開を行っております江藤家住宅は、現在も住まいとして生活をされていますところをご厚意によりそれぞれ1日の公開をされてもらっている状況です。本年度より公開時の一時的な混雑を解消するため、月に一度第3木曜日にご家族のご迷惑にならない時間帯で定期公開を実施することになり、5月の公開日には町外より30名の見学がありました。ご質問の駐車場整備につきましては、本年春の公開時に約700名来られましたが、駐車場が遠い、不便だとの苦情はなかったと聞いております。農産物販売のスペースの確保についてですが、春と秋の公開時のみの設置と聞いておりますので、整備については検討すべき課題とは今のところ考えておりません。ただ当日はほとんど車両等の通行がありませんので、歩行者専用として、その中で安全なスペースを活用する方法等を今後検討したいと思っております。

それから、全体的な整備となりますと、江藤屋敷の周辺で現時点で有効活用が可能な土地の所有者は3名おられます。いずれも借地・借家ですので、住居移転補償費等の問題が発生し、時間と多額の費用が必要となり、早急に対応することは困難なところでございます。最終的には、保存計画、防災計画、活用計画を作成して解体修理を実施すべく作業を進めているところでございます。しかしながら、保存計画による解体修理を実施するためには、周囲の活用計画を策定して要望申請することが必須条件となりますが、周辺整備に要する費用については、原則、補助対象になりませんので、長期的な事業計画となることが予測されます。

また、サイン計画の件ですが、現在でも飛び込みの見学者があり、江藤さんが在宅の場合は快く対応されておられますが、広く周知しますと、その頻度が増加することが予測され、生活に支障が出てきますので、一般公開時の臨時看板等での対応で行ってみたいと現在は考えております。

さらに、ふれあい交流拠点としての公園化事業ですが、先ほど申し上げましたとおり、江藤屋敷の周辺整備として長期的な展望により計画を進めていかなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 大塚議員の質問にお答えいたします。

県道関係の整備につきましては、昨年質問していただきました。その後、陣内交差点から西側の県道整備につきまして県と合同で現地調査を行い、県への整備要望を行ってきたところです。振興局土木部が去る6月3日に菊池管内の主要事業の説明会を行っております。その内容によりますと、この箇所につきましては本年度測量設計の委託料を計上したと聞いております。今年度測量を行い、線形を決定し、その後、用地交渉の準備をする予定になっているようですので、早めに事業に着手できるように県に協力していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 前半の質問で、非常に厳しいご回答をいただきまして、確かにそのとおりだと思いますが、何かこの歴史的なこのまちづくりをするために大津町としては誇るべき地点といいですか、宿場町といいましてもなかなか現存するものは大津町では今残っていないわけでございます。こういうことを考えまして、この江藤家屋敷というのは今後とも長く伝え語り継がれるためには、もう少し整備をしていただきたいなという思いは持っております。

最後のあの交差点整備の件でございますが、振興局のおかげ、また町当局のおかげで設計、測量設計の予算は付いたということで、ちょっと一安心しておりますが、事業はこれから勝負じゃないかと思っておりますので、今後ともよろしくお願するところでございます。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。建築物の緑化対策についてお伺いたします。今日、私たちは地球温暖化、生物多様性の喪失など、さまざまな環境問題に直面しております。今までの大量生産、大量消費、大量廃棄になりがちな社会経済を転換して、人と自然が調和した環境共生社会へと構築していく必要があります。建築物に対する屋上を緑化、壁面緑化が近年注目されております。また、たびたび新聞紙上等で自治体の取り組みが紹介されている記事を見ることがあります。屋上緑化は、建築物の断熱性を向上させ、夏場の室内温度上昇を抑え、冷房費を低減し、冬には保温効果による暖房の電力消費の削減も期待できると言われております。建築物を保護し、酸性雨や紫外線などによる屋上防水層の劣化の軽減など、建築物の耐久性を向上させる効果も見られるということでございます。また、太陽放射熱を遮断する装置として、壁面緑化を行い、建物の南側には緑化補助資材を装置して、アサガオやヘチマ、あるいはゴーヤ等の植物による緑化を屋上まで伸ばすという方法もございます。緑化植物を身近に接することによって、安らぎ感の向上や情操・環境教育の場の創出といった心理的な効果も期待できると言われております。そこで、教育施設や子育て健診センターに屋上緑化や壁面緑化で環境対策をされる考えはないかをお伺いたします。

またさらに、美咲野地区に新設されます大津小学校分離校に環境モデル校を目指して、屋上緑化を見据えた建築計画を進める考えはないかをお伺いたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大塚議員の緑化関連についてのご質問でございますけれども、大津町におきましては21年度におきまして各学校に環境教育というような中におきまして、わずかな金でございますけれども5万円を各学校に配布しながら、グリーンカーテン等について各学校でやられているようでございます。ご質問の子育て健診センターにつきましては、屋上の方に太陽光発電システムを設置する予定にしておりますので、自然エネルギーの活用や電気使用量の低減を図りながら、省エネルギー化の推進に努めてまいりたいというふうに思っております。学校建設等につきましても、自然エネルギー関連の太陽光発電システムを設置していきたいというふうに思っておりますし、今後各学校関連、あるいは公共施設関連についても、計画的に太陽光発電を設置するように計画をしておるところであります。内容につきましては、また担当部長の方からご説明をいたさせます。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 屋上緑化、壁面緑化につきましては、ヒートアイランド現象対策など、遮断効果が期待されているところです。小中学校におきましては、校舎自体が屋上を設けていませんので、緑化を行うのが施設的に無理な屋根構造です。また、子育て健診センターにつきましては、本年度太陽光発電の設置を行う予定であります。屋上屋根部分のほとんどに太陽光発電施設を配置しますので、緑化スペースはないと考えられます。しかしながら、緑化対策は大事だと考えていますので、地面の部分の緑化については、積極的に推進していきたいと思っております。

さらに、壁面緑化につきましては、昨年度から各小中学校でグリーンカーテンづくりをそれぞれ工夫しながら取り組んでいるところです。本年度も引き続き設置いたしまして、教室などの室温抑制、それに伴います温暖化防止やエコ活動の重要性についての環境教育の推進に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、美咲野団地内に建設いたします大津小学校分離校につきましては、ご承知のとおり、予定校区の地域の住民の方々などの参加により、ワークショップでご意見をいただき、基本設計ができました。基本コンセプトといたしまして、緑に囲まれた落ち着いたのある、地域に開かれた学校といたしておりますので、敷地周辺を住民の方が散歩できる植樹帯を設けたり、中庭に芝生、植栽を取り入れるなどの緑地整備をしてみたいと考えております。また、校舎屋根に太陽光発電システムを設置することにより、自然エネルギーの活用や電気使用量の低減を図り、省エネルギー化の推進に努めてまいります。その他、町有林及び寄贈していただいた大津産木材の使用や雨水の再利用などを取り入れ、環境教育に努めたいと考えております。子どもたちが安全で落ち着いて学習・生活ができる学校、地域の方々に親しんでいただける学校を目指して建設してみたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 大塚龍一郎君。

○6番（大塚龍一郎君） 大津町は、県下で誇れる工業立地集積地帯でございます。環境にはこさたら、なおさら重要視しなければならない施策ではないかと思っております。今回取り上げたわけでございますが、何分にも子育て健診センターのほうはもう建物はできて再利用されているものですからなかなか設置は難しいんじゃないかと思っておりますが、太陽熱の省エネということが設置されるということでご

ございましたが、なかなかこっち、屋上の緑化まではちょっと難しいんじゃないかなというふうには思っておりましたが、美咲野はこれからできる学校でございます。先ほど校区全体がグリーンに囲まれた、想像しますには非常に環境的にいい学校になるんじゃないかと思っておりますが、子どもたちの日ごろのこの緑に対する感謝、あるいはその植物とかいろんな動物、そういうものがその学校でそういう生物を慈しむ、楽しむという、そういう機会も必要ではないかと思っております、こういう緑化を屋上にも、壁面にもということをお願いしているわけでございます。また、できますれば設置していただきたいものでございますが、多分経費がかなりかかるんじゃないかという気もしておりますが、大津町は工業立地町でございますので、環境対策にも今後とも大津町が一生懸命やっていくという姿勢を今後とも見せていただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。40分から開会します。

午前10時27分 休憩

△

午前10時40分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番議員、永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

まずはじめに、教育長に対して質問したいと思っております。質問の要旨に4点、5点ほど書いておりますが、流れるに自分の思いを含めながら質問をやっていきたくと思っております。教育長が教育現場から、またその現場の方々を指導する立場というふうになられたということで、私の第一印象は、言葉がはっきりしておられて、毅然とした態度、その姿に適任だなと感じるものがありました。また、教育長に對しましては、教育による国民資質の向上、学校教育による家庭では難しい団体行動や人間関係などの教育現場で培われたものを遺憾なく発揮していただきたいと思っております。

さて、初めに就任挨拶のことでありますが、この就任挨拶時に教育長は子ども中心ということは何度か言われました。その子どもたちが成長して独り立ちする。すなわち自立というこの確立に寄与するのが教育の役割であるというふうには感じはしましたが、具体的に子どもたちのためにどのように義務教育に取り組み、どのような角度から評価、検査あたりを行いながら、目指すところ、子どもたちにどのような大人になってもらいたいのか、その要点というものがあの挨拶の中では見えないかなと。主観的な教育長の思いは語られたとしますが、具体的にその点をお聞きしたい。ですから、あえてこの質問をぶつけてみたいと私は思いました。国をつくるための教育の重要性はご承知のとおり、教育は国家百年の計などと言われますが、この言葉の意味をどう理解されておられるのか、質問したいと思っております。なぜこういう質問をするのかと申しますれば、教育は国家百年の計、この理解がどうあるかによって、私はこれはナショナリズム、すなわち愛国心や郷土愛、その存在だと私は思っておりますので、教育長の教育理念やこれからのいろんな教育の施策に対して、その思いが存在するのかどうかというのが重要なポイントだと考えるからであります。ですから、このことについて、まず初

めに質問をしておきたいと思います。

次に、止まらない教職員の不祥事についてであります。困ったものでありますが、新聞等、報道等、いろいろ出てきております。県の教育委員会の教職員不祥事防止対策プロジェクトチームというのがありそうですが、ここが3月18日に再発防止の具体策を盛り込んだ報告書を公表しております。ところが、その直後に小学校教頭の飲酒運転が発覚しました。そしてまた4月3日には、中学校教諭が児童福祉法違反容疑で逮捕された。要するに、このプロジェクトチームの役割というのが全否定されたかのような流れであったかと私は思いました。数々のそういった不祥事を列挙をするならきりがないので、このことについて教育長が現場におられた立場から、いろんな要因が考えられると思います。私が考えますに、例えばその職場の環境が非常に教職員にとって窮屈であるとか、逆にまたその教育委員会に対しての不平不満があるとか、精神疾患、いろんなことが考えられると思いますが、やはりそういった様々な事件を見ておきますと、聞いておきますと、自分だけではないのではありませんが、この町では起きてほしくないというのは地元の間人としては思います。新しく教育長がなられて、この点についての教育長の対策の方法なり、現場におられたそういった経験から、いい答が返ってくるのではないかなという期待を持って質問をぶつけたいと思います。

次に、生涯学習について質問いたします。これもまた国を形成するものの重要な施策の1つとなると思いますが、この生涯学習も世の中の流れやトレンド、傾向ですね、こういったものをきちんと把握していないと、無駄な公金の支出になる恐れがあります。そしてまた、自立を阻害することにもなりかねない。例えば、運動公園などの社会資本の整備には多くの税金が投入されてきました。箱物をつくり、トレーニングルームをつくり、ランニングマシンで運動するといった様々な提供が我が町でも行われておりますが、私から見れば、そのランニングマシン1台安いものではありません。周りを見渡せば、走る場所だらけであります。何で室内でランニングマシンに乗って走るのか。一部の人の利用であります。そういったことを考えれば、公金の重要性というものに寄与してない、わかってない、いくらあってもこれは公金が足りないぞと、町民の負担は減らないというふうに考えたりもします。またこの生涯学習によってですね、町民の皆様方に生涯健康であって下さいというような計画を提供したり、また医療費を抑制する予防効果、そういったものが期待されます。ということは、保険料の負担額、これの減額が実現されるかもしれない要素を秘めているのが生涯学習ではないかなというふうにも考えます。このことを考えるときに、教育長が新任の挨拶のときに子ども中心と言われたときに、若干心配になった点であります。教育長は、子どもだけの教育長ではなく、社会教育、生涯学習についても、その中で実質的な代表としてここに常勤としておられるわけですから、この生涯学習についても思いもお聞きしたいと思います。

そして次に、子どものしつけについてであります。この教育長が教育委員会のそういった審議の下に義務教育、そういったものを管理運営、指導する上ですね、各家庭に要望したいものがありはしないか。要するに役割分担の明確化であります。私は考えますに、このしつけについては非常に重要で、教育委員会、学校側に頼ろうとする家庭のずるさといいますか、学校がやればやるほど学校任せになってしまうというのがあるいはしないかなというのを考えます。ですから、最近、全員協議会

で教育長が基本構想と、教育基本構想というのを示されましたが、そういった点でも、そういった中にも子どものしつけについて家庭の役割あたりをきちんと書いてはありますか。ここのバランスというのは、非常に重要になってくると思いますので、きちんとした家庭と学校の線引きというのを明確にしておかないと、お互いが責任のなすり合いになってしまうということを危惧しますので、この点についても質問したいと思います。

最後にですね、宅地開発、大津中学校北側の宅地開発問題について質問をしたいと思います。これは、我が家に入っておった当時のチラシでありますけれども、この中で大津町議会もこの開発について割れたわけであります。しかしながら、議会はそういった宅地開発でいいじゃないかと、やりなさいと、ちゃんと安全な対策はちゃんとできているんだよというふうな形で、その当時、私はそういったものはやめた方がいいよと。幼稚園なり、そんな幼児あたりの行動を見てもすれば非常に危険な状況が生まれはしないかということを書いてきました。そして、議会でもめた結果、結局その宅地開発というのにゴーサインが出た形になったわけです。そして、選挙でも、我々の町議会議員の選挙でも論点となりまして、結果として、その後に当時の教育長と町長がやっぱり止めると、どうもこれは誤りであったのではないかなということで広報の一面を割いて詫言の言葉が町民に流されました。私はこの当時の教育委員会の判断、これに非常に疑問を持つ一人であります。教育の根本を考えたときに、我々の地方自治を考えたときに、優先すべきものは何か。誰が考えてもわかる安全であります。それを無視した当時の教育委員会と議会、そういった形になったわけありますから、この点について非常に教育長も答えにくい点ではないかなと思いますが、こういった姿勢をきちんと明確にしとかなないと、私だったらこうですよということを聞いておかないと、教育長に不信を持ったままではその後の任期もおぼつかないのではないかなと。この教育長に対する質問事項の最初の言葉が、教育長の資質を量ると、まさに生意気な質問事項を書いてありますが、こういったところに集約されているかもしれないので、教育長の前向きな意見をお聞きしたいなと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 失礼いたします。ただいま永田議員より多数のご質問がございましたので、それにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、態度より質問に対する答弁の質が重要だというご指摘を受けました。私も全くそのとおりであると認識しております。教育長としての資質を高めるために、自己修養に努めるとともに、家庭、学校、地域社会の現状把握と今後の国の動向、例えば国の教育行政、国民生活の実態、社会が求めるもの、そういったものを見据えて課題を明らかにし、今後の教育行政のあり方を検討し、具体的な施策を講じていきたいと考えています。教育行政の範疇は、家庭、学校や園、社会教育、そういう広範囲に及びます。またその対象は、乳幼児から高齢者まで、町民すべてであります。ライフステージに応じた適切な教育の推進によって、活力ある生涯学習社会を実現できるように努力したいと強く思っております。特に未来を開き、未来を担う子どもの教育に重点を置きたいと考えております。子どもの健全育成、子どもの夢の実現のためには、学校や園と家庭及び地域社会が教育におけるそれぞれの

役割と責任を自覚するとともに、相互の連携協力が欠かせませんので、相互の理解と活用が図られるような体制、組織づくりを進めてまいりたいと考えています。

私の任期満了までの基本計画を示してほしいというところでございます。平成22年度につきましては、平成18年度に策定されました町の前期振興総合計画に基づいて予算編成がされていますので、基本的にはこれに基づいて事業を実施してまいります。併せまして、これまでの実施状況等の点検評価をし、今年策定しました教育基本構想に照らしながら教育の見直しをし、後期振興計画を策定することとしております。後期基本計画に入れて任期中に充実向上を目指したいと考えている主なものについて述べさせていただきます。家庭教育の振興につきましては、すべての教育の出発点である家庭教育の重要性に鑑み、親力、家庭力の向上のための啓発活動の工夫をし、子どもの教育についての第一義的責任者としての保護者の自覚を深め、資質向上を図ります。また、子どもの基本的な生活習慣や態度を育むことで、学校教育をより効果的に行うことができることや、社会生活で望ましい人間関係づくりができることにつながることを保護者に理解してもらい、実践してもらえるように働きかけを強化していきたいと思っております。基本的生活習慣の確立のためには、議員がおっしゃいますように、家庭におけるしつけ教育が必要であります。しつけには、事柄、場所、時に応じて、さらに子どもの発達段階に合った方法の工夫も必要であります。そのあたりも考慮しながら、家庭におけるしつけを後期基本計画の中に明記し、その徹底を求めていきたいと思っております。さらに、親子のふれあいの機会として、親子読書や親子共同活動を奨励してまいります。

就学前教育の振興につきましては、保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携強化のために、連携カリキュラム作成と実施を推進します。また、保育教育の資質向上のために、教職員の合同研修会を計画しています。学校教育の振興につきましては、学校は子どもたちが夢を持ち、夢を育み、夢を叶えるための基礎力を養い身につける場ですので、もっとも充実させたいと考えています。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった生きる力の育成のために、基礎基本の確実な習得と主体的な、そして能動的な問題解決に取り組む学習を強化し、町内すべての学校が熊本県学力調査の結果において、県平均を上回る結果が得られることを目指してまいりたいと思っております。また、言語活動の強化によって、思考力、判断力、表現力の向上とコミュニケーション力の向上、さらには社会への関心を向上させるために、新聞を教育に取り入れてNIE推進をしてまいります。特別支援教育の充実をはかるためには、学級担任、スクールソーシャルワーカー、保護者、保健師、ときには医師も加えてのケース会議を充実させることによって、個に応じた教育プログラム作成とそれに基づく実践の工夫を進めてまいります。豊かな心の育成につきましては、地域の人、物、事を取り込み、社会との接点を持ちながら、体験、交流、参加等の活動をすることによって、人権尊重を基盤にした道徳的实践力や態度を養っていきます。健康体力の向上については、食育や食の教育の推進、学校体育の充実やいろいろなスポーツに親しむための環境づくりに努めます。子どもたちが将来の進路や職業選択において、主体的に判断・決定し、社会に出て自立していけるようにキャリア教育を推進します。その一環として、2分の1成人式、立志式、夢づくり講話を実施する計画であります。また、ふるさと大津に愛着を持ち誇りを持てるように、地域の文化、伝統、人材を活かした教育の推進を図ります。

以上の事柄が安心・安全な環境の下で行えるよう学校施設設備の整備を年次計画を立てて実施してまいりたいと考えます。生涯学習の充実については、それぞれの夢の実現と豊かな人生を送るために、文化的活動や運動、スポーツ活動の機会の拡充と活動成果の発表、活用の拡充を図ります。また、町民誰もが安心して幸福追求ができるように、人権文化の構築を目指し、あらゆる場における人権教育啓発を推進します。

時間の制約上、重点的基本計画のみ触れさせていただきました。私自身は、本当に微力ではありますが、教育委員会の総合力によって町の教育振興のために精いっぱい努力したいと考えております。議員の皆様方のご支援とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

次に、教職員の不祥事防止対策についてお答えします。教職員の不祥事の根絶は、すべての教職員の課題であります。最近では、議員も触れられましたけれども、教頭の酒気帯び運転、教諭の自校女生徒へのわいせつ行為、つい最近では私立高校における体罰等が報道されています。一般の人より教職員の不祥事は、児童生徒への影響が大きく、信用・信頼を失墜させ、教育が機能しなくなります。そこで、再三再四不祥事防止対策がこれまでも講じられてきました。例えば、事例を挙げながら防止のための講話をすとか、校内防止対策会議を開くとか、それに基づいて職場環境の見直しをすとか、県教育長の防止アピール文を配布し研修すとか、防止のための家族への県教育長の協力要請文を配布すとか、いろいろと行われてまいりました。それでも不祥事は起きています。不祥事を起こした本人は、ストレスがたまっていたとか、魔が差したとか言っていますが、要はこれまでの不祥事の重大さを自分のこととして受け止めていなかったことと、倫理観と教職員としての使命感・責任感の欠如があったことも否めないと思います。

そこで、まずストレスをため込まないようにするための職場環境ができているのか。特に過重負担になって悩んでいるものはないのかをチェックする体制を整えたいと思います。その一つとして、本年4月から本町ではタイムカードの導入を行っておりますので、これによりまして月ごとの時間外勤務の集計をしまして、超過時間数の多い者については、校長・教頭の方で個人面談をして対応するようにしたいと考えているところであります。

さらに、これまで行われてきた対策に加えて、臨床心理士等によるストレス対処法の仕方の研修やワークショップによる事例研究によって、倫理観・使命感・責任感等を高めていくとともに、職場の人間関係を確かなものにするように各学校へ助言していきたいと思っております。

最後に、大津中学校北側の宅地開発に伴う取付道路についてであります。教育委員会ではこの計画の話があつてから、大津中学校、大津幼稚園、給食センター等は学校の運営管理上の問題と園児・生徒の安全確保について何度も協議を行い、園児生徒の安全確保が図られ、なおかつ大津中学校の環境整備が図られるならばと7項目要望条件を提示し、そのことを行うということで承認したと認識しております。これまでの経過の中で反省する点は、関係機関に対する説明のみならず、保護者や地域の関係者に対する説明が不十分であったと思っております。大津町まちづくり基本条例に基づいた情報の公開を計画の段階から積極的に行ってまいります。教育行政に関わる者として欠かせない視点は、子どもの命を守り、命を育む環境の確保であることを肝に銘じて教育行政にあたっていきたいと考え

ております。

以上で答弁を終わります。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 再度質問します。

たった今言われたんで、宅地開発の方からちょっと。それでも納得しないという点でちょっと言ってみたくはありますが。そのいろんな対策を講じる、確かにごもっともらしいんですが、実際我々が危惧しているのは全く別のポイントなんです。今言われたのは、まさしく教科書で教えたような答えなんです。実際、予想もしない行動を起こすのは幼児なんです。教育がだんだん行き届いて、小学校や中学校になったならば、道に飛び出したら危ないというのはわかるんですよ、誰でも。それでも飛び出したりします。幼稚園を考えてみられたらわかると思います。幼稚園に子どもを送り迎えに来る親御さんというのは、その子一人じゃないんですね。まだ小さい弟さんや妹さんがいるかもしれない。そういったお子さんを連れられた母親がおられるとするならば、そこでちょっとした会話をしているときに、あら、いなくなったと、こういった事例はそこだけではなくて、いろんな事例がそうやってあるじゃないですか。ここを一番思うんですよ。あそこでその幼稚園にもまだ行けないような子どもがよちよち歩きで出てきて、ああ、会社に遅れると言って車でビューッと走っていったと、あそこに似合わない速度で。そのときに、もし車とその幼児が接触した場合に、考えただけでもゾッとしません？。その点なんです。もっともらしい答えを言われても、それが危惧されるからだめなんですよというのは、反対する人たちにみんなあるんですよ。そこは抜けているんですね。ですから、そこを話せないであるならば、それが出てこないであるならば、教育委員会自体の話し合い自体が我々は不信を持つしかないということです。ですから、安全を確保しなければならない。そのための教育委員会のいろんな提示は担保としては不十分だったということです。ですから、この点について我々は人の親としてもですね、非常に危惧する面です。絶対あってはいけません。ですから、我々は断固として反対しますよと、それじゃ物足りなると言ったわけです。この点については、もう一度教育長にお伺いしたいと思います。

初めの方に戻りますが、基本構想を確かに出されて、私はこの基本構想を見て思ったことはですね、やっぱりこの学校教育というのが中心に置いてあって、この地域社会教育と家庭教育が1つと学校教育が1つみたいな感じで、家庭教育の場合、地域社会教育の場合あたりでかなりの中心を占めております。私は、最近よく思うんですが、高齢者社会になりましてですね、充実すべき点は、この社会教育も、家庭教育も、学校教育も同等でなければならないと私は思うんですよ。高齢化社会になりまして、高齢社会ですよ、もう既に。高齢社会になりまして、そういった民生費とか社会保障とかいろんなこと言っておりますが、地域社会教育によってですね、充実した一生の一つに寄与するものになると私は思っているんですよ。もう本当に社会の中心となる二十歳から60ぐらいまでの年代というのは、遊ぶ暇もほとんどなく、それこそ家庭のため、国のために働くわけですから、そこまで働いてもらった方々に対してお疲れさんでしたと。これからは自分の好きな趣味で、また自分の体を鍛える、また勉強し直す、そういった形で図書館もうちにはできましたし、そういった運動公園もあります、

どんどん活用して下さいというふうな形ですね、私は社会教育というのは非常に力を入れる面だと、これは思っております。実際、福祉課あたりの部長と話し合っても、やはりそういった健康に過ごされるためには予防が大切ということは、数字的にももう出ているわけですから。確かに教育長が学校現場でやってこられた方ですから、こういった基本構想を詳細に示されるのはわかります。しかし、比べた場合にバランス的にはちょっと物足りないかなというふうに感じてしまうんですね。学校教育は確かに必要ですけども、今言った不祥事による生徒への影響、そういったものも出てきております。そして、今の答弁の中で、基礎・基本を大切として県平均を上回る結果が我が町は出ていると言われました。私は、結構大風呂敷を広げる方でありまして、このときにですね、県平均と言われましたよね、それを上回る。だけれども、この日本を見渡して、日本の中のナンバーワンというのは必ずあるんですね。何ででしょうか。何もなくてなったんでしょうか。私はそういったところを見習うべきだと思います。学校は勉強するところです。きちんと役割分担をすれば、先生の負担も減るでしょう。かといって、私はこの学校のあり方というものに今ナンバーワンを目指すべきではないかなと言いましたけれども、非常に危惧する教育方針というものがあります。それはですね、一つの新聞のこれ切り出しですけども、これは小学4年生の子の結果なんですけれども、2007年の算数の結果です。これが23-1.8と問を出したところ正解率はなんと40%を切るんです。小数点を付ければたちまち計算ができなくなる。この切り出しに書いてあるのがですね、そういった現状を踏まえた中学校の先生がいないと。小学生でそういった教育しかやってないんだよという結果がですね、こういった結果に現れて、中学校でどんなに焦っても、これは手遅れであると。ですから、その連携をしなければならぬ。これは、先ほど教育長も小中学校とかの合同で研修会を開くと、これ非常に有意義だと思います。しかし、そこからもう一步踏み込んだらどうでしょう。私は、この義務教育以上に高校入試、そういったものに寄与しているものは何かと考えたときにはですね、結局塾なんです。塾の先生いわくですね、うちはどんなに不況があろうと、必ずその人員と入試の合格率は確保しますと言い切るんですよ。これはある税理士さんと話したときですけども。何でかと申しますれば、どんなに減ってもうちの塾生は100人しか取らない、それも上位100人しか取らない、いつも上位しか取らないというんです。ですから、その中でさらに上位を目指す。もう集中しているんですね。誰もかれもは取らないというんです。それぐらいけんもほろろですね、しかしながら結果としては必ず出すんですね。ですから、私はその現行の学習指導要領、これ自体が大欠点であるというわけではありませんが、結局今の教育の中で足りないものというのは、例えば中学校を卒業したら高校受験じゃないですか。このときに、本当に受験のための勉強をやっているのかなといったときに、やはりその塾あたりの教育方針あたりもですね、手本としなければならないと思うんです。実際、日本の公文式ってありますが、これはですね、どこの国かが採用したところがあったとも聞きますし、実際、現行の教職員がそういった塾の先生に学ぶ、逆転現象というのも起きているとも聞き及びます。それはですね、各自の、生徒一人一人の、児童一人一人の能力というのを見抜く力があるらしいですよ。そういったことを考えますれば、教育長がこの基本構想を出された。これは非常に立派ではあるかもしれませんが、本当はその教育に携わる教職員の質を上げなければ、とてもこれから先はおぼつかないと

思うんですよ。この教育を充実させるためには、教育委員会の話は、その現場の人には通じていくのかなど。そこの生徒・児童への対応が塾あたりは非常に優れているということですね。そういったことの観点して持っていった方が、実務的といいますか、子どもたちにももうその先生からの影響というのはもろに來ますので、家庭の次に、家庭の中でお父さん、お母さんの次に長くいる大人というのは学校の先生なんですね。それだけ影響は強いということです。ですから、この現場の質の向上、このあたりに集中していただければ、もっともっと、それこそ日本で結果としてナンバーワンを目指してもおかしくないというふうになるかもしれません。そしてまた、不祥事を防止するためにタイムカードを導入して時間外のそういった把握をして、本人負担になってないか、そういったものに努めると言われましたよね。ということは、こういったところでもですね、民間を考えますれば、例えば時間外、我がこの大津町役場でも遅くまで電気がついとったりします。この点は、町長に幾度となく言ったことがあります、何で終わらんのか、時間に。ユニクロの柳井社長ですか、あの人あたりは、時間内に終われない人はここを去れというらしいです。それぐらい努力しろと。時間が足りないなら走れと言うそうです。教育現場でこの言葉は不適切かもしれませんが、それぐらい緊張感を持たないと、それこそ私がいつも言う町民負担というものは減らないし、生徒たちのためにもならないと思います。そういった毅然とした態度が、今、教育長みたいな態度を取ってほしいんですね、教職員の方々に。それによって、恩師としてきちんとした一生の位置づけになると思います。それぐらいの影響を持つのは教師です。ですから、教師の教員試験に合格したから資質まで兼ね備えているというのは、全く間違いというのがもう判明したわけですから、これから先、教職員の資質を上げるのは教育委員会のそういった姿勢と現場の校長先生や教頭先生による各自へのアドバイス・指導だと思います。じゃなからんと、とても教育の質といいますか、そういった基本構想が基本構想のままですべて終わってしまう、そういうふうになります。そしたら、恐らく子どもたちも将来、大津小学校、大津中学校なり行ってよかったなど。やっぱり大津町はいいところだぜというふうな大人になってほしいと思いますので、この点について再度質問したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 本質を捉えたところでの指摘をいくつかいただきました。

まず1点目ですけれども、幼児の行動、これは本当に発達段階から考えまして危険の予知能力というのがまだ備わっていません。そういったところをやはり今後ですね、学校施設等考えていかなければならない折には、安全確保の名の下に視点が欠けないようにですね、注意を、気持ちを引き締めて事にあたっていきたいと思っております。

2つ目は、どうも私が示しましたこの基本構想は、子どもが中心で、この高齢社会における生涯学習への重みが少しこう足りないんじゃないかというご指摘だったと思います。それはわかった上で、なおかつですね、やはり教育の目的というのは人間のこの人格の形成と人格の完成を目指して教育というのは行うわけです。大人、特にその高齢の方々は、もう人格形成を、人格完成を目指す段階ではないと言え、これはまた言い過ぎかもしれませんが、もうできあがっている人たちなんですね。既にもう何十年もその人格、人間性で社会に貢献をされてきた方々ですから、大事にしながらも、

これまで育まれた経験と、この後持っていらっしゃる力をですね、また子どもや地域社会の中で活かしていただけるような、そういう環境をつくっていかねばならないんじゃないかなと思っておりますので、あくまでも教育としましては、その対象を子どもに比重を置かせていただきたいなと思っております。特に今年は生涯学習の中で高齢の方々に視点を当てまして取り組みますのは、図書館の方で図書の貸し出しを行っておりますけれども、60代、70代、中には80代の方も図書館利用なされていますけれども、年齢にかかわらず足腰が十分でないとか、またはその自分で車の運転ができないということで、直接図書館まで出てこられない方もいらっしゃるわけですね。しかし本は読みたい、そういう気持ちを持っていらっしゃる方もこの町内には何人もいらっしゃる。そういった方々に応えるために、移動図書をその希望される場所に昨年以上に多く出向くということと、それから希望を募りましてですね、その方が希望される本を図書館ボランティアの方にその方の自宅まで届けていただく。そして、読み終えられたら、またそれを回収して回る。そういったところをする計画であります。ですから、決して生涯学習、それから高齢の方々等をないがしろにするとか、頭に置いてないということではございませんので、そのあたりはご理解をお願いしたいと思っております。

その次は、学力の件でございますけれども、私が日本一と申し上げずに県平均ということを申し上げます。私も与えられた期間が4年間、満了すれば4年間ということになりますので、その中で着実に、確実にという思いがございまして、少なくとも全教科ですべての小中学校が県平均を上回るような実績を上げたいなと強く思っているところです。もう既に県平均をオーバーしている学校も多数あるんですけれども、まだ町内のすべての小中学校ということまでは至っておりませんので、これをすべての学校に拡大したいと思っているところでございます。確かに受験を考えますと、塾に通っている子どもは、それだけやはり受験対策が講じられておりますので、塾に行っていない子どもよりも有利といえますか、それなりの受験に対する力は培っているのではないかなと思います。しかし、私が考えていますことは、やはり塾に行けない家庭の子どもたちでも学校教育の中で受験に対応できる力をぜひ培いたいということです。受験も、やはり基礎基本を踏まえたところでの受験問題でございますので、幾分基礎基本を踏まえて活用力を試す問題も出てくると思いますが、基礎基本をしっかり踏まえているならば合格点は取れると私は確信しておりますので、基礎基本の確実な定着を目指してまいりたいと思います。そのためには、議員がおっしゃいましたように、まさにそのとおりなんです。教師の指導力と子どものテスト結果というのは、これは表裏一体なんですね。ですから、子どもたちがもし思うような結果が得られなかったとするならば、指導がどうであったかという視点から見直していかなければならないと思いますので、委員会としましても教職員の指導力の向上、これを強く図るための働きかけもしていきたいというふうに思っております。校長会議の折には、たびたびこのことに触れまして、それぞれの教師の実践を踏まえた上での実践力・指導力を管理職がつぶさにチェックをして、もし不十分なところとか改善を要するところがあるならば、そこはまず管理職の方でまず対応していただきたい。それでもなおかつ委員会に求める部分があるならば、委員会に相談してほしいということで話をしているところでございます。この辺のところ強化していきたいと思います。やはり公教育の場では、受験ももちろん大事です。これをクリアしないことには先がない子どもも出て

まいりますので、クリアしなければなりませんけれども、塾と違うのはどんなところかなと考えますと、公教育の場では、知・徳・体、バランスの取れた子どもを育てるということ、ここをやっぱり見失ってはいけないのではないかなと考えているところです。

最後に、時間外勤務の実態の件ですけれども、必要もないのに遅くまで残るとかですね、残ってその効率悪く仕事を進める、そういうことでは確かに電気代、そのほか無駄が生じますので、しかもその無駄なエネルギーを使って、本人自身もですね、疲れが蓄積されていくことになるというふうに思いますので、そういったその非能率的なところ、非効果的なところはないか、そういう視点からもこの時間外勤務については今一度見直しをするように助言をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 教育問題は多岐にわたりますので、到底時間が足りないということですので、また乞うご期待ということでまた議論しましょう。非常に言葉がはっきりしていて気持ちいい答弁をいただいたと思います。

次にですね、人事の問題、これについて町長に質問したいと思います。ちょっと時間がありませんので、間引きまして要点をちょっと言います。この人事の問題としまして私が思うのは、まずこの人件費というのが、基礎的な町の経費であるということであります。そして、この人件費あたりを考えますれば、地方公務員法、そういったあたりですね、職階制あたりもきちんと根本基準が決められておりますし、任用についても根本基準はきちんとあります。また、勤務時間その他の勤務条件の基本基準、根本基準、こういったものもきちんと定められております。しかしながら、この中で毎年のそういった人事の改正を見てもみますれば、私はその町長の判断を真っ向から否定するとか、そういったものじゃなくて、その基準が見えないということです。このやはり町長も人間でありますので、問題点としてはですね、選挙で町長が上がってきておられるということは、この4年間の任期のうちに職員からも好かれておきたいと、そして次の選挙に備える、そういったことも考えられる。そしてまた、町長は役場のOBでありまして、この中に、いわゆる派閥がなかったのかなど。家入町長派と別のなにがしかということがあって、そういったもののバランスが崩れていないかなど。それは、昇格したいがために町長に変にごまをすとか、子ども上手に耳障りのいいことを町長に助言すとか、そういったこともあろうかと思えます。しかし、それをひっくり返して判断するのが町長であります、その中で一番危惧するのは、特に女性の職員ですね、に対する評価には少々疑問が残るということでもあります。実際、教育長と議論しましたが、教育長を見ていて思うのは、教育長は女性であります、もう既に女性とか男性とかいう壁はとっくに超えられておられるということですよ。ですから、女性だからだめだとか、男性だからだめだとかいうのは、もう今の世の中にはあまり存在しないのではないかなど。しかし、本人の資質というものは、それはもちろん考えられます。その中で、町長が人事を下すわけです。これは任用者の任命権者としての責任があります。そのときに、同じ同期で入った、私からするならば、第三者からするならば同じ能力の人たちが同期に入ったと。そして、このA君とB君が何年か働くうちに町長から昇格を命じられたということで、A君はそのまま、B君

は上がってしまったと。これが町長から任命で4年間ずっときたと、4年間でその差が4年間の給料に反映されるわけです。ところがですね、町長がその任用のきちんとした基準を明確にしてもらわないと、次に来られた町長という人が同じ同期に入った人に、もう既に差が付いているわけですね。これというものを、いや、もう一回見直して基本的な基準に戻すということは、まずやらないと思います。ですから、この一段階、等級なり何なりが上がったならば、これというのはいくらも、それこそですね、下手すりゃ退職まで続いてしまう。ということは、この差分というものが、例えばですね、極端に一月に1万円違ったとします。それは一年間で12万円、報酬、そういったボーナス、賞与あたりもありますので15万円ぐらい違ったとするならば、10年間でも150万円ですね。約30年するならば400万円から500万円、そういった形で違ってきやしないかなということなんです。ですから、この人事の任用の基準、こういったものをお聞きしたい。ですから、降格人事ができるというような体制をつくつとかなないと、次に来た町長は困ってしまうということです。この人件費というものは、あくまでも基本的な経費でありまして、これは町民が負担するわけでありまして、今の今度大臣になられました蓮舂さんですか、この人が政府系法人の事業に関しての見直しとかの姿勢を言っておられますが、この中では国民負担を最小限にする観点から、見直しや効率化を求めることは国の責務ということをおっしゃっています。ですから、既成概念にとらわれない、負担をするのは国民である、人件費を負担するのは町民であるということでありまして、ですから、このことについて町長とじっくり議論したかったんですがちょっと時間がありませんので、この件につきましてですね、もう時間の関係で、町長、もう時間がないんですよ。やはりこれはルールですので、ちょっと残念ながら次回の楽しみということで、以上で終わります。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は1時から開会いたします。

午前11時40分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番議員、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

質問の第1点目は、先ほど同僚議員からも質問がございましたが、教育委員会につきまして、教育委員会の仕事についてお尋ねをいたします。教育に関する基本構想がこの前示されましたが、教育委員会が所管をする事務は、確かに幼児から、おぎゃーと生まれて、赤ちゃんから、人間が「ゆりかごから墓場まで」といいますけれども、高齢者まで、非常に幅広い分野を教育委員会が所管をしているわけですが、そういう中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律が20年に4月から改正がなされて、あまりにも広いこの教育委員会の掌握分野の中で、スポーツとか文化に関することは町長の部局に事務権限を委譲することもできるというような内容の改正がなされているやに聞いております。その中でも、教育委員会は幼稚園・小学校・中学校のこの義務教育をどのように進めるか、このこと

が最大の仕事であるのは確かにそうだと思います。しかし、教育委員会は権限は、事務権限はいっぱいありますが、予算の権限を持っていないというところが教育委員会が非常に特殊な組織であるということが伺えるかと思います。そこで、教育委員会は、いわゆる教育長が事務の所管をして、レーマンコントロール、一般の人々の意見を採り入れるというようなことも言われておりますが、学校教育については現場の学校教職員が実際にはあたるわけです。教育委員会としては、その現場の教師、教職員がより子どもたちのためになるその教職員に対してサポートする、援助をすると、こういうのが中心になろうかと思えます。しかし、今日質問をいたします教育環境の整備、この点についてはどうも教育委員会が予算の権限がないということがあるかもしれませんが、環境整備が非常におろそかになっているのではなかろうかと思うわけです。先ほど質問にありましたが、一昨年の大津中学校の敷地内に民間の宅地開発道路を学校敷地を提供してつくるというような計画がございまして、最終的には町長・教育長のこれは間違いであったという反省答弁をいただいております。私の子どもも、私自身も大津中学校出身であります。大津中学校を例に挙げますと、校舎、また校舎はもちろんであります。先般問題になりました学校敷地と幼稚園との間、いわゆる裏の方ですね、とてもこの敷地内は良好な状況とは私は思えないと思うわけです。その現状認識を教育長はどのように認識をされて、どのような改善が必要であるかと、その認識をお聞きしたいと思います。また、開発道路をつくらうとした際に幼稚園の園児が今以上に危険な目にさらされるという心配があったわけです。こちらの大津幼稚園のとりわけ朝夕の送迎、雨でも降りますと特にひどくなりますが、車の間をぬって幼稚園児はもちろんであります。その兄弟・姉妹がいつ飛び出すかわからないと、いつ交通事故に遭うかわからないという状況を私もこの問題のときに指摘をしましたが、当時の教育長は、先ほどの答弁でもありましたが、開発道路をつくるにあたって7つの心配点があると。それが改善されるならということでゴーサインを出したということですが、その開発道路はもうなくなりました。しかし、この子どもたちが危険な目に遭うということについては、全く改善がなされておられません。私はその後の一般質問の中で、当然それは教育委員会として検討をすると当時の教育長が答弁をしておりますが、具体的な改善は今のところは全く見えておられません。この点についてお尋ねをしたいと思います。

2点目の教育委員会の活動を公開するべきではないかということでもあります。この開発道路を巡って、私は教育委員会が一体どういう話し合いをしたんだということで、わざわざ情報公開の請求をしないと教育委員会の議事録さえ当時の教育委員会は公開しませんでした。まちづくり基本条例に違反していると後ほど反省がありましたが、議事録さえ公開をしない、これが本当にその子どもたちに範を示す教育委員会の態度だろうかと私は当時憤ったわけでありました。そこで、全国の例をいろいろ調べてみましたが、あっちこちの自治体で教育委員会の議事録がもうインターネットで閲覧できるようになっている。そして、A委員、B委員、C委員と教育委員がおられますが、Aさんが実名を書かれて、どういう意見を述べた、そういうことまできちんと公開がなされているわけですが、大津町の現状は、まさに天と地の差があると思われまますが、教育長の見解を求めるものであります。

もう1点、地方教育行政、いわゆる地行法の法律が改正されたと先ほど申し上げましたが、この地行法の第27条におきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、いわゆる教

育委員会がどういう仕事をやって、どういう執行をやってきたかということですね。町で言えば決算がありますけど、教育委員会の権限に関する事務に関して、その執行状況、あるいは点検、評価、これを報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと法律で明記されることになったわけです。20年の4月からたしか施行されていると思いますが、まだ我々の議会のところにはそういう報告はまだ1回もなされておられません。20年、21年、現在22年です。なぜなされていないのか、どうするのか、この点についても併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 荒木議員からのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、教育環境の整備は、教育委員会が果たすべき重要な仕事であります。そのことは十分認識いたしております。しかし、予算措置を伴いますので、まだ環境整備が十分でないところがあることも事実です。その1つとして、大津幼稚園の園児の送迎の問題があります。確かに駐車場が狭く、送迎時に混雑している状況にあります。現在、幼稚園東側の通路も利用し、送迎時の駐車スペースとして使っております。それでも不足しますので、給食センター隣接の駐車場も利用し、さらにクラスごとにお迎えの時間をずらすなど、保護者後援会の協力も得ながら混雑の解消に努めているところでございます。登園降園時の園児の安全につきましては、当面は登園時の混雑時間帯の職員によります交通指導、子どもたちへの交通安全教育と保護者への交通マナーの徹底のお願いをしながら、子どもの安全確保に努めてまいりたいと思っております。さらに、東側通路と園庭との境にフェンスとそれからアカカナメの樹木を植え込んでおりますけれども、園庭側から通路側がちょっと見えにくい状況になっておりますし、また園庭側からも通路側もお互いに見通しがいい方が交通安全上も防犯上も、よりいい環境になるのではないかなと考えているところです。そこで、先日、園を視察しましたところ、アカカナメが病気に感染しておりまして、枯れかかっておりました。そのことも踏まえた上で、樹木の伐採等をして、見通しがいい状況にすることの方が子どもの安全確保上は大事ではないかと考えて、そのようにしたいと思い、幼稚園にもそのことを伝えたとところでございます。町内の小中学校の環境整備につきましては、本年度大津北小学校校舎の大規模改修工事、大津南小学校と大津東小学校の耐震補強工事をさせていただきます。また、修繕が必要な箇所につきましては、きめ細やかな臨時交付金事業で対応いたします。その他の学校につきましても、建築年数経過により老朽化が見られますので、学校の要望を聞き、必要性・緊急性等を考慮しながら、今後学校施設の年次整備計画を立て、計画的に整備を行っていきたく思っております。大津中学校の西側及び北側につきましては、プレハブの美術教室や職員駐車場、菜園等があります。プレハブ教室はかなり老朽化も進んでおります。一帯を整備すれば有効利用できることは確認いたしております。ただ、今すぐプレハブ撤去及び整地には多額の費用が必要となりますので、今後、後期振興計画の中で検討し、年次計画を立てて対応してまいりたいと考えております。

また、環境整備にあたりますときには、計画段階から関係者の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。大津小学校分離校基本設計時には、保護者、地域代表者、学校側、公募委員等によるワークショップを開催いたしましたし、大津北小学校改修では検討会に学校・PTA・関係区長・学校評

議員等で構成して、いろいろとご意見をいただき、児童の意見はPTAで集約していただきました。今後も学校・保護者その他関係者の意見をよく聞き、実態を見極めて取り組んでまいります。

次に、教育委員会の活動を周知・公開すべきではないかということです。現在も大津町教育委員会傍聴人規則によって、委員会会議は傍聴できます。しかし、傍聴しに行けない人もあることを考えれば、今後教育委員会会議録のホームページ公開につきまして、教育委員会会議に諮って考えてまいりたいと思っております。

最後にもう1つ、地教行法27条の改正によって、教育委員会の点検評価についてどう考え、どう対応しようとしているかということにつきましては、教育部長の方でお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 荒木議員の質問にお答えいたします。平成19年の6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成20年4月から施行されております。法改正の目的については、教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、教育委員会の点検評価が位置づけられております。そのようなことで、先進地におきましてはですね、もう既に評価を進めている市もあるようでございます。当町におきましても、これまでいろいろ内容について勉強を重ねてきたところでございます。その中で、委員の人選と評価項目、内容の検討でですね、いろいろ今現在検討しているところでございます。やっぱり委員の人選につきましては、それなりの専門の知識を持った方の登用が必要ではないかということ考えているところでございます。それと、町の振興計画の前期計画が終了しております。それについても、大津町の振興総合計画策定審議会というのがございまして、そこでいろいろ町全体の計画についても自己検証がなされております。2月だったと思いますけれども、そういった検証がなされたというふうに企画の方から報告を受けております。ですので、いずれ振興計画の内容についても議会の方に自己検証した結果をですね、報告をしていただいて、後期の計画に生かされるのではないかとというふうに考えております。ですので、教育委員会といたしましても、上位の計画であります振興計画との調整もございまして、来年に向けてですね、そういった評価について来年の4月から取り組めるようにですね、先進地の部分も調査研究いたしまして進めていきたいと。条例事項も出てきますので、3月までですね、十分検討して議会の方とも相談しながらですね、来期の事業として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津中学校と幼稚園ですね、同じ文教の施設であります。幼児また中学校の生徒の安全を何よりも優先をしなければならないと。改めて教育委員会としてはですね、肝に銘じるべきだと思います。そう思われていると思いますが、私が1点気になるのはですね、この開発道路を撤回をしたと、反省が述べられたと。そこで、先ほど教育長も情報公開が不足をしていたと、説明が不十分だった、この2点は確かに申されました。前任者の教育長もそのようにおっしゃいました。しかしここにはですね、肝心な点が抜け落ちております。情報公開というのは情報をどんどん広く知らせればいいわけで、説明もやる。しかし、それはあなたたちの、自分たちがやろうとしていることを、

教育委員会がやろうとしていることを貫き通したらですね、ごり押しをしたら何もならんわけです。先般辞めました総理大臣が国民が聞く耳を持たなかったと、自分のことを反対に述べましたが、主人公はあくまでも町民、また学校で言えば生徒、児童、幼児は判断はできませんので保護者になるかと思えますけれども、主人公は町民なんです。その主人公の町民の人たちの意見をよく聞いて、それを反映させるという態度が私はすっばりと抜け落ちていんだと思います。自分たちは正しいことを考えとったけど説明が不十分だっただけでは、町民のための開かれた教育委員会とは言えないと思います。この主人公である町民の意見を本当によく聞くという態度、これを改めて肝に銘じるべきではなからうかと思えますので、その点をもう1回お尋ねをいたします。例えば幼稚園でですね、それから幼稚園では保護者の意見を聞く、あるいは中学校ではですね、先ほどPTAとか学校評議員の意見を聞くと、生徒についてはアンケートで集約をしたと言われましたが、中学校についてはですね、もう人格を認めて生徒の意見をほんとに真摯に聞くというのが必要じゃなからうかと。前の教育長にも一回質問しましたが、ある中学校では学校のトイレをきれいにしようと。生徒にどういうトイレがいいかということで徹底的にこう議論をさせて、あるいはいろんな情報を取り寄せて、最終的にはホテルのようなきれいなトイレができたそうですけれども、もちろん予算の関係で全部できるわけではありませんが、非常にきれいなトイレができた。それがずっと受け継がれて、いわゆる生徒たちが自分たちの意見を出してできたトイレだから、自分たちできれいに使おうというのがずっと定着をしてきたと言われております。子どもの権利条約等もございしますが、中学校ともなりますと、やはり生徒の人格を認めて生徒の意見を尊重をするという態度が求められるのではなからうかと思えます。そのことについてですね、もう1回お尋ねをします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） お答えいたします。議員がおっしゃいましたように、やっぱり主人公、主体者である者の声を聞くということ、これはとても大切なことだと思います。施設面のみならずですね、やはり学校教育に私、力を注ぎたいということを先ほども申し上げましたけれども、そのほかの学習指導についてもそうでございます。やはり子どもたちが自分たちでこの問題についてこういう理由で、こういう方法で調べたいと思ったことについては、教師がいろいろとこう指示しなくてもですね、子どもたち自らがやはり自分たちの求める課題解決のために、いろんなこの方法を駆使しながらその解決に挑んでいくわけですね。それと似たような事例かなと思いつつながら、そのトイレをつくるにあたっての子どもたちの取り組みを聞かせていただきましたが、今、取りかかっております大津小学校分離校、それから大津北小学校の大規模改修、これらについてもですね、保護者を通して子どもの意見も多分に反映されているのではなからうかというふうに思いますし、今まだ設計の段階ですから、具体的などころにつきましては今後も子どもの意見を聞く場も出てくるかというふうに思いますので、そういうところは十分に考慮し、尊重しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 教育委員会の学校環境整備に関しては、これからぜひ期待をしたいと思えます。最後に一言言っておきますが、今朝も見てきたんですけど、プールが始まっていたみたいですね。

ど、大津中学校ですね。金網のフェンスが中が丸見えといえば丸見えなんですね。あれでいいのかどうかというのがちょっと、昔であればですね、のどかな時代であればフェンスがなくてもどうってことはなかったんですけども、今の時代に丸見えのあのフェンスでいいのかどうか。それから、プールの横、私もPTAで草刈りしますが、ここは草を植える場所なのかというぐらいひどい状況ですね。本来であるならば、確かきれいな芝生か何かになっていい場所だと思いますけど、もう3人中学校に通いますが、ずっとその草が伸び放題、PTAで刈りますが、おおよそ良好な環境とは言い難いのではなからうか。そういう点もですね、ぜひ教職員や保護者の皆さんと意見を聞き、知恵を出し合って改善を求めていきたいと思います。

時間がないので、次の質問に移りたいと思います。質問の第2点目は、多くの熊本県民、全国の方が大変胸を痛めております口蹄疫の被害対策であります。一旦収まるかと思いましたが、またもや広がっているという、本当に恐るべき、まさに国家的危機と言わざるを得ないと思います。国家的危機ですから、本来国が全面的にもっと早く対策を打つべきであったらうかと思いますが、この熊本県内には幸いにしてまだ口蹄疫が入っておりませんが、ご承知のように畜産農家は市場閉鎖によって出荷ができない。あるいは、関係する肉あるいは運送、加工、あるいは牛や豚小屋をつくる、そういう業界のところも仕事が全部ストップしたと聞いております。こういう関係業界も本当に苦境に立たされております。菅総理が宮崎に来られたようですが、国や県の対策ではまだまだ不十分だという現場の声が聞こえてまいります、町独自ですね、取り組むべき問題があるんじゃないかと。特にえさ代、あるいは消毒薬代、こういったものは町の方でもですね、至急取り組むべきではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の口蹄疫対策についてでございますけれども、宮崎に始まりまして、大変畜産農家の皆さんのご苦勞につきましては心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また大津町につきましても135件近くの畜産農家がございますけれども、大変な危惧をされておるといふふうに、それに対する支援関係もしっかりとやっていかなくちやならないというふうに思っております。国につきましては地域全体、あるいは県におきましても畜産農家個人につきましての支援関係を考えられておるとございまして。大津町におきましても、個人の支援関連等につきましては、今後、現在例えば5月、6月に市場が封鎖されておりますけれども、7月に開催というようなことございまして、西都市でまた発生を続けており、どうなるかわからない状況というようなことございまして、十分その辺のところを考慮して、今やるべきものはまず防疫関係につきましての消毒、あるいはその関係等についてしっかりとやっていかなくちやならないと思っております。その後につきましては、ある程度の沈静をしました折について、十分関係機関と相談しながら検討をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 荒木議員の町対策ということでございますが、私の方が一応今までの取り組みを含めたところの現状的なところを報告させていただきたいと思っております。

まず、町長が申しましたように、4月20日に宮崎県の都農町、あるいは第一例目が確認された以降でございますけれども、昨日の現在までに牛2万8千669頭、それから豚でございます13万3千474頭、ヤギ・羊と合わせて16万2千頭の家畜が口蹄疫に感染し、殺処分が行われております。大津町ということでございますが、本日まで口蹄疫対策の取り組みについて報告させていただきますと、第一例目の確認を受けたときに、役場内では、まず経済部内の会議を早急にしまして、それから庁議、4月27日の囑託員会議、あるいは町の内部会議報告等も含めまして、それから城北家畜保健所関係団体合同会議を経て、月末に菊池郡市内の全畜産農家に対し、口蹄疫の症状等に関するチラシ等を配布して、注意喚起を行ったところでございます。また、当面は防疫が重要であることから、農家支援として消毒液の配布を検討し、5月20日より全畜産農家に対して熊本県からの支給をあわせて、別に大津町独自で1戸10袋の消石灰を配布させていただいたところでございます。このことは5月21日の全員協議会でも報告させていただいたところです。さらに、町の主催事業でありますところの唐芋植え付け大会、あるいは矢護山開きなどの独自事業の中止、あるいは各所団体への大規模なイベント等の自粛要請、公共施設、学校などの消毒マットや消石灰の配布を51カ所に行い、住民総ぐるみの防疫体制にご協力をお願いしているところでございます。また万一口蹄疫が進入した場合には、即日動けるように進入経路を想定した防疫ポイント、実施要領などの具体的なマニュアルを作成しておりますが、消毒・殺処分、埋却が円滑かつ迅速に進むよう体制を整備して対応していきたいと考えているところでございます。熊本県は宮崎県の隣接県ということで、山林法的に道路等の緊急整備が実施されることとなっております。

○議 長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 万一の対策が発動されないことを祈っておりますが、私も畜産農家の方、知り合いがおりますが、もちろん経済的打撃が一番大きいわけですね、出荷できない。と同時に、先行きの心細さというんですかね、いつどうなるかわからんというような、せつかく後継者、子どもさんが後継者でやろうとしていた矢先がなくなりきているという声も聞くわけですが、そういうときだからこそ、行政とですね、できる限りの援助の手を差し伸べると、私はそういう気持ちの表れが必要だと思うわけです。ご承知のように、阿蘇市をはじめいくつかの自治体はえさ代等の援助を実際に決定しているようです。気持ちだけではなくてですね、こうした援助が今必要なときではなかろうかと思うんですけど、町長はそういう気持ちはないんですかね。はっきりお聞かせいただきたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど申しましたように、気持ちはもう十分いっぱいでございます。そういう意味におきまして、菊池市が3千万円近くの専決事項をやっておりますけれども、今、1万円近くやってそれでいいのかというような問題でございます。最終的には、ある程度やった段階で、県も4千万円近くやるという話、あるいは市場の運搬費を出すというような話をされております。国がどこまで見るかというのも今後出てまいりますけれども、その辺のところは全部農家の1戸の経営の中です、どれだけ助けになるかというのが見えてこないものですから、最終的には、先ほどからJAや畜産組合等と十分相談しながら、町がやるべきものはちゃんとやっていきたいというふうに思ってお

りますので、議会の皆さんもご理解とご協力を今後の予算設置につきましてはご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） おっしゃるとおり、国・県の状況を見て、しかし最終的に足りないものは町がきちんと援助をするという気持ちがあるということでしたので、そこは忘れないで必ず実行されることを私たちも確認していきたいと思えます。

それでは、第3番目の質問を行います。介護保険が導入をされまして、「社会的な介護で老後の安心をつくり出す」といううたい文句で介護制度がつけられました、特別養護老人ホームなどの施設がまだまだ非常に足りなくて、入りたくても入れない人、それからあえて自宅で介護をしたいという必死に頑張っておられる方々がごさいます。今日質問するのは、こういった人たちに対して自宅介護者の苦勞に答える、そういう施策が必要ではなかろうかと思えます。実際に県内の、例えば和水町では月額2万円の介護手当の制度がごさいます。そのほかもたくさんの自治体でこの制度が実際に実施されております。愛知県の犬山市では、介護手当、介護用品給付、家族介護慰勞金、徘徊高齢者情報提供サービスと。断っておきますけど、これは介護保険以外、一般財源で対応がなされております。こうした自宅で介護をなさっている、3以上の重度の人に限定されているようですが、こういう施策が必要だと思えますけど、対応をどうされるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 在宅介護関連等につきましてはの在宅で介護されておる方の慰勞関連等に伴いましての介護費をどうするかというようなお話ですけれども、介護保険制度が始まりましてもう10年近くになりますけれども、また新たに国は介護保険の見直しをやろうというようなことでもございまして、大津町におきましても前にいろいろと制度改正をやってございましたけれども、その制度についても介護保険制度にかかわらないというような、かかわってない方々についてというような形で1、2廃止したことがあります。もちろん、別にオムツ関係等の現額6千円というような形で介護をさせていただいておりますけれども、今後の介護につきましては、第5期の介護保険事業計画というのが24年から26年行う予定になっておりますので、平成23年度には制定しなくてはならないので、その作業の中でサービス給付と利用者負担等を考慮し、国と補助基準等を踏まえながら考えていきたいと思えますし、現状のところにつきましては、担当部長の方より説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 荒木議員の一般質問にお答えいたします。介護保険事業の大津町での家族介護での現状につきまして申し上げます。介護保険事業につきましては、利用者はその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、保健医療サービスや福祉サービス給付を受けることができる制度が構築されております。日本には、介護は家族がするものという考え方がありまして、社会資源として大変貴重なものでございまして。介護保険制度の中で、地域資源として家族介護支援事業があり、家族介護を支援する事業として地域資源を活用するようになっております。地域資源につきましては、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、被保険者

や要介護保険者を現に介護する人などに対しまして、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として事業を行うことができます。大津町では、先ほど町長から答弁ございましたように、在宅高齢者、家族介護支援用品給付事業もその一つとして実施しております。要介護認定で現在中度から重度、要介護3以上でございますけれども、これに該当する高齢者を在宅で介護されている家族に対しまして介護用品支給を行っているところでございまして、現在59人の支給対象者がおられます。この事業に対する本年度予算で324万円を計上いたしております。大津町では、平成14年2月から高齢者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、要介護度4、5の方を家族で介護している世帯を対象に家族介護慰労事業として年額10万円を支給する制度がございましたが、介護保険サービスを受けていないことが条件だったために該当者がいないことによりまして、要綱を廃止いたしております。また、平成7年度から在宅寝たきり老人等介護者手当で支給規則で、介護者手当といたしまして年額12万円を支給しておりましたが、こちらの方も該当者が少ないことによりまして廃止をいたしまして、現行の介護用品給付にしたところでございます。介護保険制度が始まりまして平成18年からは、介護予防や地域の総合的な相談の拠点といたしまして、地域包括支援センターの設置運営によりまして、介護保険制度の利用も浸透している状況でございます。現状の在宅サービスにおきましては、要介護状態区分に応じまして、サービス利用の上限額が決められておりまして、要介護4は30万6千円、要介護5が35万8千300円となっております。これにつきましては、この事業につきましては、地域支援事業という形での事業でございまして、事業規模につきまして介護給付と対象サービス見込み料等に基づきまして、給付見込額の3%の範囲内で介護予防事業、それから包括的支援事業へ2事業という形で実施できるようになっております。そういったことございまして、今後、家族、介護者に対しましてそういった何らかの事情で介護サービスを使わずに家族を介護しておられる世帯や、それから在宅介護者がおられれば状況を把握いたしまして、今後、先ほど町長から答弁ございましたように、第5期保険事業計画の策定作業の中で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 介護保険を全くサービスを利用しなかった場合に手当て券を支給すると、こういうのが今までの認識だったみたいですけど、サービスを一切使わないというのは、それこそ本来おかしいんですね。使わないで頑張ってくれる、それはありがたいことでもありますよ。施設に入れば、年間で一人四、五百万円はかかるわけですから。しかし、使わないことを前提とした慰労金ではないんですね。この犬山市の例では、常時介護が必要な方を介護している方で月額5千円ですよ。介護用品も別に8千300円、1カ月。そのほかに全くサービスを利用しなかった人については10万円というふうになっているんですよ。だから、サービスを使いながらも家族が家庭で重度の人を介護すると、そういう人たちの慰労に応えるという制度がですね、必要であろうと。また、家庭で頑張っただけであればですね、介護保険の財政が非常に助かるわけです。また、ご本人も住み慣れたところで安心して過ごしていけるということだと思いますので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

それでは、最後の電気自転車の普及と自転車道整備についてお尋ねをいたします。大津町はご承知

のとおり、東西はほぼ水平であります、南北に、北側は台地、要するに坂が多い町であります。この中心市街地がですね。その中で、本当にこの自転車の利用が非常に困難であるということだと思います。そこで、電気自転車の普及は必要ではなかろうかというのが1つ。その電気自転車を購入した人に補助金を支出をするということです。福井県とか鹿児島県で約3万円ほど実施がなされているようです。もう1点大事な点は、美咲野団地から南の方に坂道を下ります。ここは非常に自転車で降りてきますとスピードも出る。とりわけですね、中学生あたり非常に危険ですね。歩道の中、歩道は結構広いものですから、歩道の中を自転車が走りますと、これまた歩行者と衝突をして危険ということでもあります。現在進められております駅前楽善線はこれからつくります。こういう主要な道路にはですね、せめて下るところに自転車のレーンをつくったらどうかと思います。自転車道についてはいろいろ調べてみましたので詳しい説明は要りません。そういう工夫をですね、可能性があるかどうか、やる気があるかどうかについて、これは担当の方がよろしいですかね、直接担当でも結構ですのでお答え下さい。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 荒木議員の質問にお答えいたします。まず、電気自転車の補助の関係ですが、補助金交付につきましては平成20年度に制定しました大津町補助金交付基準に関する要綱に基づき、その効果性及び的確性から判断して行うこととしております。議員ご提案の電気自転車に対する補助ですが、的確性には問題ないと思いますけれども、効果性においては補助目的をどうするかによって、その判断が分かれるものと考えております。すなわちエコを目的としたもので自動車などの環境負荷の高い移動手段から電気自動車へ乗り換えるものであれば、当然エコにつながり効果があると思いますが、しかし現状を眺めますと乗り換えが進むものとは考えにくいと思われるので、その点から判断すれば効果性は少ないと考えております。いずれにしましても、補助目的をきちんと整理し、その目的に応じた効果があるのかの検討が必要かと考えております。

次に、大津町の地形自体が南北の高低差が非常に大きくて、自転車で通学している学生などが、坂道を上るときは特に重そうに乗っておりますし、逆に坂道を下るときにはスピードが出てブレーキをかけながら運転している状況になっております。議員が言われましたように、特に西鶴中井迫線におきましては、多くの小学生が歩いて通学しておりますし、また中高生などが自転車で通学しておりますので、事故が発生したりする危険な状況にもなっております。このため安全な通行ができるようにという提案だと思います。これにつきましては、いくつかの方法が考えられます。しかし、どの方法を取る場合も道路管理者の県、菊池振興局や交通管理者の県警と協議をし、了承を得る必要がありますし、また大きな費用が必要になります。ところで、議員ご承知のように、現在美咲野団地内に小学校の建設が計画されております。これが完成しますと、通学する学校の関係でこの道路を通学する小中学生は非常に少なくなるものと思われまます。子どもたちの通行が少なくなり、危険性が下がってくれば、歩道を自転車が通学することも、通ることも可能になりますので、大きな費用をかけて改修する必要は少なくなってきます。このようなことから考慮すれば、当面はこの道路を通行する場合にはあまりスピードを出さないように看板等により指導することの方が早急に対応できる方法だと考えて

います。なお、駅前楽善線につきましては、西鶴中井迫線に比べまして幅員が非常に狭いものですから、現状の幅員からすると歩行者、自転車、どちらも歩道を通る自転車歩行者道の指定を受ける方法しか取れないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 補助金については、目的は確かに必要だと思います。この自転車の安全性ですね、安全通行、歩行者と、いわゆる歩道の中を歩行者と自転車と一緒に通行をするという方法。お金があれば自転車専用レーンを、法に則った専用レーンをつくる、これはちょっと現実的ではないと思います。私も調べましたが、やっぱり日本の道路はもともと狭いですから、法に基づいた自転車レーンというのはかなり難しい、現実的に。そこで、一つの方法としては、公安委員会の許可が出れば自転車の車両通行帯、いわゆるこれは法に基づく専用レーンではないですけど、そういう自転車のレーンを設置することも可能であると私は理解をしているところです。一番左側の車道の一番左側を、この事例では緑色に自転車の通るところを色分けをしている。縁石も何も確かありません。しかし、車もそれによって自転車を気を付ける。自転車も一番左の方を走って車の方にはみ出さないようにする。少なくとも、それから歩行者とは分けられるということで、とりわけ新しくつくる駅前楽善線あたりでは、せめて下りだけでもですね、こういう知恵を働かせて、研究をして工夫をする価値があるのではないかと。それからもう1点、この旧57号線ですね、ここは非常に自転車は多いです。特に年輩の方が自転車に乗る。ここもやっぱりそういった自転車がもうちょっと安全に通るような、県道ですから直接はできませんけど、そういう工夫が必要であると思いますけど、どうですかね。駅前楽善線については研究の余地があるのではなからうかと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駅前楽善線は、都市計画道路の12メートルというふうに幅を広げておりますし、そして上から下へ急な坂でございますので、美咲野も同じでございます。そういうような急な坂に自転車レーンをつくったら、スピード出しやがって、かえって自爆する危険性があるんじゃないかと思っておりますので、その辺についてはやっぱり十分検討していかなくちゃならないんじゃないかなと思います。また、自転車の補助金の関係でございますけれども、やはりおっしゃるように下りはともかくとして、上りはですね、押していく中で、防犯上、変なのが出てきてですね、どうするかわからないというような形になれば、そういう電動二輪の方が早く帰れるという防犯上の問題もあるし、あるいは中核工業団地関係の通勤者やその関係の方々がよくそれを利用してですね、車でなくそういう形で利用されるというような形になれば、そして、またひとつ大津町にはこの地域における観光、先ほど大塚議員の質問にもありましたように、大津駅から南の方にぐるっと回る、そういうときにはその自転車をうまく利用していければ、レンタカーみたいな形の中でうまく朝夕使っていただければ、これも一つの効果的には上がるんじゃないかなと思いますので、これについては十分また検討をしながら、大津町の交通体系をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。午後は2時10分から始めます。

午後２時００分 休憩

△

午後２時１１分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

２番議員、府内隆博君。

○２番（府内隆博君） 県が徴収する「水とみどりの森づくり税」を活用して植林事業を、ということで、県が徴収する「水とみどりの森づくり税」は導入から５年。

森づくり税を原資として５年間で整備した森林は約７千ヘクタールに達し、森林の水源涵養機能向上のために貢献しているということで一定の効果があったとして２０１０年度から５年間の延長が決まった。県は今後も県民への周知に力を入れていく考えである。

森づくり税は、２００５年４月に導入、用途を限定し、水源涵養は、災害防止など森林の公益的機能の維持、増進事業に使っている。

税収は、個人県民税に５年間、年間５００円を上乗せし、法人税からは法人県民税均等割の５％相当額を徴収し、２００５年から２００９年間の税収は総額２３億３千９４６万円で、そのうち約２２億円を投じて所有者の管理が見込めない人工林の干ばつ、植栽、シカ防止対策ほかに森林環境学習などのソフト事業も展開してきた。５年間の事業で１７万５千人の１年間の生活用水を蓄える水源涵養機能や１０トンダンプ３３台分の土砂の流出防止機能を備え、３万５千台の車が排出する年間ＣＯ２を吸収する森林を整備できたという植林や下草刈りなどの活動に参加したボランティアも延べ３万人に上る。森づくり税は、熊本を含め３０の県が導入、そのほとんどが森林整備事業に充てているそうです。そこで、町としてこの森づくり税を活用して利用されていない原野や牧野、瀬田裏や真木、矢護川の原野などにスギ、ヒノキ、あるいは広葉樹などの植林を進める考えはないか、大津町の総面積の５０％、約４千８００ヘクタールが森林で、町有林をはじめとして町の宝である山林などの自然環境を守り育てることは、まちづくりの基本目標の第一に上げておられる。人と自然、共に生きる町の推進を図り、豊かな自然環境を守っていくことにつながると思われる。それに、地球温暖化の原因となるＣＯ２を吸収し、森林の持つ保水力による洪水防止、地下水涵養などの多面的機能を有する地球環境に絶対欠かすことのできない大切なものであると思われます。森林組合が行っている混交林促進事業がこの水と緑の森づくり税で行われています。このようなことから、町としても水と緑の森づくり税を利用して森林整備を進めてほしいと思いますが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の水と緑の森づくり税の活用について質問でございますけれども、大津町管内の原野等の植林の状況につきましては、平成６年度から町は広葉樹の植栽を始めまして、矢護川の環境の森、あるいは俵山の広葉樹の森、それぞれナラの木や山桜、ケヤキなどを植樹しております。その後は熊本市をはじめとする各種企業団体や各団体のご協力で環境の森に７０ヘクタール、広葉樹の森に１７ヘクタールの植樹をされております。また、平成２１年度からは５カ年計画で熊本市が俵山の町有林原野に４０ヘクタールの計画を開始しておりまして、これによりまして町の所有原

野のほとんどが植栽されることとなります。しかし、今回ご質問の利用されていない原野につきましては、各牧野組合で観光資源の水源涵養林等としての利用を検討されておりますので、町としましても林業振興の目的と合わせて原野のアクセス確保のために今年度きめ細かな臨時交付金事業により、瀬田裏、矢護川、俵山の林道作業道舗装の予算を1千800万円余り計上しております。牧野組合の原野の利用方法につきましては、各組合の考え方がもっとも重要だと思いますが、町としましても有効利用していただきたいと考えておりますので、水源涵養や防災対策として森林を選択される場合は、事業の実施方法や補助金の活用方法等について県と相談しながら最前の方法を提案していきたいと思っております。大津町の環境の森構想は、大津町の素晴らしい自然環境を守り育て、森林等の保全対策の推進を目標としております。牧野組合の広大な原野は、町の自然環境保全への影響も大きいもので、組合と話し合いをしながら有効利用を図りたいというふうに思っております。将来的には、環境の森やそれぞれの森におきまして、例えば矢護川の陽の原キャンプ場を中心に森林浴あるいは森林学習を基に観光資源の開発に努めていければなという思いもしております。俵山におきましても、風車を伴う岩戸の里溪谷関連をはじめとするそれぞれの森林観光を引き起こすための一つの水保全も兼ねたところでしっかりとやっていかなくちゃならない。議員おっしゃるように、やはり地球の素晴らしいこの水、惑星につきましては、大変地球温暖化関連等で危ぶまれておりますので、大津町の自然、そして地域の関係の団体ともしっかりと手を取りながら環境保全というか、森林の促進に努めていきたいというふうに考えております。内容等の詳しい内容につきましては、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 府内議員の森づくり税の使い道はどうかと、その中で、大津町はどういうふうな今後活用したいかということでございますが、まず現状をちょっと申し上げたいと思っております。質問の中で、牧野組合の原野につきましてでございますが、その環境の森のうち22ヘクタールについては、矢護川牧野農業協同組合、あるいは裏野牧野農業協同組合、町が分収造林契約を締結して植樹したものでございます。また、俵山の広葉樹の森は町有地ではありますが、大津西原共有原野大津地区入会権利者協議会が管理していただいて、原野に植樹したものでございます。このほかに、牧野組合と熊本県や熊本県林業公社等の分収造林契約により、スギ・ヒノキが植林されております。

次に、牧野組合の原野に植林を行う方法についてでございますが、原野林業公社は、新規の分収造林事業を行っておりませんので、大まかに次の3つの方法が考えられます。まず、牧野組合自身が植林を行う方法、現在既に真木牧野組合が取り組みを始めておられます。既存の森林に原野を含めて森林法に基づく森林施業計画を作成して、あるいは県の造林関係補助金等を利用して植林保育を利用する計画でございます。この補助事業でございますが、通常は68%の補助で、あるいは搬送とか、あるいは木の伐採の販売金等がありまして、補助率の68%イコールあとの32%の負担等でございますが、あるいはそういうやつでまかなって、今ほとんど個人負担の持ち分は、今現状としてはゼロという形で、そういう事業も併せて行っているところでございます。

それから、もう1つ、事業の、この森の事業税にあたってでございますが、まずその準備といたし

まして、菊池振興局と町が仲介しております県の森林関係の職員の方がOBで組織されています。これは、ひとつのボランティア的な中身でございますけれども、熊本県の通常、森林林業普及懇話会というふうに言っております。その方々の協力を得て、現況調査、あるいは今言いました施業計画の作成をされているところです。近々施業計画の認定請求をされる予定でございます。

それから、造林関係補助金の申請の手続きでございますけれども、今言いましたように懇話会等が協力されるということになっております。

それからもう1つ、2つ目でございますけれども、市町村が植林を行う方法でございます。市町村と牧野組合が森林精麦協定等を締結し、水と緑の森づくり税事業を利用しております。この植林をする方法でございます。熊本市がまず、先ほど家入町長が述べられました熊本市との関連でございますが、森林整備協定を結んで、この事業を利用して環境の森50ヘクタールに広葉樹を植林しております。下刈りや枝打ち等の保育も行っております。

3番目でございます、各種団体や企業が植林を行う方法。その各種団体が企業や緑と緑の森づくり税事業を利用して植林する方法でございます。玉名平野土地改良区と熊本県森林インストラクター等がこの事業を利用して環境の森で植林を行っております。実際、大津町のこの利用税でございますけれども、大津町の土地を利用して、各熊本市や今言った玉名等がどんどん利用してもらっているところがございます。なお、最近も県や企業、各種団体等から環境の森や広葉樹の森の問い合わせがありますけれども、町有地にはまとまった面積が今の段階ではちょっと残っておりません。ただ、牧野組合を府内議員がおっしゃいます、その紹介をしておりますので、公有地を希望する場合が多かった場合には、それなりの対応をしていかなければならないのではないかと考えております。特に真木の牧野組合にいろいろ話をしておりますが、近々実施の方向で考えたいという前向きな言葉をいただいているところでございます。現実には、この5年間の利用でございましたけれども、今年度からまた5年間延長が決まったということで、この事業はさらに水源涵養林といえますか、それなりに貢献度が出てくるのではないかなと思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） ただいま、町長または部長の方から詳しく説明がありましたように、こういったことですね、取り組みを県あたりと一緒にですね、植林事業なり整備をしていただきたいと思っております。

では、次に入ります。先ほど同僚議員からも質問がありましたように、国家を揺るがす大変な事態に陥っているわけございまして、宮崎の問題だけでなく、熊本県も被害を受けているわけございまして、そういう意味で今回の口蹄疫の問題について一般質問したわけでございます。2番、口蹄疫に対する今後の防疫体制についてということでございます。宮崎県で口蹄疫の発生が確認されてから2カ月になろうとしている。未だに感染拡大が続いている中で、新たに国内最大規模の畜産地帯である都城市で感染が確認され、宮崎県内5市5町にも及ぶ感染拡大である。もっとも感染が広がっていた川南町など県東部から都城市まで約50キロと離れているのに、政府と宮崎県が全力を挙げた感染封じ込めは失敗し、飛び火していた。口蹄疫は、牛や豚などの動物がかかるウイルス性の伝染病で、

感染力は強く、感染が確認された家畜はもちろん、感染の疑いがある家畜も安楽死させて焼却、または土の中に埋める殺処分が義務づけられている伝染病であります。広がり続ける口蹄疫の防疫強化策をめぐる地元の困惑は、口蹄疫ウイルスとの戦いの過酷さ、難しさを改めて印象づけたと思います。口蹄疫の感染拡大をくい止めようと宮崎県は発生農場から半径10キロ圏内の牛や豚に国内で初めてワクチンを接種し、全頭を殺処分する。殺処分対象の牛や豚は、6月11日現在27万7千頭に達し、過去最悪の被害になる。最初の事例発表から消毒の徹底や移動制限など取られたにもかかわらず、病疫が蔓延した理由の1つに、防疫措置の無理を考えざるを得ないと思います。ウイルス進入経路と感染拡大の原因は未だ不明だが、防疫体制の強化に加え、この教訓を今後もつなげるために原因究明が急がれる。それと、風評被害の防止も重要であり、口蹄疫にかかった家畜の肉や乳が市場に出回ることにはない。また、仮にそのような牛肉や豚肉を食べたり牛乳を飲んだりしても、口蹄疫は人には感染しない。その点を改めて強調しておきたい。風評による取引制限や中傷などは絶対にあってはならないと思います。宮崎では、畜産農家の方々が何十年、何百年もかかって開業され育てられた宮崎ブランド牛や豚が目の前で殺処分され、埋められていく姿を目の当たりにされ、夜も眠れぬ日を過ごしておられるそうです。また、現場の関係者も不眠不休で焼却処分や消毒作業にあたっておられるそうで、熊本県も5月19日、非常事態に準ずる警戒態勢にいる方針を採られ、これまでの家畜農家中心の対策から、広く一般県民と一般車両に消毒の徹底を求め、翌日、即実施に移された。もはや宮崎県だけの問題ではなく、感染していない熊本でも畜産の存亡がかかるほど深刻であるからである。熊本県も畜産県であります。牛や豚、全頭合わせて45万8千804頭、畜産の総生産額920億円に上る。大津町でも牛・豚、約3万頭で、生産額で40億円、もしそれが打撃を受けるようなら、農業にとどまらず、県経済全体に大きな影響を及ぼすことになる。とにかく、感染拡大をどんな対策でもしてくい止めなければならないと思う。宮崎県で感染が拡大している今、大津町でも万が一の事態を想定した準備を考えておく必要があると思う。周辺のすべての道路の通行車両を対象とした消毒などの防衛対策を徹底させることや、もし感染が出た場合のことを考えて、殺処分した牛や豚の埋却地の確保をあらゆる手段を講じておかなければならないと思うが、町としての対策をお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 口蹄疫に対しては、大変畜産農家の方々にはご心配を掛けているところでもあります。もちろん大津町におきましても、宮崎県にああいう形になっておりますけれども、国におきましても九州一帯というような考え方になられておるようでございますので、県は知事をはじめとする球磨郡の方におきましても大変なご苦勞をされておるというようなことを聞いておりますし、また行政区の区長からもいろいろと話を伺っております。そういう意味におきまして、やっぱり我々ももし球磨地区にももし入った場合というような形になると徹底的な消毒、おっしゃるように県道、大津町は交通の要所であるというふうなところで大変57号をはじめ325、そして県道、幹線道路が走っておりますので、その辺につきましては十分な対応をやっていかなくちゃならない。そのためには、役場職員でなく、関係団体の皆様のご協力や、ひいては自衛隊の方にもお願いをしていかなくちゃならないんじゃないかなと思います。手遅れにならないように、万が一入った場合というような

形になる、やはり我々としても、その農家の地域から運搬とかいろんなことがされると、そこでまた蔓延する恐れがあるというような話を聞いておりますので、そういうところも畜産組合関係をはじめとして、134戸近くの牛舎につきまして、そばに埋却処理ができるかどうかというようなことも調査をさせていただいておりますし、そのような対応については、即、無いところもあるそうでございますので、そういうところの対応も役場で即買えるような方法を探りながら、今後そのやり方についても将来的に貸し付けというか、そういうような形の中で管理を今後やっていけるような形をお願いをしていかなくちゃならないというような対策関係も取っておりますし、もちろん対策会議をつくりながら、関係団体との状況をしっかりと把握しながらやっていきたいというようなことであります。もちろん、先ほどある議員からも質問がありましたように、まずは入らないことを第一に、そしてもし入ったときの感染予防をしっかりとやる、処理をしっかりとやっていくというのが一番妥当ということと、その後、終結する状況になった段階において、農家の経営あるいはそれに関する産業の皆さんの痛手もあるかと思えますけれども、その辺については今後検討しながら、前向きに検討していくというような形になれば、議会の皆様のご理解とご協力を得ながら対応を考えていかなくちゃならないと思っております。それぞれの対応の内容につきまして、また担当部長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 現状等を申し上げたいと思います。荒木議員の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、殺処分等の数値については、先ほど申し上げさせていただいたところでございます。

それから、5月20日以降の石灰石を配布させてもらったところでございますが、その後と申しますか、その日からでございますけれども、何回も打ち合わせ会議等をさせてもらっていますが、畜産農家、あるいは関係団体との合同会議をさせてもらって、畜産農家の現状、それから各団体の取り組みの状況、今後の方策についていろいろ意見交換等をさせてもらったところでございます。会議の中では、住民へのPR不足や不特定多数が参集するイベント等の自粛、あるいは迅速な埋却処理の重要性等の意見が交わされたところでございます。これは、今、府内議員がおっしゃったとおりでございます。それから、その翌21日でございますが、議会全員協議会で、あるいは25日も農業委員会等に取り組みの状況を報告させてもらっています。口蹄疫のウイルス侵入時の対応に備えることが一番でございますが、当面は消毒剤頒布の継続が必要なことなど意見をいただいております。これらの意見を再度、6月1日でございますが、JA中央支所東肥畜産農業協同組合、南阿蘇畜産農業協同組合の担当者レベルで会議を開催させてもらってから、今後必要になる対策について協議を行ったところでございます。その中で、当面の措置としては、熊本県への口蹄疫を進入させないためのブレーキ措置を続けること、これは緊急の措置が熊本県でもされるということになりました。万一進入した場合でございますが、迅速に動くための具体的なシミュレーションが必要だということでございます。これは家入町長がおっしゃったとおり、大津町の方においては町長を対策本部として、家畜伝染病防疫対策本部設置をしております。その中において、もう即どういうふうに進むかということの、今ありましたシミュレーション等をしておりまして、殺処分後の埋却場所でございますが、調査を行いました

た。その結果でございますけれども、現在大津町で牛・豚を飼育飼養する畜産農家135戸あります。このうち、埋却場所を確保できる農家が127戸、確保できない農家が8戸であることがわかりました。この8戸の内訳は、養豚が1戸509頭、肉用牛が7戸で827頭になります。埋却に必要な用地としては、約5千平米の土地について緊急に確保できるよう事前に検討しておくことがその1つではないかなと思っております。口蹄疫が埋却場所を持たない畜産農家で発生した場合は、近隣農地を買い上げるなどして、遅滞なく埋却しなければ病気は蔓延してまいります。国も5月28日付けで口蹄疫対策特別措置法を参議院本会議で全会一致で成立させて、その動きをワクチン等も含めて実行されておるところでございます。このような体制の整備を行うところでございます。今後、24回すべての畜産農家の埋却候補地をどこにするかなどについては、当然関係農家の方やそれから、畜産関係団体と協議しながらシミュレーションに基づき準備を進めていくことが重要だと考えております。

また、今、熊本県に進入した場合の消毒ポイントの設定についてでございますけれども、発生場所を想定した防疫体制、これは今申しましたとおりでございます。円滑な対応を行わなければならないと思っております。そのほか、唐芋の植え付け大会、山開きなどの町主催の事業の中止、あるいは各種団体への大規模なイベント等の自粛要請を公共施設、学校などへの消毒マット、あるいは消石灰の配布などを行い、住民総ぐるみの防疫体制に協力をお願いしているところでございます。昨日、土曜、日曜、12、13の全日本モトクロス大会HSRで行われるところの大会も中止をさせていただいております。大変ありがたいと思っております。また防疫対策の措置法の中で影響を受ける畜産農家に対し、地方公共団体も税制上の措置を講ずるものとされておるところです。だから町税につきましても、徴収猶予制度の相談窓口を設けることになっているところではあります。

それから、ちなみに県内の6つあります家畜の市場、通常競りでございますが、その岩坂も含めてでございます。7月1日を目処を再開すると決定されておりましたが、ご存じのように6月10日以降の都城市を含め感染拡大がありましたので、白紙に戻された状態の中でございます。1日も早く口蹄疫が沈静化し、いつもどおり活気ある家畜市場が戻ってくることを願っているところでございます。

実情は以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 熊本県6カ所の市場、家畜市場は、口蹄疫感染に伴い4月下旬から閉鎖されたままで、再開の時期もまだ未定であります。肥育生産農家は、生後9カ月から10カ月で市場に出荷して、初めて収入があるわけでございます。この代金で飼料代並びに生活費や機械のローン代などが払われるわけでございます。収入がなく、ただ閉鎖が続いている中、飼料代が増えるだけで、大変な農家の方は苦痛を抱えておるわけございまして、大津町は繁殖農家が、多頭家が多く、1カ月に約100万円以上の飼料代がかかる農家もあり、収入がなく、資金繰りに苦しみ悲鳴を上げているのが現状であります。県は飼料代助成などを盛り込んだ口蹄疫緊急総合対策として2億9千万円を定例県議会に追加提案するそうです。そのほかの市町村でも、飼料代などの畜産農家へ助成を決めているよ

うでございます。大津町としても、畜産農家に対して畜舎などの固定資産税の減免措置など考えていないか。それと、収入が絶えている畜産農家に対して飼料代などの助成支援などを考えていないか、そこあたりを聞きたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 畜産農家には、大変おっしゃるように肥育農家というような、9カ月、10カ月とか、あるいは生まれたすぐの状況とか、いろんな形で大変な飼料代が嵩んでいるというのはもう確かでございます。それにつきまして先ほども申しましたように、各農協とか、あるいは畜産組合の方で飼料代の延期、後払いとかですね、そういう対策も採られておるようでございますので、ここ一時的にしのいでいただきながら、その中で十分検討をしながらですね、県がやっておる4千円から6千円の飼料代というような話もあるし、あるいは市場へのその運搬費用とか、いろんな問題もあると思います。町税の収用というようなことがございますけれども、それよりもやっぱり払わんほうが一番いいわけでございます。経営を再開するためには、そのようないろんな形をですね、総体的に検討しながら、そして支援のいろんな種類を、種類というか、ものを前向きにずっと検討していきたいというふうに思っておりますので、飼料代だけで終わるといようなことでなく、そのほかのものについても検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 本当にこう畜産農家にすればですね、本当に少しだけの助成でもするような気持ちだろうと思いますし、そういったところも含めて、また将来にわたってもですね、僕は支援をしていただきたいと思います。

では、3問目に移らせていただきます。矢護川地区圃場整備事業の今後の計画についてということでございます。政権交代による補助事業など懸念されるが、今後の事業計画をどう進めていくかということで、昨年6月の定例議会で一般質問をさせていただきました。各集落での説明会が開かれ、農家からは圃場整備事業には献身的な、積極的な意見が出されたということでございます。今後も各地区におられる推進委員の方々と一緒に、受益者の方、また行政と一体となって同意に向けて頑張りたいという思いでございます。やはり受益者の同意がなければ、行政としても前に進めないわけでございますので、そういったことで今後町としてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 矢護川地区の圃場整備でございますけれども、畑総事業関連も大体目処がついておりますので、今、大津町におきましては迫井手玉岡の圃場整備の今事業を推進しております。矢護川につきましても、今、しっかりと推進をさせていただいておりますけれども、政権が代わりまして「コンクリートから人へ」ということで、大分予算が窮屈になっておるとは聞いております。しかし政権代わりまして、政権の話によりますと、地域の活性化というものについては、しっかりした町民の、住民の意見を聞きながらやっていくというようなことをおっしゃっておりますので、社会資本整備事業関係の特別交付金事業というようなものが新たに生まれてくると聞いておりますので、

大津町の全体的な産業、あるいは地域育成の中におきまして、あの地域にはこういう農業観光、産業というようなもの、あるいは農業のコスト削減、絡みをつくりながら、そしてあの地域の活性を図っていく文言をしっかりと捉えながら事業推進にはしっかりとやっていきたいとおっしゃるように、この前まで農協と相談して豆腐工場とかいろんなもの、あるいは補助の形も、その地域に合った補助をお願いできればなというような思いもしております。また、矢護川簡易水道の合併関係等についての地元説明の中でも、やはり甘藷や大根関連等の野菜の水洗いの関係も出てまいって、水道料の問題とか、下水道の問題も含んだところで話がされておりますので、やはり昔の馬洗場というような感じで一番東側から真ん中から南の方を続けましてですね、そういう場所をつくりながら、農作業の水の量というか、能率の上がるような形もやっぱりいかになくちゃならないんじゃないかなと思っておりますし、今のままでは、ここ1、2件、農作業の死亡事故も起きておりますので、ぜひあの地域の水のうまさ、そして米のうまさ、そういうのをしっかり生かしたところで地域産業興しにもやっていかななくちゃならないし、その上にはちゃんと陽の原キャンプ場がありますので、その辺の森林浴を生かした教育学習にも役立っていけるような一つの線をぴしっとしたものにつないだ圃場整備をやっていかななくちゃならない一つの方法ではないかなという思いをしております。現状の推進の関係については、担当部長の方からまた説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 今までの推進状況を申し上げたいと思いますが、矢護川地区の圃場整備ということは、今、町長の答弁の中にございましたように、地域を生かしたことを実施していくこととございます。また、現状的に本当に農道の幅員も狭く、あるいは大型機械の使用ができない圃場でございます。それから、水路に関しましても、用水と排水の兼用となっているということがございます。それと老朽化が進んでおって、漏水等によってかなりの水不足が発生している地域もございます。町は10年ぐらい前ですかね、一度この盛り上がりがあったところですが、ちょうどその時期が畑総事業がちょうど実施中でしたので、何しろ畑総関連が終わったところから、また水田の関係についてはという話もあった経緯もあります。この地域の補助整備事業でございますけれども、地元の意見というのがまず集約できないかということとございます。今からの同意推進ですけれども、再度矢護川流域の80ヘクタールの圃場整備を検討して行っております。地元農家からも強い要望がございましたので、県と協議に入っております。その県の協議の内容でございますが、21年度におきましては事業採択の必要な航空写真、あるいは地形図作成、それから権利者の調査でございます。この権利者でございますけれども、その80ヘクタールの中には300数名の、結局は土地の所有者的にですね、法務局で確認をいろいろさせてもらっておりますが、かなりの地権者の方がおられるということとございます。その計画書に基づいて、それぞれ協議を行う予定でございます。この事業でもっとも困難となりますのが受益者の同意でございます。先ほど23名の推進委員の事業をどういうふうに持っていくかということとございますが、その同意の賛同をまとめていかなければならないというふうに思っております。

それから、本年度中に様々な同意とあわせて、その書類の用件の整理、あるいはその中身次第では

事業採択申請をしなければならないと思います。その中におきまして、国の予算でございますけれども、結局土地改良事業というのは、あくまでも同意が一番大切でございますので、そこら辺を十分受益者の方々に意見をですね、その状況も含めてですね、説明をさせていただきながら同意推進を強力に図ってまいらなければならないのかなと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後2時55分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成22年第2回大津町議会定例会会議録

平成22年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成22年6月15日(火曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 掘川美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原則雄 副町長 上田英典 企画部企画課長 杉水辰則 総務部長 徳永保則 総務部行政係長 藤本聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて白石浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村和正 地域づくり推進係長 福祉部長 岩尾昭徳 教育長 那須雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山誠也 教育部長 松永高春 経済部長 西本昇二 農業委員会事務局長 服部次子 子育て支援課長 松永高春

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 2 年 6 月 1 5 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 一般質問を行います。

3 番議員、吉永弘則君。

○3 番 (吉永弘則君) 皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3 番議員吉永がただいまから一般質問を行いたいと思います。

最初に、当大津町における職員の人事についてお伺いいたしたいと思います。例年 4 月に、またはその年によっては 1 0 月にも人事異動が発令されております。議会事務局長やある程度長期間の在職を求められる職種もありますが、逆に長期に在職させるべきでない職種もあります。また、その課なり係に経験年数の長い職員がいることによって能率が上がったり、経験年数の浅い職員ばかりで構成されていることによって能率が低下することも考えられるのであります。そこで、町長はどのような基準をもって人事異動にあたっておられるのか。例えばこの職種は 3 年、あの職種は 4 年で異動させるといったような基準があるかどうか、基本的なことを伺います。

また、一定の部署には長くは置かないといった基本的な考え方はあるかと思いますが、町内には数年以上も同一部署にあって異動しない職員もおりますし、逆に 1 年、2 年と頻繁に異動している職員も見受けられます。極端に長期在職者、短期在職者についてはどのような考え方に基づいて対処しておられるのか、伺います。なお、先の定期監査報告では、職員の自主性が重視されるシステムとなっており、職員の意識としては拡大しているが、固定化傾向が心配されると指摘されております。そこで、異動には公募制を導入する考え方があるかを伺います。従来は上司などの上級者の判断によってなされていたと理解します。それはそれで客観的な評価によってなされるので、それなりに機能していると解されます。しかし、人間はすべてがオープンではないので、表面に出てこない隠された能力は評価しがたく、人材が活かされていないとか、適材適所に配置されないため能力が埋まったままになっているといったことは否定できないのではないかと考えます。そこで、職員に希望する部署への異動機会を与える職員庁内公募制の導入について町長はいかがお考えか、伺います。

一応これで最初の質問を終わります。

○議 長 (大田黒英生君) 町長家入 勲君。

○町 長 (家入 勲君) 皆さん、おはようございます。暗いニュースだけがこのところ耳にしており

ましたけれども、ワールドカップで素晴らしい明るいニュースがやってまいりました。本当に日本、素晴らしいチームワークで勝利を収めたことに、心よりうれしく思っております。大津町におきましても、今、職員の皆さん一致団結して仕事に取り組んでおるということにつきまして、本当に素晴らしい職員で、素晴らしい町民サービスに努めているものと確信をしております。一般質問の吉永議員の人事関連につきましては、基本的には現業職や保育や幼稚園の職員については、同じ職場の中で長期的に仕事に携わっていただいているものでもあります。また、一般職員におきましては、課や係等の仕事については、基本的には3年以内に異動をするというような方向でおりますけれども、その係、担当の中でどうしてももうしばらくおってもらわなくちゃならないというような仕事の内容につきましては、1年2年長くなるというようなことも起こっておりますというか、そういう人事異動はやっております。希望的に職員の希望というのかある程度年に1回取っておりますけれども、その希望の中で、例えば県や国の方の派遣職員につきましても、そういうような形で希望を取って人事を行っておるところであります。今回の経済産業省の新エネルギー関係につきましても、職員の方に募集しましたところが4名近くの職員が手を挙げてまいりましたので、面接をしながら、面接の中で適当であるというか、家庭的な事情、いろんな事情を考慮しながら今回派遣をしておるところでもあります。そういう意味におきまして、基本的な中で職員の業務、あるいはその他については十分人事評価制度というのを今つくって、つくってというか、今第2次の段階に行っております。人事評価については、以前から行ってきました勤務評定を大幅に見直し、平成18年から新たに人事評価制度の確立に向けて施行を行っているところでありまして、18年、19年の2カ年において実施した第1次施行の結果については、集計、分析したものを徹底的に検証し、見直しや修正を行った上で、現在第2次施行の段階に移っているところであります。もちろん人事評価については、部長、課長、課長補佐といった段階ごとに評価項目を定め、それぞれの職階に応じた評価を行うこととしていまして、現在施行中の人事評価の中身ですが、大きく分けて業務内容評価と能力意識姿勢評価の2つに分けて実施しているところでもあります。そういう業務内容評価というのは、業績評価というふうに最終的にはつながってくるかと思っておりますけれども、そのような能力評価をそれぞれの項目におまきして、それぞれ係長あるいは課長、管理職の中で、それぞれの項目の中で評価をしながら、人事異動の適正化に努めておるといような状況でございます。詳しい内容につきましては、また担当部長の方からご説明を申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 吉永議員の質問の中で、職員の人事異動の基準についてお答えさせていただきます。

職員につきましては、原則同一の職場で勤続3年程度を目安に職員が様々な部署で勤務できるようにできるだけ異なる分野の業務を経験させるように心がけております。ただし、特に専門的な知識を要します部署や業務の運営上、特に必要な場合は5年以上を勤続して人事異動となる場合もございます。異動に際しまして、職員から現在の職務の満足度、適性、仕事量、難易度、職場での人間関係などの自己分析や健康状態、家族状況、異動や派遣、研修に対する希望などを記入した職員自己申告書

を例年12月に提出していただいております。職員の勤務課等の在職年数や経験箇所等を含め、職員の意向等を参考に適性或希望を総合的に判断するとともに、先ほど言いました人材育成基本方針に基づく人事評価の評価結果を参考にしながら人事異動を行わせていただいております。

次に、異動の公募制の件でございますけれども、職員の能力、適性、意向等を最大限に生かしまして職務に反映するために、特に緊急性の高い重要な施策推進のためのプロジェクトや専門性の高い職務などといった職務を公募するなどのシステムを導入しているところもありますが、現時点ではそのような制度を町には導入しておりません。しかし、先ほど経済産業省のお話も町長がしましたように、その際には年齢、職種で職員に募集を掛けまして選考を行った次第でございます。

また、熊本県や菊池広域連合へ派遣する職員など、職員の自己申告書の活用と派遣等を希望する職員を対象とした面接を実施し、派遣を決定させていただいております。職員の意欲、やる気を引き出すとともに、職員の資質や能力の向上に努めているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） ただいま町長並びに総務部長の方からご説明がありましたけれども、いずれにしてもですね、私がこの職員の人事についてということでお尋ねしたのは、やはりそれぞれの職員がですね、その持ち場持ち場で最大限で発揮できるような形の中で、町の行政運営が的確にですね、やっつけていけるような形づくりが一番いいと思います。特に同じ、特に大事な部署ですね、大事な部署に3年も5年も6年もといるとですね、どうしてもやはり町民から見て、何か変な目で見られがちなことがありますので、先ほど言われましたように目安を3年ということで、当然専門的な部署なり専門的な職員はですね、それは当然長くおるのが当たり前かと思っておりますけれども、そういった今答弁されたような形の中で、今後も人事異動に当たっていただくならと考えております。ありがとうございます。

それでは、2番目に移りたいと思います。行政区嘱託員、いわゆる区長さんの役割についてということでご質問いたしたいと思います。現在、当大津町では62名の区長により地域の行政サービスが行われております。本年4月の第1回行政区嘱託員会議の内容を見ても、総務部総務課の案件を筆頭に、総務部で3課、企画部で1課、福祉部2、経済部2、土木部4、教育部4、議会事務局と、それぞれの部署で74ページにわたり議題案件が提案され、行政支援を要請されております。また、町の行政だけでは行き届かないきめ細かなところまで区長を先頭にそれぞれの地域でいろいろな分担が行われております。ただ、地域によって活動内容は若干異なるかと思っております。市街地では市街地なりの悩みがあり、会議を開いても少人数しか参集できず、思った意見が伝わらないこともあるということもお聞きします。特に町が開催する行事では、人数集めに苦勞される等の話も耳にします。農村部でも年2回から3回の全体奉仕労働、いわゆる公役が行われておりますが、高齢者世帯が多く、思った作業も以前と比べて低下しております。町の景観には地域の皆さんの公役は今後も絶対必要かと思われまます。また、町の行政サービス面では、いろいろな文書、物品類を地域民に連絡徹底しなければなりません。また、最終確認まで必要です。いろいろな面で大きな責任が区長さんには求められております。地方公務員法第3条では、区長は町の特別職員として位置づけられております。当町では62名に対して定額で1千250万円、戸数割で1千420万円、合計2千670万円の予算計上

がなされておりますが、これでいいのかを考えます。当然、近隣市町村との比較も必要だと思います。地域によっては、区長になり手がなくなるとか、区長は順番制とかいった言葉を耳にします。町職員以上の地域の中でのリーダーでございませう。この区長に対しての費用対効果を見て、町として再度検討をしてみる考え方があるのかどうか、町長の意見を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 行政区嘱託員の役割関連等のご質問につきまして、町は住民の自治組織の機能強化や地域づくり活動を促進するために、各行政区に嘱託員を配置し、町と住民が一体となって効率的な行政運営を目指しています。そしてその行政の各種施策を推進するためには、嘱託員や町民の皆さんの協力、支援があつてこそ適切な行政運営が進められるものです。この嘱託員制度のシステムは、長い歴史の中で築き上げられ、町に対して町民の皆さんのご意見、ご要望などの集約、町から町民の皆さんへの情報伝達報告などをお願いし、町と地域、そして住民を結ぶ重要なパイプ役として行政運営の大きな役割を担っていただいているところです。嘱託員の皆さんは、地域では区長というもう一つの重要な役職を持っておられ、区全体の様々な密着した行事、相談、農業や福祉、スポーツ、文化、芸能伝統の継承など、いろいろな面で活躍していただいております点にも、深く感謝を申し上げます。今後も、円滑な地域づくり、まちづくりにご協力・ご支援をお願いしていきたく思っております。多例な業務をお願いしており、費用対効果の面や行政区の見直しなども含めて検討していかねばならないと考えておりますが、業務内容や近隣市町村の状況などについては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 吉永議員さんの行政区嘱託員の件について答弁させていただきます。

行政区嘱託員の設置等については、地方公務員法の規定に基づきまして、町の条例で定めております。目的としては、町民の福祉増進、それに町政の円滑なる運営を図るため、行政嘱託員を置くものとなっております。言われるとおり、特別職の非常勤の職員でございませう。現在、大津町には62名の嘱託員さんが活躍・活動をされております。委嘱につきましては、各地域内の町民の方が推薦した方の中から町長が委嘱をして、任期は2年となっております。職務といたしましては、町政の推進、それに町から通知されます文書等の配付、区域内居住者の掌握及び転出転入等の補助、それに風水害、その他の災害情報の提供及び応急対策、その他町長が必要と認める事項などとなっております。言われました嘱託員の報酬及び費用弁償についての件でございませうけれども、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定させていただいております。報酬額につきましては、年額、世帯数による定額の部分と1世帯戸数に1千300円を乗じた額の合計額で支払わせていただいております。行政区では世帯数に違いがありますが、21年度については1人当たり平均4万1千300円程度となっております。

菊池郡市管内の状況でございませうけれども、報酬等については同様に定数と戸数割になっております。年間の上限の報酬額については、各市町の議会議員の月額報酬の1カ月分となっております。

費用対効果についての件でございますけれども、嘱託員さんについては安全・安心なまちづくりを進める上で、その地域のことを一番知っている役割を担う地域のリーダーでもあります。町民の皆さんのまとめ役でもありますし、住民自治、地域自治の発展のためには貢献されているものと多大な感謝を申しているところでございます。金額についての比較検討という形には至りませんが、地域住民の福祉向上に対しては大変嘱託員さんにはお世話になっているということを感謝申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議 長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3 番（吉永弘則君） いずれにしましてもですね、区長さんの役割というのは本当に大きなものがあるかと思えます。やはり、今は町としてもですね、地区担当職員というのを設けておりますけれども、やはり地区担当職員ではなかなかできないきめ細かなところは、やはり区長さんでなければできないということを痛感しております。いずれにしても、この区長さんに対して、今後、今言われるようにですね、いろんな面で検討して見ていただいて、そしてやはり素晴らしい大津町づくりに参加していただくような方向で検討していただくならと思っております。

一応、2問目の件についても終わりたいと思います。

最後に、口蹄疫問題についてということで出しております。ただこの問題についてはですね、昨日2名の同僚議員から質問がありましたので、内容的には大体同じようなことでありますので取りやめようかなと思いましたが、昨日帰ったらですね、国会の代表質問で各党からやはりこの口蹄疫の問題をそれぞれの視線で質問がなされておりましたので、私もやはりこれは大事な案件だからと思って質問したいと思っておりますが、昨日、日本農業新聞を帰って見てみましたらですね、口蹄疫対策として「国が全額負担へ」という大きな文字で出しておりました。ただ内容を見てみますとですね、あくまでも殺処分した畜種については、全額国が支援する旨のことを菅総理大臣が宮崎で述べられているということを出されております。当然といえば当然の話でございますが、その他の案件についてのことが、私としては心配でなりません。特に感染していない県でもですね、昨日質問が同僚議員からありましたように、今市場が閉鎖されております。全く収入がないどころか、飼育代、飼料代が嵩む一方になっております。そういうことでですね、我々としてもですね、この口蹄疫対策に対する補償を求める意見書を提出するならということで、今、検討はしておりますけれども、当然町としてもですね、県内の市町村長が一体となって国への支援要請を強く要請していただいて、農家の不安解消に努めていただくならと思いますので、その点をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 口蹄疫の問題につきましては、昨日同僚議員のお二人の方からご質問ありましたように、今回吉永議員の一般質問につきましていろいろと我々も昨日の中でいろいろ検討しておりますというような話をしておりますけれども、具体的に昨日もJAあるいは畜産組合の関係の方々のご相談をして、今、何が一番課題であるかというようなお話し合いをしたところでもあります。もちろん、繁殖農家の方々、おっしゃるように5月、6月と畜産の取り引きが行われておらないので収入が

入らず、えさ代だけが負担をしなければならないというような状況でございますし、それにつきまして県の方も6月補正予算を提案されておるといような話でございますけれども、やっぱりその中でどのような地元の繁殖農家、あるいは肥育農家の方々の課題があるかというのを今後しっかりと検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。繁殖関連で生まれた子どもたちは市場に出されない、養う場所が狭くなって牛もストレスをためながら肥育関係、生育に問題を来すというような問題もいろいろございますし、あるいは肥育農家についてもしかりでございますけれども、いろんな課題事項が今あっておるとし、県の方でも9万どしこか補助金を出しよった制度がございますけれども、そのような制度もしっかりと県の方に申し上げながら、畜産対策についての対応をしっかりとやっていなくちゃならないんじゃないかなというように思っております。そのような対策内容につきましては、また担当部長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 内容についてご説明いたします。

町長が答弁されたように、口蹄疫対策をどのようにしていくかを決めるには、畜産農家や畜産団体の声を聞くことが大事であるということから、昨日も意見交換を開催して、今後の対策を協議しております。その中で、畜産農家が現在一番困っていることは何なのかをお尋ねしておりますが、まず出た意見は、繁殖農家が適齢期に市場に出せないためえさ代が嵩むこと、1頭当たり粗飼料、農耕飼料を合わせて平均1万3千円が毎月かかっているため負担が大きい。次に、出荷ができないため収入が入ってこないこと。それから、子牛は次々に生まれてくる、その入れる施設はなく、狭い場所で密飼いといたしますか、飼育しなければならないため、ストレスで生育が悪くなること、さらに市場が再開された場合も肥育農家が好む適期を過ぎているため、元牛としての価値が落ち、その結果競りで値が下がることなどが予想されますとの意見が聞かれました。加えて、畜産団体も収入が入らず、経営に影響が少なからず出始めていることでした。それらを踏まえてどのような対策が有効かについても意見交換を行ったところです。その中で、えさ代などについては国・県の補償額がどのようになるかを見極めながら町も対応を考えてもらいたいという要望がありました。国が実施している肉用子牛生産者補給制度について、現在市場平均価格が基準価格より下がったときに補給金が給付されておりますが、この平均価格は全国平均で算出されているため、今回の口蹄疫の影響を考慮して全国平均ではなく九州平均価格に見直してほしいという旨の陳情をしているとのことでした。その陳情について、町からも強く要望してほしいとのことでした。併せて、雌牛については市場に出さずに自家保留とし、家畜導入事業で認定を受けることで9万2千円の補助金が受けられる制度がありますが、譲渡用件などの制約があるため、その用件緩和についても要望していただきたいとのことでした。また、県・町が行う生活資金のための無利子融資制度については、申請があった場合に迅速な対応で貸付実行を行い、申込者を支援してほしいとの要望がありました。これらの意見を採り入れながら集約し、国・県の取り組み、家畜市場の価格動向を見ながら、今後も畜産農家、団体意見をいただき、農家負担の軽減につながる対策を検討してまいりたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 吉永弘則君。

○3番（吉永弘則君） ありがとうございます。今、西本部長の方から言われたような農家の意見、団体の意見、これをですね、本当に真摯に受け取って、やはり町としての要望といいますか、陳情といいますか、そういったやつに強く臨んで、あたっていただくならと思っております。いずれにしても、本当に畜産農家、これは牛・豚・酪農もそれぞれの畜産農家ですね、本当に今困っております。我々がやはりここは何らかの形で手助けしていくのは、もう当たり前のことかと思っておりますので、町上げてこの問題に対して頑張っていくならと考えていますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） しばらく休憩いたします。10時45分より開会いたします。

午前10時31分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議 長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番議員、坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 小惑星探査機「はやぶさ」の帰還に、今、日本中が熱狂しております。日本宇宙航空研究開発機構に寄せられたメッセージには、君に出会えたことで人生が変わった。例えばカプセルに何も入っていなかったとしても、戻ってきたというだけで金メダル100個分の喜びを感じるといったものが多いそうでございます。国民に夢と希望を与えました。久しぶりのうれしいニュースであります。日本に誇りを感じる出来事であります。このはやぶさが日本人に一体感をもたらし、再び世界に羽ばたく契機になるかもしれません。私はそういうふう感じております。

さて、ただいまから一般質問をいたします。

第1問、新岩坂南線について、県道沿いの鳥子川の西から西原村へ上る道路があります。これを谷梅ヶ口線と申します。その途中から西に向かい、山沿いに岩坂の南側を走る道路は、町道裏田線であります。全長1.2キロ、幅員7.5メートル、残念ながら大津空調の前でとぎれております。本来なら、ここからさらに西に向かい750メートル延びて中島交差点につながる構想であります。昨年、その一部である区間250メートル、切畑坂線から中島交差点までの地元説明会がありました。しかし、その後の進展がありませんが、いつ着工するのか、お聞きするものであります。さらに、残り500メートルはいつ着工されるか、これが500メートルが完成してしまうと、これはバイパスとして中島交差点から西原へ向かうそのバイパスが完成するわけであります。

1回目の質問を終わります。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の新岩坂南線についてのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、あの線ができれば鳥子団地、そしてまた西側には空港をはじめ大津町の南部工業団地というような通勤、あるいは岩坂台地の地域開発につながる大きな道路というふうに自覚をしておるところであります。この道路につきましては、計画をしながら地元説明をやらせていただいております、今現在につきましては、県あるいは県警の方との交差点協議をやっておると聞いております。その後、

用地交渉とか、いろんな形に入っていくんじゃないかなと思いますけれども、その辺の用地交渉とか、いろんな形について、担当部長の方からご説明をさせます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

町長の説明にもありましたように、この道路につきましては西原村及び空港へのアクセス道路として、また県道瀬田熊本線のバイパス的な役割を果たす路線として検討された路線でありまして、既に町道裏田線の部分につきましては道路改良事業が行われ、平成17年度に完成しております。ただ途中の町道山西線までの改良ですので、岩坂集落内をとおる山西線を通して山西方面や空港方面への交通量も多くなっておりまして、またその手前の町道切畑坂線も岩坂台地を通る南部農免農道への近道として、通勤者などの交通量も年々多くなっております。そこで、中島交差点から町道切畑坂線までの延長250メートルについて、平成20年度から事業に取り組み、20年度は道路勾配や線形の概略設計を行い、その後実施設計に取りかかっております。21年度につきましては、県道との交差点改良について県と事前協議を行った後、地元説明会を実施したところです。しかし、この中島交差点につきましては、町の方としては信号機による制御を予定しておりまして、県道管理者の熊本県及び交通管理者の熊本県警と最終協議が必要でありますので、本年度その協議を行いたいと考えております。その後、協議が問題なく終わりますと、最終的な用地買収の面積も確定しますので、用地買収及び建物移転補償に取り組むことが可能になると考えております。建物の移転補償の交渉がまとまり移転が完了し、用地の登記が済めば、工事に着手できると考えております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 今ですね、道筋というような説明がありましたが、私が聞いたのはいつ着工するのかということですから、これを本年度が22年度、22年度で熊本県と、それから熊本県警と協議しているということですから、この計画でいきますならば、当然23年度からということになるとと思いますが、その説明がまだなされておられません。

それから、残り500メートルはいつ設計、着工するつもりかという、これがまだ答弁があっておりません。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えいたします。一応、県警との協議がスムーズにいきますと、建物等の鑑定等が必要になりますので、その費用につきまして、できれば23年度に計上させていただくならばということ考えております。

あと、その関係につきましては住宅もありますので、移転補償という形になりますと、約2年ほどかかるのかなということ考えております。工事につきましては、その後になると思っております。残りの500メートルにつきましては、いろいろ排水問題とか、今説明しました250メートルの道路の関係とか、そのあたりの関係がありますので、その工事がある程度目途がたった後に検討していきたいということ考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） ただいま、宅地がかかるからその補償の見積もりとか、そういうのが必要だとおっしゃったけれども、確かこれは宅地がかかるのは1軒しかかからないと思いますけれども、それを1年もかかってやるというのはおかしいわけで、残念ながらこれ逃げていますね。22年度でその県警と協議をやる。そしたら、あとは家1軒の協議と、それからその通過する部分の土地の交渉ですから、当然これは23年度に入るべきだと私は考えますが、それを2、3年かかるような答弁だと、違う理由があるんですね。ほかのを先にやるのか、ほかの道路を先にやるのか、あるいはそのために財源がないのか、これは優先の順位でありますけれども、これですね、この幅員が裏田線ですね、裏田線の山沿いのこの幅員7.5メートルの大きな道路ができて、できていたとき、ちょうど私が議員になり立てのころですから、9年ぐらい前ですか、9年ぐらい前に工事の状況を見に行っていたことがあります。だから、それから10年近く経ってもまだ進まないということでもあります。一体これはどういことでしょうか。当時工事を途中まで終わらせといて、あとは止めとくと、そしてほかのからすると。少しおかしいんじゃないですか。もっとまともな答えが返ってくると思っていたけど、なっていないですよ。もう1回答弁求めます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長中山誠也君。

○土木部長（中山誠也君） お答えいたします。町道の裏田線につきましては、一応工事としては完了しておりますので、今回の分につきましては、そのの延伸という形で町の方は考えておりますので、新規事業という形の取り組みをしております。

それから、はっきり時期がわからないということですが、移転の補償、住宅がありますので、住宅がすぐにスムーズに鑑定を取りまして、すぐに了解をいただければいいんですが、その関係につきましては、住宅につきましてはいろいろ交渉の関係で長引いたりすることもありますし、当然移転という形になりますと違うところに移ってもらうという形になりますので、簡単に移転が、建物ができるかどうかははっきりしませんので、そのあたりの見極めをできれば23年度鑑定をしながら方向性を出していきたいということで考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） これで3回目になりますから質問できませんけれども、また次もやりますから。

さて、次、第2問に入ります。思い出の校歌集CDについて、平成20年3月議会で私は廃校になった学校の校歌をCDに残すべきだと一般質問しました。そのとき宮崎教育長は、提言誠にありがたい、校歌は町民の皆さんや卒業生には懐かしく、楽しい思い出として記憶されている。ぜひCDをつくる方向で検討すると答弁されましたが、あれから2年経ちました。どうなっているんでしょうか。それから、完成したら、希望する町民に販売するつもりはおありか、お聞きいたします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 坂本議員が出されました思い出の校歌をCDにというご質問についてお答えいたします。平成20年3月議会においてご提案いただきました校歌の復元につきましては、校歌復元事業として昭和31年の町村合併以降に廃校となったところを対象とし、平成20年度に調査をは

じめ、平成21年度に確認のできた8校の校歌を復元し、録音することができました。復元に際しましては、歌詞及び楽譜を入手し、大津町在住の福井ゆうこさんにレコーディングをお願いいたしました。事前に廃校跡を見て回られ、曲調や雰囲気を検証されての収録でした。また、楽譜のないところは卒業生の方々に歌っていただいたものを録音し、それを福井さんが聞かれて譜面作成をされました。現在、8校分がこのようにCDに収めてできております。

今後の活用につきましては、あと瀬田小学校1校がまだ残っておりますので、こちらを復元した後、まとめてCDに収めて、町主催の行事等で流したり、「広報おおづ」で紹介したりしたいと考えております。そして、町民の皆様から希望があれば、実費販売も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 2年間はかかりましたが、あと一息というところでございましょうか。そういうふうに向きに進んで、やっていたところは、非常にいいところでございます。しかし、復元する過程においてですね、最初心配したのは、その誰がピアノを弾いて、そして誰が歌うか。それから、レコーディングはどうするのかということ非常に心配していたわけなんです、これはやっぱり業者に頼むのかなど。業者に頼んだらいくらぐらいかかるんだろうとか、いうふうなことをやっておりましたけれども、幸いにしてその福井さんという方がいらして、音楽に精通していらっしゃる方がいらして、この方が楽譜がないものについては歌ってもらって音を取って復元したとか、こういう話を聞いております。だから、その非常にその福井さんにはお世話になったわけでございますが、今ですね、今後これを広報に載せたり、それから実費販売もしたいというふうなことであります。私その校歌にこだわったのは、校歌というのはですね、やはりその人の心のふるさとでありますし、私その大津小学校が分離して東と西に分かれた、今の大津小学校と室小学校ですけれども、このとき両方から大津小学校、室小学校とも、両方から校歌の奪い合いをした経験がございます。どちらがこの校歌を継承するかということで。そのとき、すったもんだしたあげく、とどのつまりは両方で歌おうということで、今も大津小学校と室小学校は最後の部分が違うだけで同じ校歌を歌っております。それから、大津小学校は昔からですね、運動会の歌というのがございまして、運動会のときだけ歌うという歌があるんですね。これも前から継承して、今年の小学校の、大津小学校の運動会でもこの運動会の歌を歌っております。この歌を歌いますと、これは100年ぐらい続いている歌なものですから、県内にも何校しかないと思いますね、運動会の歌が残っているというのは。それで、昔の卒業生、それから今のじいちゃん、ばあちゃんと、それから孫、本当はひいじいちゃん、ひいばあちゃんと思えますけど、それと孫が同じ歌を歌うことによって一体感ができると、一体感ができると、そこで一つの輪ができますし、そこからまた新しいものが生まれると。私は先ほどですね、「はやぶさ」の話をしたんですけど、このはやぶさというのが国民に誇りを呼び起こして、そしてそれを中心に一体感になって一つの方向に進むことができる、ばらばらなものが一つになることができると、その大きさを述べたつもりでございます。だから、校歌というのにはですね、その地域の一体感になれる何かを含んでいるわけですね。だから私たちが国歌を歌うときも、君が代を歌うことによって日本について

の一体感を感じる、そういうことではないでしょうか。これは旗についても言えると思います。そういったことで、その地域地域のですね、今はなくなったかもしれないけれども、錦野、岩坂、それから矢護川、真城、平川あたりのですね、方々の一体感につながるんじゃないかと私は思っております。その地域の一体感が大きくなって、町の一体感、そして国の一体感と、こういうふうになってくるんじゃないかと、そういう意味で私は単なる校歌を残せとか、そういったことではなく、もう少し広く捉えてこれを述べてきたところでございます。

さて、あと瀬田小学校の分が残っているということでしたが、大体これいつごろになりますですか。

○議 長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 担当に聞きましたところ、もうすぐにでもできる段階になっているということでございますので、本年度中には必ず全校分そろったCDを完成することができると思っております。

○議 長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） それでは、楽しみに待っていたと思います。

さて、第3問目に入ります。運動公園のベニカナメについてであります。スポーツの森運動公園の周囲には、樹木が植えられております。公園の周囲というよりも、ウォーキングコースに沿ってと言った方がより正確だと思います。私もときどきこのウォーキングコースを利用いたしますが、1周が約1千100メートル、万歩計を付けて歩くわけですが、多くの町民が利用されております。歩くときの楽しみは、移り変わる周りの風景であります。東を向いて歩くときは阿蘇山を眺め、それからコーナーを回って次の鞍岳を眺め、そしてまた西へ向かうときは金峰山が見えるわけであります。その中で、春になりますとこのコースの北側に行きますと、俗にアカメと申します、つまりベニカナメが色鮮やかに目を楽しませてくれます。ところが、今年はそれが枯れているわけでございます。一体何があったんでしょうか。あるいは、今後どうされるのか、お聞きいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 運動公園のベニカナメの件についてでございますけれども、おっしゃるように北側は大津小学校にありました珊瑚樹を植えておまして、あれは病気にも強い樹木でございますけれども、ベニカナメは10年前に大変美しい色をして素晴らしい景観を保てるということで植えさせていただいております。しかし、伝染病にかかりまして、ここ1、2年、病気が入りまして一部枯れておるといようなことで、住民の皆さんからの指摘もございまして、樹木の先生や関係の皆さんに調査をしていただきましたところ、芽が少し出たおればまた復帰できるかもしれないといような話だったんですけれども、そうでないと全部枯れてしまうといようなお話でありましたので、管理上の面については問題ないといようなことでございますけれども、今言ったような状況でございますので、もう枯れてしまうならば、即撤去しなさいといような指示をしておりますけれども、そのような後の景観とかいような状況がございまして、その辺については管理しておる担当部長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） ベニカナメについてお答えいたします。平成12年、熊本未来国体が終了した翌年に運動公園北側駐車場の生け垣として、当時流行っておりましたベニカナメを植栽し、約10年が経過しております。ご指摘のとおり2年ほど前からベニカナメの一部が枯れてきているということで、樹木医や造園業者、県農業林業研究指導者などの専門の方にお尋ねし、いろいろ調査を行ってきましたけれども、調査の結果、病名はごま色斑点病であることが判明しております。このごま色斑点病でございますけれども、最近運動公園だけじゃなくですね、一般の家庭に植えられているベニカナメも非常にやられておまして、これは一度かかりますとなかなか治りにくい、先ほど町長が申しましたウイルス性の伝染する病気でございます。一度病気にかかりますと、毎年発生か繰り返されると。そして、最後は枯れてしまうということでございます。最近研究によっていろいろ品種改良がなされたという話を聞いておりますけれども、なかなか管理が大変であるということで、公共施設などではあまり使用されなくなってきているようでございます。今後につきましては、町内外からたくさんの方が運動公園においでになりますので、気持ちよくお迎えできるよう、これまで以上に施設の管理に努めてまいりたいと考えております。枯れたベニカナメにつきましては、早急に撤去いたしまして、ベニカナメ以外の植栽やそういったことを十分検討して、予算計上等が必要になれば予算計上をお願いしてですね、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 私は今、その町長と教育委員長、つまり教育委員会の答弁を求めたわけですが、今のは教育委員会の答弁と考えていいんですか。このベニカナメなんですが、私も非常に好きでして、非常に色鮮やかですね、自分のところの生け垣に植えようと去年だったですか、したことがあるんですが、植木屋さんがそれは病気が多いからお止めなさいということでほかのを植えた経緯がございます。これ調べてみますとですね、あそこにあるのはもともとベニカナメじゃなくレッドロビンというやつですかね、これは正確にいきますと。これは似ているけれども西洋種のベニカナメの品種で、ニュージーランドで選別された個体であるというふうなことでございます。これが元々その病気に強いというふうなことで入ったらしいんですが、やはりいかんせんバイパス沿いも、それから大津町の至る所で同じようにこの病気が入りましてですね、ごま色斑点病にかかっておりますね。昨日、あそこ合志市のヴィーブルのところと同じこのレッドロビンが植わっているんですが、そこは何ともなかったですね。だから、やはりこれは伝染性のものだから、やはり今の口蹄疫じゃないけれども、やはりこういうのが発生したらすぐに対策を打たなきゃならんようなやはり樹木の病気なんじゃないかと思えます。私、そのインターネットでですね、ちょっと調べまして、このごま色斑点病のですね、その対策としてですね、被害の葉を摘み取ったり、落ち葉を集めて処分すると。それから複数種類の薬剤を用意し、予防剤と試料剤を交互に散布し、木が弱っているときの剪定は、逆に枯れさせる原因になるとか、非常に難しいなというふうなことを感じました。今、その部長の方からですね、今後新しいそのベニカナメ以外のものを植えるということだったんですが、当然そういうことになるというか、やはりこの病気を防ぐのは難しいから、それが適当だと思えますけれども、ぜひ予算措置して植えていただきたいと思えますが、その新しい樹木を選択するとき、どういう方法で選択されますか。

例えば教育委員会だけで決めるとか、それから専門の業者の方にももちろん相談しますでしょうけども、ある程度ですね、やはりその運動公園を使っている人たちあたりも投げかけると、一人じゃなくみんなが一体となってやれるような、そうしますと自分の意見が反映されてできてきた樹木であると、その人も非常に大切にしますから、みんなで、こういうのはみんなで考えていくと非常におもしろい結果が出るんじゃないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） そのようなことで考えていきたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） 坂本典光君。

○9番（坂本典光君） 終わります。

○議長（大田黒英生君） 5番議員、鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。5番議員鈴木ムツヨが通告順に従いまして一般質問を行います。ちょっと時間が長くなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

1 問目、教育を問う

2 問目、第3セクターの適正化について

3 問目、指定管理者制度導入後の管理運営について

4 問目、大津道の駅株式会社熊本文化の森について、を町長、教育長にお尋ねいたします。

まずは1問目、教育を問う。職と農業について学ぶ、食農教育の取り組みについて。2、個人が購入する副教材は1年終了時に使われずに残っているページが多くあるとのこと。対策をお伺いします。新学習指導要領は本年度から一部実施となり、小学校では平成23年度から、中学校では24年度から全面実施となります。今回の改定の精神は、教育基本法の改正で明確になった教育の理念を踏まえ、指導内容を見直したものです。公共の精神、社会の形成、伝統と文化の尊重、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどが教育の目標に新たに追加されました。昭和50年代の改定以来減り続けてきた授業時間はおよそ30年ぶりに増える中で、総合的な学習時間が減らされました。山下ひろのぶ京都教育大学教授によると、今、求められている学力の育成のため、ヨーロッパなどでは総合的な学習を一層重視する流れにある。しかもその重視の方向は、解決が求められている現実社会の問題を取り上げる点にある。日本の場合も、時間数は削減されましたが、総合的な学習が重要であることに変わりはないとあります。また、教育基本法の5条で、食育は父母、その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行うものにあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう行わなければならないとあります。第6条で、食育は広く国民が家庭・学校・保育所・地域、その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として行わなければならないとなっています。大津町振興総合計画の中で、食育の推進として、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくりの体験・活動など、子ども参加型の取り組

を進めます。地産地消、食育を進めていくため、関係機関における栄養士等からなる食育推進連絡会（仮称）を設置し、町として統一した食育プログラムを作成し、食生活改善推進協議会や農協等と協議し実践しますとうたわれています。食育は、生きる上での基本です。また、農業体験を通し社会性であるとか、人間性を育てていく、さらには勤労を尊ぶ心であるとか、また携わっている人々への感謝の心等を育むために大変重要と思います。食農教育の意義をどう捉え推進されようとしているのか、お伺いいたします。

次に、学年費として子どもたちが学校に払うお金が年間で小学校は各学年約1万円から1万4千円、中学校は約2万円から2万5千円です。子どもの貧困問題が言われています。子どもの7人に1人が貧困であると言われていています。大津町の児童生徒数2千940人のうち単純に計算すると420人は貧困です。就学援助を受けている子どもは約200人です。220人は、就学援助を受けていないと考えられています。OECD諸国の子どもの貧困率を見ると、アメリカのように約2割の国もあれば、北欧諸国のように2%台、3%台の国もあります。そして日本はOECD平均を上回り第1位のアメリカに次いで高水準の国であります。OECDは、日本政府に対し貧困が将来世代に引き継がれることを防ぐために、低所得世帯の子どもの質の高い教育への十分なアクセスを確保することが不可欠であると警告しています。学年費の中には、入学時の諸々の費用、PTA会費、給食費、部活費、修学旅行費、中学校の集団宿泊費は含まれていません。しかし、その中にテスト代が含まれています。義務教育の中で、テスト代を個人が払うのはいかなるものなのでしょうか。お尋ねいたします。

また、ワークブックやドリル、スキル等が1年間終わって残っているページがある、このことについてはどう思われているのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） 鈴木議員の教育を問うについてのご質問についてお答えいたします。

食を巡る現状として、肥満や生活習慣病の増加、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、食の安全上の問題の発生、食を大切にする心の欠如などがあり、平成17年7月17日に、その食を巡る現状に対処し、食育を国民運動として推進するために、先ほど議員がおふれになりました食育基本法が施行されました。その中での食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして重要視しています。食に対する問題は、本来家庭で担うことが基本であり、家庭を中心としつつも学校、地域社会が積極的に支援することが必要です。そのことを受けて、各学校においては食に関する指導、全体計画を立て、全職員の共通理解を図り、教育課程に位置づけて計画的、組織的に取り組むようにしております。給食の時間を中心に各教科との関連指導をしたり、道徳教育、学級活動、総合的な学習の時間を通して、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の6つの内容について取り組み、望ましい食習慣の形成を目指しています。先ほど述べました食育基本法の基本理念の中に、食に関する体験活動と食育推進活動の実践がうたわれています。この体験活動においても、各学校それぞれに工夫して実践を行ってまいります。具体的には、田植え、稲刈り等の稲作、唐芋づくり、ピーマンやキャベツ等の野菜づくり、こういったもの

を実施し、体験活動を通して食への関心と命をいただくという感謝の心を育成するようにしています。その活動については、主に総合的な学習の時間を中心に使ってやっております。改定学習指導要領、この完全実施が小学校では来年、平成23年度から、中学校では24年度からになります。総合的な学習の時間が現行よりも約週1時間程度少なくなります。しかし、改定学習指導要領の中に学校における食育推進並びに体力向上に関する指導に努めることとされており、加えて中学校の技術家庭科において生物の栽培や飼育ができるように指導することと明記されており、食農教育が重要となり、その位置づけがなされております。これを受けまして、各学校においては各教科等と関連づけて実施するなどの工夫をしながら、食と農業を結びつけた体験学習を今後も実施し、充実するように教育委員会としましても指導助言をしてまいりたいと考えております。

また、昨年度から本町に栄養教諭を1名配置してもらい、食育の推進のため、各学校に出向いて指導を行ってもらっています。そこで、大津町教育基本構想の中にも体育、健康教育の充実を図るために、栄養教諭を活用した食育の推進を入れ、その実践を図るように各学校に指導しているところでございます。また、家庭教育においても基本的な生活習慣の形成・確立のため、「早寝・早起き・朝ご飯運動」の推進を掲げ、学校やPTAと連携した取り組みをしているところでございます。また、町の給食センターにおいても、残渣調査結果を各学校に提示し、実態を知ってもらい、食べ物を粗末にしないことなどの指導に役立ててもらおうようにしております。私自身の食育に対する見解につきましては、これまで述べましたように食育基本法や学習指導要領で取り上げられている食育のねらいや重要性は全くそのとおりであると認識しています。食育は、まさに文字通り、食を通して人を育てる教育であります。また、食という漢字を分解すれば、人を良くするとなります。食を通して健康や体力づくりができるだけでなく、食することによって心が安定し、脳も活性化することを考えれば、確かに人を良くすることにつながると納得できます。食を通じたコミュニケーション、食を通じた命の大切さや感謝の心の育成、食を通じた安全意識の高揚、食を通じた生活リズムの確立など、体験活動を重視しながら取り組みを強化していきたいと考えております。

次に、副教材に関するご質問についてお答えいたします。大津町教育基本構想の基本理念に、夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育の実践を掲げました。これを叶えるためには、やはり確かな学力の育成が大きな要素になってまいります。学校では、徹底指導と能動型学習のメリハリのある熊本型授業の展開や個に応じた指導の充実等により、基礎的、基本的な知識技能の習得、定着を図り、学力向上を目指しています。子どもたちそれぞれが確実に知識技能を習得し活用できたり、主体的に学習を進めたりするためには、教科書のみでは教材が不十分であることがあり、補助教材を活用することになるのです。現在、すべての学校で補助教材等を購入しています。学校・学年によって種類等は異なりますが、主なものは小学校では各教科のワークテスト、漢字・計算ドリル、理科ノート、音楽ノート、社会科資料集、作業帳などであり、中学校では熊本県版テスト、各教科の学習ノート、資料集等であります。この選定にあたりましては、実際に使用する担任や担当教師によって必要性、内容、子どもの発達段階などを考慮した適切性、利便性等の観点から検討をしております。また、大津町立小中学校管理規則第9条により、保護者の経済的負担について、特に考慮を払わなければならないとし

ていますので、経済的負担も考えながら選定してもらっているところです。もちろん、選定にあたりましては、校長・教頭も指導助言を行いながらやっております。保護者の負担で購入したものですから、計画的・効果的・効率的に使用することは当たり前であり、やらなければならないことでもあります。効果的な使用例として、算数、数学や国語、漢字ドリルなどについては、1回目、2回目はノートに書いて、3回目の、または4回目、5回目にそのドリル本体へ書き込みをしていくというふうに複数回繰り返し、繰り返し使うような努力もしております。先ほど言われましたように、もし使用せずに残したままにしている、または春休みに宿題としたりして出して教師の指導が届いてないという点があるならば、それは大きな問題であります。校長会議や教頭会議の折りに、そのことの実態をつぶさに調べてまいりたいと思います。

また、町の教育委員会の方で年に3回学校訪問をしておりますので、その折にも具体物を見せてもらって、詳しい実態を把握していきたいというふうに思います。そして適切に、効果的に活用できるように、今後も強く指導してまいります。

また、ワークテストの無償化についてお触れになりましたが、現時点では、これは全く私の私見でございますけれども、子ども手当がこの6月第1回目が支給されました。次年度も1万3千円は確かに手当が支給されるんだろうと思っております。あとプラスアルファで現物支給等もあり得るというような議論も今されているようですので、今後の推移を見守りたいと思いますが、この子ども手当あたりがこちらのテスト代等に充てていただくといいのではないかなと思います。無償化になることは、現時点では誰もやっぱりただならいと思うわけですが、それがその国債が膨れることにつながって、のちのちの世代の負担加重になるとなれば、これは考えなければいけないことではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） しっかりと述べていただきましたので、昨日の新聞ですが、「ふるさとを大切に、学校応援団指導」ということで、芦北地区学校応援団と名付けられた取り組みが11日芦北町の湯浦中での田植え体験学習で始まったというのが載っていました。体験を通して、いろんなことを、また先ほども述べられましたが、感謝する心であったり、今、つくられる人の心にそうという形もできるのかなというふうに思っていますので、ぜひ体験型の、それからまた収穫も一緒に喜ぶということもされた方がいいのかなというふうに思っているところです。それと、農業のところ、子どもたちが農家の家の方でも機械化されていますので、農作業の手伝いというのは、もうほとんどされていないというようなこともお聞きいたしています。そういう面では、みんな農作業に関しては初めてのことが多いのかなというふうに思っています。そしてまた種ですね、種は小さいんですが、それから大根にしても何にしても大きい実がなるというようなことですが、ほとんどの子どもたちがこれは何だろうというふうなことですね、ほとんどがもう知らないというようなことですので、ぜひとも食育、農育についてはですね、しっかりと取り組んでいただければというふうに思っています。

それと、先ほども言いましたが、7人に1人は貧困であると、子どもたちが言われています。それ

からいくと、先ほど言いましたように420人、単純に計算すると420人の子どもたちが貧困の数に入ります。約200人ぐらいの方の就学援助が予算化されています、今年ですね。それからいくと220人の方は漏れているのか、手続きをなされていないのか、その人数がきちんと単純な計算ですので当てはまらないのかというふうに思われますが、大津だけが違うという考え方にはならないかというふうに思っています。貧困の連鎖というのが言われています。ぜひともですね、今、入学式のときにですね、本当にお金がかかると言われています。そういう部分も先ほど1万3千円からというふうなことで言われましたが、給食費があります、PTA会費があります、諸々のお金ですね、ずいぶん毎月払われていっています。修学旅行費であったりですね、本当にこう大変な家庭というものがあるのも事実です。そういうところからですね、給食費が無料化した自治体もあります。大津町で大体3千円から4千円ぐらいの、年間ですね、テスト代を負担しているということで、皆さんの月々の明細を見せていただいたところです。昔はガリ版刷りで、私たちの時代はですね、テストがなされていたので紙代を払っていたのかなというふうに思いますが、今はそういう時間も先生方は取れていないということですので、いいのがつくられていますので、テストをですね、買われて使われているのかなというふうに思いますが、ぜひともですね、テスト代ぐらいはですね、町で払ってもいいのではないかというふうに思いますので、そののところをもう一度よろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 教育長那須雪子さん。

○教育長（那須雪子君） テスト代につきましては、町内の小中学校、すべて全国学力調査、それから知能検査、それから熊本県の学力調査ですね、それともう一つ全国で標準化されたまた学力検査というのがございます。そういったものについては個人負担はさせておりません。町負担、国が行うものは国負担ですね、県が行うものは県負担ということになっております。ただ、日常的に教科書を使って学習をしましたその單元ごとのワークテストについては、現在のところは個人負担をお願いしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 国であったり、県であったり、町負担があるということであればですね、同じ並びで考えていただけるのではないかというふうに思いますので、検討していただきますようよろしくお願いたします。

では、2番目に移ります。第3セクター大津町体育施設等管理公社の適正化についてです。現在の施設は業務委託料として大津町が4千400万円を支払っています。平成17年度までは管理委託で貸出業務も行われていましたが、平成18年地方自治法の改正により業務委託となり、貸出業務は現在では行われていません。直営か、指定管理者制度導入かで、この時期に直営となりました。金額は随意契約によります。同じ条件で他社3社に毎年見積もりを依頼して、1億2千万円、1億2千200万円、1億300万円の金額が提示されていると言われていました。管理する場所は、森の体育館と弓道場を除き、運動公園、サッカー場、多目的広場、陸上競技場と町民グラウンドの芝の管理や樹木の管理が主な仕事です。芝は1週間に1回の手入れが必要で、毎日行われています。先ほど坂本議員が言われましたアカメのところも管理をされています。平成21年度の大会の利用は約100回、プ

口のサッカーチームの利用も3チーム来られています。延べ人数で6万342人で、そのうち町外は3万8千113人となっています。収入としては313万円の使用料収入です。この人数は登録された人数で、園内通路をウォーキングされる1日300人ぐらいの人たちや未登録の人たちは入っていません。昨年よりも98団体増え824人増となっています。費用対効果としては、飲食や宿泊がなされて、平成21年は9千301人が、延べ人数ですが宿泊をされています。運動公園の出店は延べ64店舗で、売り上げは約370万円になっています。道の駅での懇親会利用が約150万円となって、サッカー青年の夢の場所にもなっています。この運動公園なんですが、住民の健康増進の場所にもなっていると思われています。現状とさらなる費用対効果に向けた努力がなされているのか。また、今後の方針と展望についてお尋ねいたします。

○議 長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町体育公社による管理状況でございますけど、今、議員がおっしゃるとおりでございます。そのような中で、今後も十分努力していきたいというふうに思っております。

今後の方針につきましても、新たな公益法人制度の改革が始まっておりますので、24年11月までに現在の財団法人は公益法人または一般財団法人のいずれかの法人形態を選択し、新たに登録しなければならないというものでございまして、体育施設管理公社は、この法人改革を受け、よりよい管理運営ができる組織を目指して検討作業を行っています。作業の途中ですが、これらはますます多様化する公園利用者のニーズに対応できる施設管理、町民の皆さんに利用しやすい施設管理運営を検討してまいりたいと考えております。スポーツ振興審議会の答申では直営が望ましいとありますが、指定管理者制度を導入する場合でも、現在の体育施設等の管理公社、職員の管理技術は貴重な能力であり、直営に準じた能力を持つ総合スポーツクラブや体育協会等のNPO法人等の共同体を組織することなどの提案をいただいているところでもあります。今後についても、十分検討を進めてまいりたいと思います。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 今後の方針ということで、行革ということが叫ばれている中でどういう選択があるのかなというふうに思いますが、先ほど見積もりの中でも、今現在随意契約であります4千400万円の本当にきちんとした収支決算書が出ている中で、きちんと使われていることは監査の方も見られているところだと思いますが、見積もりが1億2千万円と1億2千200万円、1億300万円の他社の見積もりが出ているということではですね、3倍近い金額がほかのところに行くとなればですね、そういう金額が出てくるのかなというふうに思っているところですので、そこをどう考えていかれるのかなというふうに思っているところです。それとまた、運動公園と体育館等がですね、利用される方が、体育館も8万6千361人、年間21年ですが、計算されて人数が出されています。団体も2千081団体が利用されているということになってはいますが、これだけの人数の人たちが大津町に来られている、大津の町の人たちも中に入っているんですけど、それがこの町内の中に引き込む手だてを何か考えられないのかなというふうに思っているところです。せっかく大津に来られて、そこで汗を流されたということもあって、運動公園、岩戸の里を利用するなり、またこちらで町

内まで来てですね、飲食をされたりという部分がですね、まだ少ないのではないかというふうに思っていますので、そこら辺の取り組みがありましたら、これからの展望ということでお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 再度の質問でございますけれども、今、体育公社につきましては議員おっしゃるように3分の1ぐらいの経費で管理をしておりますけれども、これにはやっぱり高齢者の生きがい対策というような形でシルバー人材や地域の関係者の皆さんにお願いをしながら、このような金額が出ておるところでございます。もちろん、最低経費で最大の効果をもっていけるように努めていくということで、今後の運動公園の利活用についても十分検討をしてみたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 非常に難しいご質問でございますけれども、運動公園あたりですね、たくさんの方が競技にいられていますし、町外の方もいられているわけでございますけれども、そのような方が今現在、必ず利用される場合は宿泊をお願いしております。おみやげも買っていただくというような話をしておりますけれども、もっともっとですね、滞在型でなれるようにですね、いろんなことで職員一丸となってですね、考えていかなければいけない。どうぞ議員の方々のご提案もよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） なかなかですね、この利用状況というのは社会体育施設別利用状況というのが21年の分が書いてありますが、年間では24万9千885人の方たちが施設を利用されているということで報告がなされています。この人たちがですね、千円でも落としていったらですね、随分町の景気にもつながっていくのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ何か知恵をですね、今後の知恵として何か考えていければというふうに思います。これで、2問目は終わります。

3問目です。指定管理者制度導入後の管理運営について。大津温泉岩戸の里は、平成21年から平成24年3月31日までの3年間の契約で1年が過ぎました。決算が出たと思いますが、経営的にどうなっていますか。年次計画の改修費用も出てくるのではないのでしょうか。

次に、若草児童学園は平成20年から平成25年3月31日までの契約で2年が経ちました。18歳までの子どもを預かる業務は、男女が一つ屋根の下で暮らすのですから大変な問題もあるのではないのでしょうか。経営的にもどうなっていますか。また、今後の方針と関わりについてお尋ねをいたします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町の施設であります大津温泉岩戸の里、平成9年から第3セクターによる大津町振興公社により運営をさせていただいておりましたが、平成21年4月1日より株式会社南阿蘇観光高森温泉館による指定管理により運営をさせていただいて1年を過ぎておりますが、議員おっしゃるとおりそれぞれの経費節減を心がけて頑張っておられますし、お客様へのサービス低下をしないように努力をされておまして、経済的・経営的には赤字にはなっていないというふうに聞いておりま

す。それぞれのこの施設を開設した我々の目的は、地域農村資源を活用しながら、まちづくり及び農業振興を推進するために、その起点施設として建てられた施設でございますので、地域の特色を活かし大津町の施設であるという意識を持ちながらお客様へのサービス向上に努めなければなりません。町も常に事業管理体制を見ながら、必要ある場合にはお互いに協議を行い、必要な指示を行っていきたいと考えております。現在のところ、阿蘇高森館のノウハウを活かしながら、しっかりやっておられることに感謝をしておるところでもあります。

若草児童学園につきましても、指定管理者につきまして障害者施設の管理運営の実績とノウハウを持つ社会福祉法人であるため、一定のサービス基準は保っておられ、今のところ保護者や地域住民からの苦情等は報告されておられません。今後、管理運営の方法については、現状の児童への適切な支援やサービスの向上、管理運営体制の整備等を考えると、現状どおりの指定管理者制度の継続が必要だと考えます。また、指定管理者制度を含めた民間委託や民営化についても、今後検討していきたいと考えております。

○議 長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 改修費用が多分年次計画でなされるものと思っています。これは、町負担だというふうに思っていますので、これが今答弁がなかったというふうに思いました。

それと民営化ですね、民営化。若草児童学園は社会福祉とか、指定管理者になったときも反対はしたんですが、さらなる民営化ということで考えておられるということはちょっとどうなのかなというふうに思っています。若草児童学園が町が手放したという部分では、経営的に赤字になるというようなことで指定管理者になったというふうに思っていますが、経営的に赤字でないのであればですね、それとまた本当に18歳までの子どもを預かるということで、男女が一緒に一つ屋根の下で暮らすのですから、本当に性的な問題等も考えなくてはいけないことも出てくるということでは、町の最終的には責任にもなってくるというふうに思われます。そういうところですね、含めたところで検討していただきたいなというふうに思いますが、こちらの方の若草児童学園の方の改修という部分の費用というものも出てこないのでしょうか。岩戸の里の改修費用もですね、わかっておれば数字を出していただければというふうに思います。

○議 長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 鈴木議員の、まず年次計画を含めたところの話と維持管理を含めたところの内容はどうであるかということの質問でございますが、まず21年度をちょっと事例を出して説明をさせていただきたいと思っております。21年度につきましては、672万円の工事費等がありました。その内容は、大浴槽とか濾過器、あるいは電動弁の取り替えとか、そうしたところをさせていただいております。その維持費等の中身におきましては、その高森温泉館との協定書の中にあります事業分担書、その中で30万円未満については指定管理者である温泉館が負担をします。併せて30万円以上については町で負担をするということに協定書となっております。それから、年次計画でございますけれども、年次計画におきましては、今年度の、22年度の予算におきまして、今までの年次計画を含めて再度違った委託関係を含めて、十分中身を精査しながらやっていこうということで、新たに

計画をしているところでございます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） 鈴木議員のお尋ねについてお答えします。

若草児童学園につきましては、役割リスク分担等につきましては、1事案30万円以上につきましては町が行うことになっておりますが、現在施設の大規模な改修や修繕につきましては、現在消防法で指摘されておりますスプリンクラーの整備が平成23年度、平成24年3月までに必要となっております。金額にしましては、当初の見積もりでは一応3千万円程度かかるのではないかなということでお聞きしております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） スプリンクラーは必要なものだと思いますので、ぜひしていただきたいと思います。岩戸の里の方は、平成22年は予算計上なかったということで、なかったんですかね、上がっていましたか、おいくら上がっていましたか。

○議長（大田黒英生君） 経済部長西本昇二君。

○経済部長（西本昇二君） 22年度におきましては、まず設計精査委託ですね、あれが約200万円の年次計画をさせていただくということで上げさせていただいております。それから、修繕工事等につきましては約900万円ほど上げさせていただいているところです。22年度はですね。先ほど年次計画をどうするのかということでは、今、22年度でちゃんと見直しをして精査するというところでございます。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 建物は老朽化するとですね、やっぱりきちんとしていかないとお客さんも減るかなと思いますし、私たちの福祉にも役立っているのかなと思っていますので、指定管理者の方たちに迷惑がかからないような早急な工事がなされていけばというふうに思います。

では、次に移ります。4問目です。大津道の駅株式会社熊本文化の森についてお伺いたします。平成22年3月31日、経営態が変更になりました。おもしろ館は自主運営し、鶴屋商事株式会社よかもん館と株式会社鶴屋フーズクリエイティブレストラン肥後の道の2社が撤退し、自主運営とし大津道の駅全体を直営運営に変更するというものです。目的は、一貫した運営体制を構築し、さらなる向上を目指し、また売り場内のリニューアルと商品の品揃え、販売戦略、イベント企画の再構築を計画し、大津町のシンボルスポットの1つとして地域貢献できるよう経営体制を再構築するとあります。損益状況では、平成20年1千49万円の利益を出し、平成21年見込みで1743万円の利益が見込まれています。これは、平成20年でしたかね、地代が20%カットになったということで利益が上がってきたのかなというふうに思っていますが、大津町として一度ですね、7千500万円の損失ということで、平成17年の3月でしたか、文化の森に出資しています1億円がですね、法の改正もありまして7千500万円が損失したということに、1億円が2千500万円の出資金になったということでは、おっしゃっていただきました。そしてまた、累積損失がその当時7万円を超えたということでは、おっしゃっていただきましたが、今ここに来てですね、利益が出るところに変わってきたということと、鶴屋の経営

ということでは、そのままなされていくということで少し安心していいのかなと思っていますが、これ以上にですね、まだほかに現状ということでありましたらよろしくをお願いします。

○議長（大田黒英生君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 株式会社熊本文化の森につきましては、現在のところ経営状況は良好でございます。ただし、議員から先ほど指摘がありましたように、資本金の原資の75%というのがございましたけれども、経営上どうしてもそのような形を取らなかったことが過去にありました。ということは、これを立ち上げる中でのその後の経営関係、地ビールとかいろんな工芸館というような、ガラス工芸館というようなものをつくる中で、いろんな形で事業が進められまして、そのときの資金というものが必要だった関係がうまくその経営が両方ともできなかったというようなことで資本金の減資計画がなされたわけでございますけれども、現実には、今、議員おっしゃるように直営で今後やっていきたいというようなことで今いろいろと努力をされておるところでございますので、順次利益関係も、食堂関係が赤字でございましたけれども、町民の皆さんや議会の皆さんにもご活用いただいておりますように、今後ますますその辺の利益が上がってくるようになるんじゃないかなと思っていますし、地域の皆さんに愛される道の駅というような形で、それぞれの顧客の皆さんを引き入れていきたいというような経営方針を持っておられますので、今後赤字が出らないように地域の皆さんとともに道の駅をかわいがっていただければというようなことで経営は確実に黒字に転じていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大田黒英生君） 鈴木ムツヨさん。

○5番（鈴木ムツヨさん） 場所的にはとてもいいところにありますし、レストランが赤字であったということは、この決算書を見て思ったんですが、早く、道の駅ですので、早く夕方に、6時半ぐらいには閉まっているということで、飲食という部分では時間的なものですね、多分影響している面もあるのではないかなというふうに思ったところではあります。いい場所でありますし、駐車場も広いですので、もうちょっとそこら辺ですね、経営のところ、先ほど目的の中にもいろいろですね、イベント企画等もですね、なされてくるということになっていますので、時間的なものもですね、考えていければ少しは、もう少し経営改善ができてくるのではないかなというふうに思いますので、提案させていただきます。

これで質問を終わります。

○議長（大田黒英生君） これで、本日の一般質問は終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後0時12分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 平成 22 年第 1 回定例会会議録

平成22年第2回大津町議会定例会会議録

平成22年第2回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成22年6月16日(水曜日)

出席議員	1番 金田 俊二 2番 府内 隆博 3番 吉永 弘則 4番 源川 貞夫 5番 鈴木 ムツヨ 6番 大塚 龍一郎 7番 新開 則明 8番 月尾 純一朗 9番 坂本 典光 10番 石原 大成 11番 手嶋 靖隆 12番 永田 和彦 13番 松永 幸久 14番 宇野 光廣 15番 荒木 俊彦 16番 大田 黒英生
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡 勇次 書記 掘川 美紀
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家入 勲 総務部総務課長 桐原 則雄 副町長 上田 英典 企画部企画課長 杉水 辰則 総務部長 徳永 保則 総務部総務課行政係長 藤本 聖二 企画部長 木村 誠 企画部企画課財政係長兼ねて地域づくり推進係長 白石 浩範 会計管理者兼ねて会計課長 西村 和正 福祉部長 岩尾 昭徳 教育長 那須 雪子 土木部長 併任工業用水道課長 中山 誠也 教育部長 松永 高春 経済部長 西本 昇二 農業委員会事務局長 服部 次子 子育て支援課長 松永 高春

平成22年第2回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成22年 5月21日 陳 情 第 2 号	陳情書「室北区内道路整備に関する陳情」	採 択	経 済 建 設 常 任 委 員 会
平成22年 3月5日 請 願 第 2 号	請願書 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願	継 続 審 議	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成22年 5月31日 請 願 第 3 号	医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

会 議 に 付 し た 事 件

発議第 3号	「口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書」の提出について
発議第 4号	「医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書」の提出

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 2 年 6 月 1 6 日 (水) 午後 2 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 5 発議第 3 号 「口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書」
の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

追加日程第 1 発議第 4 号 「医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本
再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書」の提出
について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 平成 2 2 年度議員派遣について 議決

日程第 7 人権擁護委員の答申について 質疑、討論、表決

午後 2 時 00 分 開議

○議 長 (大田黒英生君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容及び平成
2 2 年第 1 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査
報告書は、議席に配付のとおりです。これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果につい
て、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長 (坂本典光君) 皆さん、こんにちは。ただいまから、経済建設常任委員会の委
員長報告を行います。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案第 4 0 号、議案第 4 1 号関連、議案第 4 2 号、
議案第 4 4 号並びに陳情第 2 号の 5 件であります。当委員会は、1 1 日午前 1 0 時より、現地調査を
行い、午前 1 0 時 3 0 分から委員会 B 室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、そ

の審議の経過と概要についての要約をご報告いたします。

議案第40号は、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてであります。

委員より、日本下水道事業団と3年間で8億8千130万円の基本協定を締結するとなっているが、そもそもこの改築工事をするにはどのような方法があるのかとの質疑に対し、執行部より、1、町が単独で行う直営方式、2、町が工事発注後、工事の監督管理業務をコンサルタント等に外部委託する方法、3、日本下水道事業団へ工事発注から工事監督管理、検査、引渡しまでを委託する方法の3つの方法がある。しかし、1と2は、町職員に専門の技術者がいないため、工事の監督、管理の際に指示・同意・承認の判断を下すのが難しい。よって、3の事業団に委託する方法しか考えられないとの答弁がありました。

また委員より、そもそも日本下水道事業団とは、どのような性質の団体なのかとの質疑に対し、執行部より、日本下水道事業団法の下に下水道技術者が不足している地方公共団体を援助するため都道府県により設立された。地方公共団体の下水道に関する業務について支援・代行をする唯一の地方共同法人であるとの答弁がありました。

委員より、随意契約の該当理由、また相手の言いなりになるのではないかと質疑に対し、執行部より、契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力・技術・経験などを有する日本下水道事業団を選定することが大津町の利益につながると判断できる。地方自治法施行令の随意契約第167条の2、第1項第2号の条項に該当し、事業団との随意契約は妥当なものと考えます。事業団への委託内容は、国土交通省の基準書で工事の積算、仕様書作成、入札及び契約、工事の管理監督、設計変更、竣工検査、また工事完了後の維持管理の指導まで含まれ、さらに業務を代行する事業団の発注方式は、入札、契約の競争性・透明性及び公共性の向上を図るため、すべて一般競争入札となっているとの答弁がありました。

委員より、今までの一般競争入札の落札率はどれくらいかと質疑に対し、執行部より、平成11年から14年度の大津町の増設工事時の平均落札率は93.7%、ここ3年間の事業団全体の平均落札率は19年度が91.6%、20年度が90.3%、昨年度が88.2%となっている。管理諸費は、落札率により工事費と比例して最終の24年度に減額の積算協定となるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第40号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号関連は、平成22年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

農業委員会関係、農政課関係、商業観光課関係、環境保全課関係、道路整備課関係、都市計画課関係、下水道課関係、すべて人事異動に伴う案件につき、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第41号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号は、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。人事異動に伴う案件につき質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第42号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号は、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでありま

す。人事異動に伴う案件につき質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第44号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号は、陳情書、室北区内道路整備に関する陳情についてであります。

執行部より、この地域については陳情されている箇所北側の道路を含めたところで、幅員が全体的に2メートルしかない。今回陳情箇所の北側については、アパートや1戸建て住宅等が張り付いており、建築基準法でいう2項道路扱いということでセットバックをされており、幅員については離合可能な3メートルから4メートル程度が確保できている。ただ、中には未開発の用地があり、2メートルから3メートルしかない。要望が出ている箇所は6軒住宅が建っているが、そのうち都市計画法以前に建てられているものが4軒あり、セットバックがされていない。200メートルをすべて用地買収し、道路改良するとなると事業費が概算で約5千万円ほどかかるとの説明がありました。

委員より、この陳情書に署名されている方々で地権者は何名かとの質疑に対し、執行部より5名であるとの答弁がありました。

委員より、防災面からも消防車や緊急車両が入らなくて困っておられるので、将来的にも早めに計画を立ててやるべきではないかとの質疑に対し、執行部より、このルートだけでなく、この地域全体のことを住民の方々と考えてやるのがベターではないだろうかとの答弁がありました。

委員より、この道路を閉鎖するわけにはいかないのだから、セットバックしている方とそうでない方々の不公平な問題もあるが、道路用地に同意が得られたところから広げていくべきだとの意見がありました。

委員より、用地に協力していただいた部分から取りかかるという条件を付けて採決すべきだとの意見がありました。他の委員からも同じ意見が出ました。

採決の結果、陳情第2号は、用地に協力していただいた箇所から取りかかるという条件を付して、全員賛成で採決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただ今から文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第39号、議案第41号関連、議案第43号及び請願第2号と請願第3号の5件であります。

当委員会は、6月11日、午前10時より委員会C室において執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。以下、議員の審議の主な経過と結果についてご報告します。議案39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご報告します。

福祉部保健医療課関係。

委員より、広域連合発足間当時から全く知らない人を選挙することには無理があったと思います。議員定数が増えています。経費の増になるのではないのでしょうかと質疑があり、執行部より、議員

数を増やすことによって、議員報酬等の運営経費が増加するという懸念については、熊本県広域連合から今後批判を受けることがないように選出された各議員の皆様方と協議しながら進めていきたいという回答が来ていますと答弁がありました。

委員より、選挙の方法について、選挙で選ぶことになれば市町村の首長だけが選ばれることになるのではないかと質疑があり、執行部より、広域連合からは現段階では各団体に任せるとの回答があり、要望があれば検討したいとのことでしたと答弁がありました。

採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案41号関連、平成22年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご報告します。

福祉部保健医療課関係。

委員より、老人ホームの人件費等が増額になっていますが、なぜですかと質疑があり、執行部より、平成22年度予算策定時に現職員8人と新規採用職員1人の合計9人で積算しておりました。4月1日の人事異動に伴う職員と新規採用職員との差額が増額の要因ですと答弁がありました。

委員より、現在の老人ホームの定員と入所者数及び部屋数を教えてくださいと質疑があり、執行部より、定員50人に対し入所者は31人、部屋数は25室ですと答弁がありました。

委員より、1人部屋と2人部屋で対応されているのですかと質疑があり、執行部より、入所者の安全管理と公平を期すため、全員2人部屋で対応しておりますと答弁がありました。

教育部学校教育課関係。

委員より、教育総務費の事務局費にある「ゆめを育てる講演会」謝礼は、小中学校8校を実施し4万円ということですが、一般的な額ではあるが、予定されている講師の位置付けが低く金額が安いような気がしますと質疑がありました。執行部より、トップで活躍している人であり、謝礼額については部内でも検討しましたが、事前に打診したところ、自分が行っているスポーツを町民の方へに知っていただくことや町民への思いもあり、今回はこの条件で快く承諾していただきましたと答弁がありました。

委員より、小学校費の基礎学力向上システム事業と中学校費の生きる力を育む研究指定について説明をお願いしますと質疑があり、執行部より、小学校費の授業は大津小学校が本年度熊本県の研究指定校を受けて行うもので、低学年を中心とした基礎学力向上のため地域の人材を活用した授業への取り組みを研究するものです。現在、地域の人材を発掘の段階ですが、授業でのクラブ活動や民謡童謡を指導いただく方や林業について教えていただく方などをリストアップしている段階ですと答弁がありました。

委員より、教師の質が上がるのは悪くありませんが、先生がどのように生徒へ伝え、結果をもたらすことができるのでしょうかと質疑があり、執行部より、結果としては、県学力テストや定期テストの結果で検証していくことになると思います。また、先生方がこの研究で研修したことを学校内の研究会で各教師に広め学び学習してもらうことで、よいものについては授業に取り入れ、子どもたちの学力向上へ還元できるように進めていきますと答弁がありました。

委員より、学校教育費の事務局費にある伝統文化鑑賞講演について、教育への効果はどのように考

えられていますかと質疑があり、執行部より、子どもたちが若いうちに本物の日本の伝統文化に触れることで、日本人の心を知り、その心が次の代につながっていくことを期待していますと答弁がありました。

給食センター関係。

委員より、学校給食費の備品購入費で冷凍庫が予算計上してありますが、耐用年数はどれくらいですか。また、今回いただいた資料以外のメーカーとの比較をしましたかと質疑があり、執行部より、耐用年数は概ね10年程度です。備品の比較はしていませんが、修繕するか買い換えるかのコストとリスクの比較はした上で買い換えることとしました。施行する場合は、メーカーを指定せず、仕様をつくり購入にあたりますと答弁がありました。

委員より、同じような仕様書でメーカーが数社あるのなら、同等品と比べてみるべきではないですか。備品購入の場合、形、価格、メンテナンス対応など、基本的な基準での検討を行い、予算を計画してほしいと思いますと質疑があり、執行部より、早急に資料を取り寄せ提出しますと答弁がありました。

委員より、給食費について一昨年は多くの繰越金が出ていたが、昨年度はどうだったでしょうか。額を見直すなどの措置は必要ないのでしょうかと質疑があり、執行部より、今月末開催する学校給食運営委員会で報告検討を行います。昨年度の繰越金は100万円程度になる見込みです。物価の増減等もあり、この程度の額であれば適正な範囲内とこれまで判断をいただいておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告します。

福祉部保健医療課関係。

委員より、一般会計繰入金の金額や率はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、給付に対する町の負担は12.5%と決まっております。給付費以外に必要な経費については、その他一般会計繰入金として町が負担しておりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第43号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、請願書「現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について」国への意見書提出を求める請願についてご報告します。紹介議員からの説明を受け、委員より、危惧されている点が進んでいるという、それがわかる資料がない。変に不安されているのか、不安的な要素で請願を出すなら、どんな意見書でも出せることになる。また、委員より、民主党の流れを見ておくべきですなどの意見があり、採決の結果、請願第2号は全員賛成で継続審議となりました。

請願第3号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続と拡充を求める請願書についてご報告します。紹介議員からの説明を受け、委員より早急に改善するなら意見書を出すのではなく、労働条件をよくするために労働基準局などへ行くべきである。順番を間違えてはいけない。曖昧な判断はよくない。また、定員が決まっているのであれば、法律の改正が必要で、事実を証明できる答え、証拠がないなどの意見があり、採決の結果、請願第3号は多数賛

成で不採択となりました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 総務常任委員長手嶋靖隆君。

○総務常任委員長（手嶋靖隆君） こんにちは。ただいまから、総務常任委員長報告を行います。

総務常任委員会は、付託されました案件について委員会の審査の経過並びに結果をご報告いたします。本定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第41号関連の4件であります。本委員会は6月11日、委員会A室にて執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過・概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第36号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務部総務課の関係。委員より、今回新設された規定の中に3歳に満たないある職員が時間外勤務の制限を請求することに対して、その職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合には、その制限が除外されるようになっていますがどのような場合ですかとの質疑がありました。執行部より、例を言えば業務が煩雑な時期に、その職員の業務をほかの職員などで対応することが困難で業務に支障が出るなどやむを得ない場合が考えられますとの答弁でありました。

採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務部総務課関係。

委員より、現在職員が出産した後に1年間ほど育児休業を取られています、今回新設された出生後57日の期間内の育児休業とはどのように違いますかとの質疑がありました。執行部より、職員が子を出産した場合には8週間の産後休暇を取っています。今回、出生後57日の期間内の育児休業等は出生した子の父親である職員が育児のために休業する場となりますとの答弁がありました。

委員より、育児休業の後に、再度育児休業が取ることが出来ますかとの質疑がありました。執行部より、育児休業終了後に配偶者の負傷や失業などにより当該の子の育児に関して支障が出る場合など、再度の育児休業の延長が可能ですとの答弁でした。

委員より、夫婦の場合で2人が同時に育児休業を請求することは出来ますかとの質疑があり、執行部より、今回の改正で配偶者が育児休業等をしている場合や専業主婦の場合でも育児休業することが出来ます。二人で同時に育児休業をすることが出来ますとの答弁がありました。

委員より、部分休業は30分を単位に何時間取れますかとの質疑があり、執行部より、部分休業は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために勤務時間の初め、または終わりに1日に2時間を超えない範囲内とするという答弁でありました。

採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。委員より、給与は申し出により口座振り込みの方法により支払うことができるとありますが、申し出をしない場合は現金支給となりますかとの質疑ありました。執行部より、現在は全職員から申し出により口座振り込みで給与を支給しています。本人からの申し出がない場合は現金支給となりますとの答弁でした。

委員より、企業から控除できるものは、団体取扱契約にかかる保険料とありますがどのようなものですかとの質疑がありました。執行部より、職員が各保険会社等に加入している団体の保険料で現在約300件で、月に250万円程度の保険料でありますとの答弁でした。

委員より、控除対象の項目に職員が通勤のために使用する自動車駐車場に代わる使用料とありますが、使用料はどうなっていますかとの質疑があり、執行部より1台当たり月額千円徴収しています。なお、役場庁舎の勤務する約101名が利用していますとの答弁がありました。

委員より、今回の規定に現在企業が控除されている項目に網羅されていますかとの質疑に対して、執行部より、給与から控除するためには具体的に項目を規定する必要がありますので、項目についてはすべて網羅されていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第1号）について。

総務部総務課関係。

委員より、今回の補正予算で職員手当等々の期末勤勉手当の補正がありますが、その理由は何かとの質疑があり、執行部より、今回の補正は4月の人事異動に伴う補正が主なものであります。人事異動で、各課の職員配置が換わり、個人ごとの給与等の額が異なりますので、異動後の職員の人件費で積算した結果で予算額の増減となったものです。なお、期末勤勉手当の支給月数については、前年度の支給月数で算定していますとの答弁がありました。

総務部住民課関係で、委員より、以前の町営住宅の入居は2人以上と入居の要件になっていたが、単身者も入居できますかとの質疑があり、執行部より、現在高齢者については単身所帯も入居を認めております。6月募集では高齢者・単身者の募集を行っておりますとの答弁でした。

総務部企画課関係で、委員より、大津町のホームページの総務大臣賞は今回2回目と思うが、今回は何がよかったのかとの質疑があり、執行部より、町のホームページがどのような理由で表彰されたについては、まだ公表が出ていませんので詳しくはわかりませんが、応募においては次のような点をPRしました。ホームページの入り口にテーマカラーを設定するなど、視覚的に見やすく必要な情報はすぐにたどり着けるようにしている点や、また来たくなるようなウェブサイトづくりを各課で分担し更新しているなど、全職員一丸となって取り組んでいる点を強調しました。なお、昨年から変更した点については、詳細には4点ほど創意工夫を行い、応募にあたりPRしました。以上のような点が表彰された理由ではないかと考えておりますとの答弁がありました。

ほかの課については、質疑はありませんでした。採決の結果、議案第41号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務常任委員長報告を終わります。

○議長（大田黒英生君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 経済常任委員長に質疑を行います。

様々な付託された案件に対しての審議の内容は、今回はほとんどが人事のいろんな異動ということ、そういったことはわかりましたが、大切なことはこの議会が始まりまして議員各位の議席に専決処分（せんけつしぶん）の報告書が2件配られておりました。これは、付託案件とはなりませんでしたが、私は議会において、この議席にただの配付（はいぷ）というのはよくないと言ってきました。実際、長の専決処分をした場合には、次回の議会において報告をし、これを配ったわけですね。そして、その後に承認を求めなければならないというのが、これは地方自治法で決まっております。自治法の179条の3で決まっているわけありますから、私は幾度となくそれを挑発（てうはつ）するかのよう（よう）に議会で議案（ぎあん）に上（あ）りてないにもかかわらず、承認（しんじゆん）にも上（あ）りてないにもかかわらず、私は無理（むり）をしてこの演壇（えんだん）で質問（しつもん）をしてきたものであります。ですから、私はこういったものは自分たちの付託（ふとく）案件、うちは委員会主義（いんぎわいしゆい）を取（と）っておりますので、関連（かんれん）と思（おも）い委員会（いんぎわい）の中で何（なに）らかの意見（いけん）を執行部（しやうぎんぶ）に求（もと）めて、そして充実（じゆんじゆう）したそういった委員会（いんぎわい）の審議（しんぎ）をしていただきたいと思（おも）っておりましたが、報告（ほうこ）の中にはないということは、何（なに）らこの件（けん）について審議（しんぎ）がされてないのか。一方的（いつぱうたう）に長の専決処分（せんけつしぶん）で終（お）わってしまったのかということでありま（あ）す。これは、町長（ちやうぢやう）も考（かん）え直（ただ）さなければ自治法（じちへう）違反（ゐはん）というふう（ふう）になると思（おも）います。承認（しんじゆん）されるか、され（され）ないか、そういったもの（もの）ではなくて、これは道義（だうぎ）的（てき）責任（せきにん）が發生（せいじゆう）してき（き）てしまう（しまう）ということ（こと）でありま（あ）す。この、しかも増額（ぞうがく）変更（へんぎょう）です。減（げん）るの（の）ならい（い）ですが、工事費（こうじばい）が増額（ぞうがく）されて、予算（よさん）よりも多（おほ）く払（は）わなくてはならない事（こと）態（たい）にな（な）った。町民（ちやうみん）負担（ふたん）が増（ぞう）えた（えた）わけ（わけ）ですから、こ（こ）うい（い）ったもの（もの）にはび（び）んと来（き）て委（いんぎわい）員会（かい）でし（し）っかりと審議（しんぎ）をしてい（い）だきたい（たい）という思（おも）いから質（しつもん）問（もん）をする（する）ものでありま（あ）す。審議（しんぎ）され（され）た（た）のか、全（ぜん）くされ（され）な（な）か（か）つた（た）のか、質（しつもん）問（もん）いた（いた）し（し）ま（ま）す。

○議 長（大田黒英生君） 経済建設常任委員長坂本典光君。

○経済建設常任委員長（坂本典光君） 先ほどですね、当委員会に付託されました案件は、並べまして議案第40号、議案第41号関連、議案第42号、議案第44号並びに陳情第2号の5件ですと申し上げましたとおり、議会から当委員会に付託されましたのはこの5件でありますから、それ以外のことは全く審議しておりません。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 文教厚生常任委員会の報告の中で、請願第3号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める請願書が審議をなされ、不採択が多数であったという報告がなされました。私は、この請願は採択すべきものであると考（かん）え、この文教厚生常任委員会（ぶんぎやうじゆうせい）が不採択（ふさいたく）をした、この決定（けつぎん）に対して反対（はんたい）の立場（たてま）から討論（たうぎん）を行（い）い、議員（ぎいん）各位（ごい）のご賛同（ごさんどう）を得（え）たいと思（おも）います。

請願（きんげん）の最大（さいだい）の趣旨（しゆし）は、改めて（あらためて）申し上げ（しやうげ）ますが、現在（げんざい）のこの再春荘（さいしゆんじやう）病院（びやういん）と菊池（きくち）病院（びやういん）、事実上（じじつじやう）の国立（こくりつ）病院（びやういん）でありま（あ）すが、この国立（こくりつ）病院（びやういん）として存続（ぞんぞく）をさ（さ）せてい（い）だきたい（たい）、それが最大（さいだい）の趣旨（しゆし）である（ある）ことを委（いんぎわい）員会（かい）でも申し上（しやう）げま（ま）した。今（いま）、政府（せいふ）のい（い）わゆる事業（じぎやう）仕分（しぶん）け（け）の方針（ほうしん）の中（なか）で、こ（こ）うした独立（どくりつ）行政（ぎやうせい）法人（ふじん）を病

院等も含めて、国の責任をなくして、いわば民営化と、こういう方針が一部で打ち出されていると、そういう心配があるからであります。ちなみに、一口に独立行政法人と申しますが、改めて申し上げますが、独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業で、民間の主体に委ねた場合、必ずしも実施されない恐れがある。そういう考えられるものについては、まさに国の責任において行くと、そういう趣旨の下で設立された法人となされており、つまり、独立行政法人といっても、確かに無駄なものも確かにあるでしょう。しかし、国民のために必要不可欠なものはやはり残していかなければいけないと思います。そこで、一例を申し上げますが、皆さんご承知のとおり、小惑星イトカワ、7年かかって「はやぶさ」という探査機が、まさに奇跡的に地球に帰還をいたしました。日本国民に夢と希望をもたらした、関係者の皆さんの地道な努力が実ったと、私もそう思いますし、日本国民が沸いたわけですが、このはやぶさですね、これを手掛けているのは宇宙航空研究開発機構という独立行政法人であります。実は、政府の昨年の事業仕分けでは、予算要望が17億円出されていたにもかかわらず無駄な事業であるということで仕分けの中で3千万円に減額をされました。17億円が3千万円に減額された。ところが、はやぶさが奇跡的に帰ってきた途端、まさに手のひらを返したように事業仕分けの再見直しを行うと政府が言い出したわけです。見直しをすることはいいことではありますが、宇宙航空研究開発機構というのは、文部科学省所管の独立行政法人であります。このはやぶさというのは、まさに宇宙の成り立ちを解き明かすと、まさに壮大な意義がありますが、15年前にプロジェクトが発足をして、8年間研究をして、そして打ち上げて7年かかって宇宙の旅を終えたわけです。この例を挙げますとおり、本請願の対象となっております再春荘病院、菊池病院も独立行政法人の病院であります。再春荘病院は、一般病院ではなかなか対応が困難な難病ですね、こういった難病の治療・研究にあたっておられます。また、菊池病院においては、いわゆる痴呆症ですね、認知症の研究や、あるいは司法がらみ、犯罪がらみ、司法がらみですね、こちらの精神医療にも関わっておられます。つまりも一般病院ではなかなか対応が難しい、あるいは採算に合わない、そういうものを受け入れているのがこれらの2つの病院であるということが出来ます。実際、私の母親は、頭痛が原因不明ということで再春荘にお世話になりました。父親は徘徊、認知症の治療のためにこちらの菊池病院でお世話になった経験がございます。そしてさらに、この請願書の中で国民的な視点から税金の無駄遣いを洗い出し是正をさせることは当然のことであると請願書に述べられております。しかし、これらの独立行政法人の国立病院を見直すにあたっては、経済効率ばかり優先させるのではなく、国民生活、つまり私たち国民の命や健康を守っていく公共サービスは充実を図っていただきたい、これが請願の趣旨で述べられているわけです。また、医師や看護師の増員も要望がなされております。議員各位は、看護師さんの16時間勤務というのをご存じでしょうか。夕方5時から勤務について、深夜働いて翌日の朝9時まで働いて16時間勤務、先ほどの委員会の報告では、労働基準法の問題だと言われましたが、今の国の法律ではこれが合法だとされているわけです。しかし皆さん、皆さん方の子どもさんが例えば看護師さん、あるいは身内の方が看護師さんで、とりわけ女性の場合ですね、この勤務によって体調を崩し退職をせざるを得ない人も続出をしているわけです。医者や医師も長時間勤務、こうした医者や看護師が疲れ切っ

てしまったら、何よりも治療を受ける患者にとって一番困ることではないでしょうか。こうした再春荘病院、菊池病院を国民の立場から、また患者の立場から国立病院として存続をさせる、これがまさに改めて申し上げますが本請願の最大の趣旨であります。委員会では、この請願を不採択とされました。ですから、議員各位におきまして、委員会の不採択に対して反対をされますように議員各位にお願いを申し上げます、私の不採択に対する反対の討論といたします。以上です。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、請願第3号について、委員会において不採択したものであります。その立場から討論をしたいと思っております。

不採択にした理由というのは、この紹介議員であります、今、討論されました荒木議員に来ていただきました。そして内容あたりをお聞きしました。その中で、不備に思えたもの、それは例えば16時間労働のことを言われました。これは、そういった勤務がきつくて心身共に耐えることができないような仕事であるならば、そもそも労働基準局に相談した方が早いのではないかなということを委員会で話し合いました。もしそれが合法で、しかしながら当事者とするならば耐えられない法律だということであるならば、まずそちらを変えていくのが本当ではないでしょうか。ですから、順番がそこでまず第一間違っていると私は考えます。そしてまた、独立行政法人、公益法人というものに対しまして政権が代わりましてから、これは内容が大きく変わりました、もうこの公益法人の見直しを国の方はやり出したということです。そして、たまたまですが、この6月13日の見直し案というものを今私が持っております、この中の、大臣になりました蓮舫氏が言われるには、そういったあらゆる事業に対しましても競争性がない。ですから、競争の導入、そういうことをしてですね、国民の負担を最小限にする観点が必要であるということを示されています。そしてまた、その見直しや効率化を求めることは国の責務であるということに進められております。この必要である事業というものを存続させていくことは当たり前のことでもありますから、そういったことに反対する委員は誰もおられませんでした。ただしかし、紹介議員を呼んで意見をお聞きしまして、その後退席されて審議した結果とすれば、証拠書類、そういったものがほとんどないんです。こういうふうな話を看護師さんから聞きましたということでありまして、経営側の考え方やその公平に見比べたいけれども、一方の意見だけを聞いた意見しか出ていなかったと。しかも、法律で定員は決まっていると、そういった看護師の数は決まっているということも言われました。ですから、それこそ法治国家ですから、法律に基づいて運営されているという事実ではないかというふうに理解しました。法治国家は、きちんと法律を守りながら、この独立行政法人を運営されているというふうにしか我々にとっては映らなかったわけでありまして。ですから、私も16時間労働なんかやと言われてもやりたくありません。しかしながら、これが合法であるということであるならば、こちらの方の改善というものを求めていかなければならない。そしてまた、この病床削減や縮小・廃止することなくということは、あくまでもこういった事実というものが実際に縮小するのか、廃止するのかということは、まだ決まったことでも何でもないし、どこでも話し合われた形跡が見当たらなかったということでもあります。それが今国会で審議されているとか、そういうふうであるならば、そういった証拠書類を持ってきて説明するべきで

はないでしょうか。ですから、こういった請願や陳情といったものに対しては、確固たる証拠書類、そういったものが必要であるということです。また、この独立行政法人は町外にありまして、我々委員会がわざわざそこまで行って調べるということは無理がありましたので、そういったものを求めるのならば、議運あたりに申し上げて、そういった事実を確認して審議していただきたいというふうな手続きを踏んでいただきたい。そうすれば、我々もその請願に対して慎重審議というものがなされるかもしれないが、曖昧な答えだけはすることはできないという観点から、あくまでも石橋を叩いて渡るかのごときの審議をしたわけであります。証拠書類がきちんと揃いまして、この内容が事実であるということが判明できれば、審議の内容は変わったのかもしれませんが。しかしながら、それに及ばなかったということで不採択という結果になったわけであります。

以上のような観点から、委員長の報告に対しまして賛成の立場を表明するものであります。議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。松永幸久君。

○13番（松永幸久君） 請願第3号の委員長報告の不採択ということですが、その反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。今、いろいろ荒木議員と永田議員の方からありましたけれども、確かに今お話のとおり部分は十分理解できるわけですが、その中で、特に今、事業仕分け等で予算削減というようなことでいろいろ政府も取り組んでいます。税金の無駄遣い、これを洗い出すのは当たり前のことであり、また特にそういう行政にたずさわっている人たち、この大津町においてもそうですけれども、当然当たり前のことでもありますけれども、私もうちの妹が3人、今、看護師をしております。姪っ子も今5人、看護師をしております。その子たちにもよく聞くんですけども、看護師になるときに、皆さん方ご存じですね、ナースキャップというの、戴帽式というんですけども、要するにそのナースキャップをもらうときにナイチンゲール精神というのがあるんですけども、やはりそのときに患者さんのために何をするかと。そういう思いで看護師になる。そういう中でやっぱし患者さんの立場でやっていく、その中で言いましたけれども、16時間の労働とありますけれども、これは準夜勤、深夜勤、夜勤というような使われ方でされていますけれども、特にやっぱしそういう過酷な労働があっても、やはり患者さんのために尽くすと、やるという思いで取り組んでいるのが、私は今、看護師の現場だろうと思います。医者立場からすると、経営者の立場からすると、少しでも看護師の人数を減らせば、当然病院の運営は成り立つわけですけども、しかしやはり健全な医療をやっていく上では、やはり十分な看護師を確保しないとやっていけない。私は当たり前のことだと思います。そういう意味で、また先ほど荒木議員からもありましたように、この菊池病院にしる、再春荘病院にしる、やはり特別な部分を担ってやっている。それからした場合に、当然私は必要であるというふうに思っておりますし、またそういう部分では、私はなくしてはならないという医療機関だと思っております。また、地域の病院を圧迫しているというわけでもないわけですので、私はそういう意味で、また地域の医療でできないところは、この再春荘や、あるいは菊池病院に紹介があったりとかしているわけですので、私はそういう意味からしても必要であると。そしてまた、当然医療のサービス向上のためにも取り組んでいかなければならないことであるというふうに思っておりますので、委員

長報告に反対の立場で討論をさせていただきます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。月尾純一郎君。

○8番（月尾純一郎君） 私は、請願第3号について、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

その前に、この請願はこれまでも幾度となく提出され、そのたびに不採択となったものであります。今回も名前を変えて、いわゆる表紙を変えて提出されたものであると理解しております。

まず、一連の事業仕分けについては一定の評価が得られており、国立病院の件についても今後の推移を見守っていかなければならないと思っております。例えば、本当にあんなに広大な敷地が必要なのか、以外の無駄な施設、設備はないのか。医療サービスの実態は、国民の目線から見たときになのか等々、しっかりと見直す必要があると思えます。

次に、国立でなければ国民生活を支えるサービスが十分ではないというのは的を得ていません。私は、民営化を何が何でも進めると言っているわけではありませんが、民間の企業努力の方がよっぽどサービスが充実をすと思っております。さらに、医師・看護師等、医療従事者の増員が安全安心の医療の確立と言っていますが、医師・看護師の増員には、必ず直接、間接に医療費の増大が伴います。一体どこに安全と安心があるのでしょうか。今は政府と国民が一体となって医療費の削減を叫んでいかなければならないときであります。その対応、対策を図っていくことが先であると思えます。いたずらに公務員を増やし、その身分保障を優先するという今回の請願第3号には反対、委員長の報告に賛成するものです。議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 私は、委員長の報告に対して反対する立場で討論を行っていきたいと思っております。実は私、私事で恐縮ですが、私のいとこも再春荘に入院しております。難病です。筋ジストロフィーといって、もう寝たきりになっています。病気を持つ家族の一人、あるいは家族を代表して訴えたいという気持ちがあります。さらに、今年の3月31日の熊日新聞一面に「非正規廃止、正職員に」という見出しで記事が載っていました。これは、熊大付属病院で働く看護師や医療技術職員など、特定有期雇用職員、いわゆる非正規の労働者390人を正職員にしておこうという、そういう記事でした。将来の不安から募集しても人が集まらない、優秀な人材が育たないという観点で、熊大では昨年5月から見直しを進めていたという、そういう記事でございました。私は、ようやく医療や、それから介護の世界で財政面だけでなく、そこで医療を求めている人、あるいはそこで働く人に目が向けられてきているというふうに感じております。今回の請願も、そういう意味で非常に大事にする必要があるだろうと思えます。議員各位にご賛同をお願いしまして、反対の討論に代えたいと思えます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

しばらく休憩いたします。3時15分より開会します。

午後3時02分 休憩

△

午後 3 時 15 分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、採決を行います。

まず、議案第 36 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、大津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 22 年度大津町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。こ

の採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第41号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

請願第3号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続と拡充を求める請願書についてを採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立少数です。したがって、原案について採決します。請願第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、請願第3号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続と拡充を求める請願書については、原案のとおり採決することに決定しました。

次に、陳情第2号、室北区内道路整備に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によ

て行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、陳情第2号、室北区内道路整備に関する陳情については、委員長の報告のとおり採決することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（大田黒英生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 発議第3号 「口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書」の提出について

○議 長（大田黒英生君） 日程第5、発議第3号、「口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号、提出者、府内隆博君。

○2番（府内隆博君） こんにちは。発議第3号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書（案）。

4月20日に確認された宮崎県における口蹄疫は、処分される牛、豚など20万頭を超える戦後最

大の畜産被害となっている。手塩にかけて飼育してきた家畜の殺処分を受ける被害畜産農家の苦悩は計り知れず、被害を乗り越えて畜産経営再建のための手厚い支援が求められている。

今回の口蹄疫の広がり、バイオセキュリティが高いはずの宮崎県家畜改良事業団の種牛まで擬似患畜として殺処分対象となるなど、宮崎県はもちろん日本全国の畜産の根幹をゆるがす事態となっている。感染の急速な拡大は、現在の防疫体制が不十分であることを明らかにしている。

口蹄疫感染拡大は、国の危機管理対策が不十分であったことへの反省が求められる。

また、大量の処分家畜の埋却処理は簡単には進まず、被害農家の再建対策の見通しはたっていない。

国においては、口蹄疫を完全におさえ込み、宮崎県の畜産業と関連する地域経済の再建、熊本県をはじめ家畜市場の閉鎖などで被害を受けている農家、関連業界への支援に全力であたられるよう、下記のとおり意見書を提出する。

記

①国の責任で防疫措置の徹底と、今後の予防措置に万全を期すること。

②畜産農家の再建に展望が持てるような被害補償を行うこと。評価額が確定するまで仮払いなどで生活支援を行うこと。

③関連する業界の被害実態調査を行い、特に従業員の雇用支援を行うこと。

④宮崎県内はもちろん、市場閉鎖などで被害を受けている農家への、えさ代や薬品代などの補償、支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月16日、大津町議会議員、大田黒英生。

提出先、衆議院議長、横路孝弘様。以下、記載のとおりでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第3号に対しまして質疑を行います。

終息するかに見えた口蹄疫が、また拡大して、非常に心配なのは我が議会のみならず国民全体、それこそほかの国の発生も考えますれば、それこそ世界的に危惧されていることだと思います。

そこで、実際この口蹄疫が広がって、ここには要点としましてその当事者である農家の方々への補償等々を強く求めるという形を書いております。しかしながら、宮崎の経済状態、経済活動というものは、熊本にも被害が及んでおりますが、それこそ全国に及んできて、それこそ物の流れが変わっております。そういったことを大局的に考えますれば、この要望の4点、箇条書きにされておりますが、実際にこの4点の内容というのは思いはわかります。しかしながら、少々不十分じゃないかなと思う部分があるわけです。まさしく天災というふうにも考えてもいいんじゃないかなと。それこそ国におかれましては、激甚災害に値するような、そういった措置を取られて、宮崎県全体ということを中心としながら、あらゆるものに手を差し伸べなければならないということは感じます。まずは、この中が、この発議の一つは偏っているのではないかなと、そういった農家主体にですね、思います

が、もう少しほかの産業あたりのことも一緒にですね、全体の見直しといいますか、全体に対する国のそういった保護あたりが、こういったところに求められるというような形にした方がよかったのではないかなと思う点と、あとはですね、この発議自体に賛成者4名、提出者1名で5名、これは経済常任委員会の人たちでしょうが、こういったものに対してからは、我々ほかの委員会の方は相談も何も受けておりません。逆に寂しい思いがしましてですね、こういったことはみんなが心配しているわけですから、大津町議会全体の総意として出すべきではないかなと。ですから、一部の方々のこれは発議だとは感じられません。これ国全体の問題であるよというのは皆さん感じられておると思いますので、どうして一部の数名で進められたのかですね、ここは重要なポイントと思います。ここは、やはりその大津町議会全体での総意として出した方がよかったのではないかなと。もちろん、各位にそういったものはお聞きしてですね、賛成される方はすべからくこの賛成者の中に、ここに記して、そしてこの発議を述べられる方がよかったのではないかなと思います。そこの流れ的なものもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長（大田黒英生君） 府内隆博君。

○2番（府内隆博君） 今、永田議員の方からありましたように、議会全員で求めるのじゃなかったかという点につきましては、私の不徳の致すところで、それは皆さん方にお断りをしたいと思います。やはり議会みんなに相談してですね、するのが立前じゃなかったかと思います。それについては、私謙虚に認めます。

それ以外に、先ほど畜産だけでなく他の関連業界にも被害調査ということで3番目に挙げています関連業界の被害実態の調査を行い、特に従業員のそこにも当てはまるのではなからうかと思ひ、そういったことを含めてですね、またお願いをすることでございます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第3号、口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、発議第3号、口蹄疫被害に対する対策と農家などへの補償を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午後3時35分 休憩

△

午後3時50分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま荒木俊彦君ほか3名から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号 「医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院
機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求め
る意見書」の提出について

○議長（大田黒英生君） 追加日程第1、発議第4号、「医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第4号、提出者、荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書の提出につきまして、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきたいと思います。

医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書（案）

熊本県北部に総合病院的役割を果たす病院がなく、リスクが高い患者様を引き受ける病院が限られており、国立病院機構熊本再春荘病院で受け入れる割合が大半を占めます。

さらに、熊本県の難病拠点病院にも指定されており、県内各地から患者様を受け入れております。また、診療のみならず臨床研究・医療従事者の教育研修、情報発信にも積極的に取り組み、診療機能と一体となった医療体制で地域に貢献しております。

国立病院機構菊池病院では、かねてより脳と心の専門的な医療を行っております。昭和62年からは、厚生労働省認知症老人対策の西日本モデル施設に指定され、診察・研究および研修事業を積極的に行っております。

さらに、一昨年より司法精神病棟も開設され、全国的にも重要な一翼を担っております。老年期精神医療（認知症）に関しましては、県北はもとより、県内外からも幅広く患者様を受け入れております。

安全・安心の医療の確立と、今、急速に複雑・高度化する医療内容に対応するために、熊本再春荘病院・菊池病院で働く医師・看護師をはじめとする医療従事者を増員することが、切実に求められています。医療の現場では、医療従事者自身が心身の病気になったり、慢性的な超過勤務も続いています。

す。

政府・行政刷新会議は「独立行政法人は原則廃止する」としつつ、「事業仕分け」で実施し、それを踏まえて「独立行政法人の抜本見直し」を行うとしています。事業仕分けでは、運営費交付金の削減、国立病院の統廃合や病床削減、職員の非公務員化により、医師の兼業や派遣を可能にする「効率化・合理化」を押し進めようとしています。これ以上の経営最優先の病院運営を許せば、地域の医療崩壊がさらに深刻化することは明らかです。

国民的な視点から、税金の無駄遣いを洗い出し、是正することは当然のことですが、独立行政法人の「見直し」にあたっては、経済効率ばかり優先させるのではなく、国民生活を支える公共サービス拡充の観点から十分な検証を行うべきです。

医療崩壊をくい止めるためにも、国立病院を人件費や運営費交付金の一律削減の対象から除外して、医師・看護師をはじめ必要な人員を確保し、充実・強化を図ることこそが求められています。

いつでも・どこでも・だれでも安心して医療を受けられる体制の確立は、国民の切実な要求です。地域医療の充実と国立病院の存続・拡充の実現に向けて、ご尽力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1、医師・看護師をはじめとする医療従事者の増員を行い、安全・安心の医療を確立すること。
- 2、県北はもとより、県内外からの医療要求と、救急医療・不採算分野の診療・認知症・精神科急性期医療・触法精神医療などの充実のため、熊本再春荘病院・菊池病院を機能強化すること。
- 3、熊本再春荘病院・菊池病院が果たす役割は極めて大きく、病床削減や縮小・廃止することなく存続・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月16日、熊本県菊池郡大津町議会議長、大田黒英生。

提出先、内閣総理大臣、菅 直人様。以下、記載のとおりでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 発議第4号に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

先ほど請願書という形で出ておまして、今度は発議ということではありますが、委員会で審議しましたところの要点が皆さん方にはなかなか伝わっていなかったのかなど。その後の感情論に流されたような形で皆様が賛同されたのかなというふうに感じました。我々議員は、そういった感情論に流されるべきではないと思います。こういった審議に対しましては、説得力のある証拠書類何なりが求められると思います。それでこそ、審議がきちんとした形で我々が、議員が議員としてしっかりとした判断ができるというものであります。証拠不十分ということで、結局不採択になったわけでありまして。

感情論で言うならば、沖縄の海兵隊移転の問題、また拉致問題、そういったものも、例えば沖縄は大変だね、だったならば熊本に海兵隊を持ってこようかなということまでは言わないのが国民ではないでしょうか。結局、一時に流されていては全体が見えなくなってしまうと私は思います。我々の議員の責務としまして、証拠不十分は審議しても賛成には当たらないということです。ですから、この内容を見てもみすれば、あくまでも明らかに国民の負担は増えるということです。しかしながら、法律に則った定員数で運営され、きちんと黒字が出ているという話も聞きました。経営の中身の問題ではないでしょうか。利益が出たならば、それをそういった従事者に対して配分する、または医療費を抑制するといったことを求めていくのならば経営の内容の問題でありまして、この請願で出されたときに、その荒木議員に来ていただいているいろいろ話の中でも、そういった流れできておりますし、やはりここは耳障りのいい感情論は、後に国民の負担に及ぶということでもあります。ただし、ここで間違ってもらいたくないのは、法律の枠内ということを申しますけれども、法律はあくまでも最低の道德であると言った人がおりますが、まさしくそのとおりで、特に法律は厳しい判断を下します。しかしながら、今は改正されない限りは法律に則ってこういったところは運営されなければならない。ですから、その法律を無視したような運営はできないのが今でありますから、もう少し法律の方も勉強されて、証拠書類として、そしてそういった廃止やそういった議論がなされているというような事実書類をきちんと提示していただきたい。それを我々が町民の代表として確認して、そして我々の理性で、すなわち善悪正否をきちんと判断してこういったものを採択するか、それとも不採択にするかという形に及ぶわけですから、書類不十分のこういった発議に対しましては、断固として反対をするべきだと。それがこういった付託された議会のですね、責務と私は考えております。ここは、議員の資質の問題ですから、よく考え直されて、この発議に対してはもう一度出し直しなさいと、内容を精査して、証拠書類を添えて出し直して下さいというのが本当の流れではないかなと私は感じます。私は、町民の代表として誇りを持っておりますので、一時の感情論には流されてはいけないというのを私はきちんと持っているつもりであります。確かに16時間労働なんかしたくは、何度も言いますがありません。ですから、きちんと証拠書類を出されて、そしてこの発議に結びつけられた方がよろしいかと思っております。ですから、この発議に対しましては反対という立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 先ほど発言しました、感情論とそういうことを言われていますけれども、私は発議に対して賛成する立場で討論を行います。私は、確かに法にかなって、理にかなって、しかも情にかなう、情けにかなう、そういったことを常日ごろから考えています。先ほど申し上げたことは、私が再春荘に行って看護師さんの献身的な看護等を目の当たりにして、現実に学ぶ、私は地域での住民の皆さんの取り組み、そういったもの、地域に学ぶということを第一義に考えております。そういう意味で、この発議に対して病院で働く看護師の皆さん、あるいは医師の皆さん、そういったことが訴えていることにかんして賛成したいという気持ちでおりますので、議員各位の発議に対するご賛同を、さらに再度お願いして、討論に代えたいと思っております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。発議第4号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、発議第4号、医師・看護師の大幅増員と独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院・菊池病院の存続・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6 平成22年度議員派遣について

○議 長（大田黒英生君） 日程第6、平成22年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第7 人権擁護委員の答申について

○議 長（大田黒英生君） 日程第7、人権擁護委員の答申についてを議題とします。町長から議席に配付のとおり、人権擁護委員の推薦について意見を求める件が提出されております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件は議席に配付しました答申案のとおり、伊東祐紀君、阪田良一君、玉永多水子さんを答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。したがって、本件は議席に配付しました答申案のとおり、伊東祐紀君、阪田良一君、玉永多水子さんを答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。以上で、会議を閉じます。
平成22年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月16日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 源 川 貞 夫

大津町議会議員 鈴 木 ムツヨ